# 令和７年第２回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和７年２月１９日（水）
午前１０時開会
市役所３階３０５会議室

| | | | |
|---|---|---|---|
| １ | 開会宣告 | | |
| ２ | 議事日程報告 | | |
| ３ | 日程第１ | 教育行政報告 | |
| ４ | 日程第２ | 報告第６号 | 令和７年度留守家庭児童会入会申込者数について |
| ５ | 日程第３ | 報告第７号 | 京田辺市こども計画について |
| ６ | 日程第４ | 報告第８号 | 令和７年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数について |
| ７ | 日程第５ | 報告第９号 | 令和７年度給食費（主食費・副食費）の見直しについて |
| ８ | 日程第６ | 報告第１０号 | 京田辺市立こども園における警報等発表時等の対応要綱の一部改正について |
| ９ | 日程第７ | 承認第１号 | 令和６年度京田辺市一般会計補正予算（第７号）(案)に対する意見について |
| １０ | 日程第８ | 承認第２号 | 令和７年度京田辺市一般会計予算(案)に対する意見について |
| １１ | 日程第９ | 議案第３号 | 京田辺市いじめ防止基本方針の見直しについて |
| １２ | 日程第１０ | 議案第４号 | 京田辺市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について |
| １３ | 日程第１１ | 議案第５号 | 令和７年度京田辺市立学校医の委嘱について |
| １４ | 日程第１２ | 議案第６号 | 令和７年度京田辺市立学校歯科医の委嘱について |
| １５ | 日程第１３ | 議案第７号 | 令和７年度京田辺市立学校薬剤師の委嘱について |
| １６ | 日程第１４ | 議案第８号 | 令和７年度京田辺市立学校健康管理医の委嘱について |
| １７ | 閉会宣告 | | |

令和７年第２回教育委員会定例会出席者名簿

| | |
|---|---|
| 教育長 | 山岡　弘高 |
| 委員（教育長職務代理者） | 藤原　孝章 |
| 委員 | 伊東　明子 |
| 委員 | 藤井　　直 |

■説明のために出席を求めた者

教育委員会事務局

| | |
|---|---|
| 教育部長 | 櫛田　浩子 |
| 教育指導監<br>（こども・学校サポート室長　事務取扱兼務） | 片山　義弘 |
| 教育部副部長<br>（教育総務室長　事務取扱兼務） | 古谷　隆之 |
| こども・学校サポート室総括指導主事 | 勝又　靖志 |
| 学校教育課長 | 田原　　暁 |
| 学校給食課長<br>（学校給食センター所長　事務取扱兼務） | 西村　　明 |
| 社会教育課長<br>（中央公民館長　事務取扱兼務） | 出島　ケイ |
| 社会教育課担当課長<br>（中央図書館長　事務取扱兼務） | 七五三　和広 |

■事務局書記職員

| | |
|---|---|
| 教育総務室総務係長 | 近藤　隆充 |
| 教育総務室再任用主査 | 鈴木　勝浩 |

■こども未来部（３名）

| | |
|---|---|
| こども未来部長 | 釘本　幸一 |
| こども未来部副部長<br>（こども未来政策推進室長　事務取扱兼務） | 河本　佐和子 |

（子育て支援課長　事務取扱兼務）
こども未来部保育幼稚園課長　　内　野　　文　彦

令和７年第２回京田辺市教育委員会定例会

# 教育行政報告

R07/01/16 ～ R07/02/19

１．教育行政報告

１月

| | | | |
|---|---|---|---|
| 16日 | （木） | 普賢寺小学校第２５回記念書初め会 | 普賢寺小学校 |
| 25日 | （土） | 第４１回綴喜青少年の主張大会 | 井手町立泉ヶ丘中学校 |
| | | 部落解放同盟山城地区協議会荊冠旗びらき | コミュニティワークうじ館 |
| 26日 | （日） | 第８回京田辺バンドフェスティバル | 中央体育館 |
| 28日 | （火） | 令和６年度第５回学校教育審議会 | ４０３会議室 |
| 31日 | （金） | 令和６年度第３回京都府都市教育長協議会 | 木津川市役所 |

２月

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1日 | （土） | 令和６年度市立幼稚園・こども園絵画展 | 松井ケ丘･薪・田辺幼稚園 |
| 4日 | （火） | 近畿都市教育長協議会令和６年度第３回役員会 | 大阪市天王寺区 |
| 5日 | （水） | 令和６年度市立幼稚園・こども園絵画展 | 大住こども園 |
| 6日 | （木） | 令和６年度山城地方教育委員会連絡協議会教育長・教育委員研修会 | 文化パルク城陽 |
| 7日 | （金） | 田辺中学校募金活動市長訪問 | 全員協議会室 |
| 8日 | （土） | 令和６年度市立幼稚園・こども園絵画展 | 草内・田辺東・三山木・普賢寺幼稚園 |
| 9日 | （日） | 第１２回「家族のきずな」作文コンクール | 府立けいはんなホール |
| 10日 | （月） | 令和６年度第３回山城地方教育長会議 | 田辺総合庁舎 |
| 11日 | （火） | 第４８回二月堂竹送り | 大御堂観音寺 |
| 12日 | （水） | 令和７年第１回教育委員会臨時会 | ３０５会議室 |
| | | 令和６年度第３回総合教育会議 | ３０５会議室 |
| | | 生涯学習推進協議会 | ３０５会議室 |
| | | 令和６年度京田辺学校教育研究会定例研修会閉講式 | 中央公民館 |
| 13日 | （木） | 令和６年度市町村トップセミナー | ANAｸﾗｳﾝﾌﾟﾗｻﾞﾎﾃﾙ京都 |
| 19日 | （水） | 令和７年第２回教育委員会定例会 | ３０５会議室 |
| | | 市議会本会議（議案上程、施政方針 他） | 議場 |

報告第６号

令和７年度留守家庭児童会入会申込者数について

令和７年度留守家庭児童会の入会申込者数について報告する。

令和７年２月１９日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　　弘　高

（報告理由）

本件は、令和７年度留守家庭児童会の入会申込者数について、報告するものである。

# 令和7年度　留守家庭児童会入会申込数

令和7年2月1日現在

単位：人

| 校区名 | 児童会名 | 区分 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計(A) | 6年度合計(B) | A-B |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大住 | 大住留守家庭児童会 | 直営 | 15 | 8 | 11 | 5 | 4 | 1 | 44 | 26 | 18 |
| 田辺 | 田辺留守家庭児童会 | 直営 | 43 | 45 | 30 | 27 | 12 | 4 | 161 | 144 | 17 |
| 草内 | 草内留守家庭児童会 | 直営 | 22 | 34 | 16 | 14 | 2 | 3 | 91 | 70 | 21 |
| 三山木 | 三山木留守家庭児童会 | 直営 | 49 | 54 | 79 | 38 | 28 | 16 | 264 | 234 | 30 |
| | みんなのき | 民間 | 21 | 13 | 7 | 1 | 0 | 0 | 42 | 40 | 2 |
| | Sola(空) | 民間 | 21 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 | 49 | -9 |
| 田辺東 | 田辺東留守家庭児童会 | 直営 | 7 | 9 | 12 | 6 | 3 | 0 | 37 | 40 | -3 |
| 松井ケ丘 | 松井ケ丘留守家庭児童会 | 直営(委託) | 39 | 35 | 36 | 31 | 9 | 7 | 157 | 139 | 18 |
| 薪 | 薪留守家庭児童会 | 直営 | 42 | 43 | 36 | 32 | 16 | 3 | 172 | 161 | 11 |
| 桃園 | 桃園留守家庭児童会 | 直営 | 33 | 30 | 31 | 13 | 11 | 2 | 120 | 94 | 26 |
| 市全体(民間含む。) 合計 | | | 292 | 290 | 258 | 167 | 85 | 36 | 1,128 | 997 | 131 |
| 市直営(委託含む。)のみ 合計 | | | 250 | 258 | 251 | 166 | 85 | 36 | 1,046 | 908 | 138 |

報告第７号

京田辺市こども計画について

京田辺市こども計画策定に係るパブリックコメントの結果及びその対応内容について報告する。

令和７年２月１９日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　　弘　高

（報告理由）

本件は、京田辺市こども計画策定に係るパブリックコメントの結果及びその対応内容について報告するものである。

資料１
教育委員会
R7.2.19

# 京田辺市こども計画の策定に係るパブリックコメント結果

（１）案件名　　京田辺市こども計画（案）
（２）募集期間　　令和６年１２月１８日（水）から令和７年１月１７日（金）まで
（３）意見提出者　　７６名
（４）意見の数　　１２７件
（５）意見への対応内訳

| 対応区分 | 件数 |
|---|---|
| 計画に追加又は修正するもの（追加・修正） | ３件 |
| 計画に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載） | １１件 |
| 計画の実施段階で参考とするもの（参考） | ８２件 |
| その他 | ３１件 |
| 合計 | １２７件 |

問い合わせ先　こども未来部こども未来政策推進室
電　話　0774-64-1350
Ｅメール　mirai@city.kyotanabe.lg.jp

（参考）

○提出日別提出者数と年代内訳

| 提出日 | 提出者数 | （提出者数の年代内訳） | | | | | | | | | | | | 記名者数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 小学1･2年 | 小学3･4年 | 小学5･6年 | 中学生 | 高校生 | 19～29歳 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 未回答 | | |
| 12月18日（水） | 22 | | 1 | | 2 | | | 9 | 8 | 1 | | | 1 | 2 | さくら連絡網LINE配信 |
| 12月19日（木） | 2 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | |
| 12月22日（日） | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| 12月26日（木） | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | |
| 12月29日（日） | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | |
| 12月30日（月） | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | |
| 1月 4日（土） | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 1月 5日（日） | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| 1月 6日（月） | 1 | | | | | | | | | 1 | | | | | |
| 1月10日（金） | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | |
| 1月13日（月） | 3 | | | | | | | 2 | | 1 | | | | 1 | |
| 1月15日（水） | 27 | | | 1 | | | 25 | | 1 | | | | | 5 | メール提出1名 |
| 1月16日（木） | 4 | | | | | | | 2 | | 2 | | | | | |
| 1月17日（金） | 10 | | | | 1 | | | 2 | 5 | 2 | | | | 2 | |
| 計 | 76 | 0 | 1 | 2 | 3 | 0 | 25 | 19 | 17 | 8 | 0 | 0 | 1 | 11 | |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 1 | 小学生の学童保育を充実させてほしい。放課後安心して過ごせる場を作ってほしい。留守家庭児童会は要件が厳しく募集人数が足りなさすぎる。 | 趣旨記載 | 留守家庭児童会の充実につきましては、市としても課題として認識しており、今回の計画でも重点事業として取り上げているところです。ニーズに応えられるよう、整備を進めてまいります。 |
| 3 | 新しい公園を作る前に中学校のグランドを広くするべき。こどもたちがのひのびと教育、部活動ができない。 | 参考 | 現在のところ、各中学校の運動場の面積は中学校設置基準を上回っておりますが、教育活動や部活動において必要がある場合には、周辺のグランド等を利用できるよう調整しているところです。 |
| 4 | こども、その親だけでなく老人にこども計画の事をしっかり伝えた方が良いと思う。老人会が子供会の予算を横取りするので老人こそ子供を大切にする意識を持って欲しいと思います。親はほとんどの人が少子化もあって子供の事を考えています。老人はもっと若い世代に遠慮して欲しいものです。老人は敬われるべき、老人の権利、主張が厚かましくて辟易します。一部の人だけと信じたいですが、実際、一部の老人は子供を苦々しく思っているようで危険性を感じています。<br>通学路を通るだけで家から出てきてうるさいと怒鳴る、前に子供が歩いていると舌打ちする、子供会のイベントに混じり老人が景品をぶんどる、等。そんな老人から子供を守りたいですね、こども計画を知ったら怒り出すかも知れませんが。<br>未来ある若者が邪魔される事なく成長して欲しいものです。 | 趣旨記載 | 本計画では、こども・若者が権利の主体であることの普及啓発事業や地域社会全体でこどもを見守り、成長を支える事業などを計画し、それにより市民がつながり、地域社会全体の幸福につながることを目指しています。この計画に込めた思いがすべての人に伝わるように周知に努めてまいります。 |
| 5 | 学校に行かない子どもたちが増えています。彼らの心理的問題や学習上の問題をどう解決するのでしょうか。彼らはより多くのケアと援助、そして人々や社会と接触するより多くの機会を必要としています。さらに、安心して勉強できる場所と先生も必要です。 | 趣旨記載 | 児童・生徒の不登校については、教育支援センターを中心に学校・関係機関との連携を図りながら、社会的自立、学校復帰を目指して、個別最適な学び、多様な学びの場を確保するとともに相談事業を実施し、学校においても教員のほかスクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー等による教育相談体制の充実を図り、不登校支援に努めております。ご意見も参考に今後も支援に努めてまいります。 |
| 6 | 少しずつ勉強して意見を出していきたいと思っています。 | その他 | まずは、計画を知っていただく一歩となったこと、また、フォームからご意見を入力してくださったことをありがたく受け取っています。今後、こども・若者の意見を聴く取組を検討してまいりますので、是非、ご参加いただければ嬉しく思います。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 7 | 学校給食を出来る限り地産地消のオーガニック給食にしてほしい。<br>今の野菜ではミネラルは全く摂取出来ていません。<br>日本人の体質に合わない牛乳をやめてほしい。<br>栄養士さん、もっと勉強してください。<br>なぜ、給食にパン、牛乳が導入されたのか、いつから導入されたのか、調べてみてください。<br>パンを減らし、お米本来の栄養がしっかり取れる金芽米(泉大津市をみてください)にすぐ変更してください。<br>食べる事は生きること。<br>食べた物で體は出来ます。<br>子供は日本の未来ですよ、今の教育、食べ物では明るい未来はありません。 | 参考 | 給食の食材については可能な限り地元産の食材を調達する中で進めていますが、オーガニック食材については、地元産では数量が確保できないところです。<br>食材等については、いろいろなお考えがあることは承知しておりますが、学校給食は大量調理となりますことから、オーガニック食材を給食として使用するためには、特定の日に大量の食材の安定した確保が必要であることや、学校給食費の範囲で栄養基準を満たす食材の購入が可能であるかなど、現時点では多くの課題があるため、実施は困難であると認識しております。<br>また、牛乳の飲用でありますが、本市が実施しています学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、必要な各栄養素の基準を国が設定し、栄養バランスのとれた給食として、学校給食法施行規則で主食、副食、牛乳によるものと規定されている完全給食を提供しています。<br>そのため、牛乳を含めた栄養価を算出し、児童生徒が必要な栄養が摂れるようバランス良く提供しておりますので、ご理解いただきますようお願いします。<br>給食の提供に当たっては、管理栄養士により必要なエネルギー量や栄養が確保できるよう食材を選定し、献立を作成しています。今後も、こどもたちに美味しいと喜ばれる給食を提供できるように努めてまいります。いただきましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 8 | この少子化の時代の日本の宝、世界の宝だと思う子供達…とても良い取り組みだと思うのですが、政治が変わらないと今の子供達が置かれている現状は変わらないと思います。まずは京田辺市　市長<br>京田辺市の教育委員会　税金をもっと公立小中高と使って下さい！子供の教育でいちばん近い先生の質が昔より悪すぎます！終わってます。一生懸命やって下さってる先生方が可哀想です。<br>先生の業務過多の原因にもなる事務方なども、もっと税金を使って人を雇って下さい！本当にお願いします！ | 参考 | 市立小中学校については、教職員の人件費は国・府負担となっておりますが、毎年度、教材や施設の充実、教職員の指導力向上のための研修などを実施するために必要な予算の確保に努めております。また、働き方改革の推進も含め、共同学校事務室において学校事務の負担軽減、効率化を推進しているところです。今後も継続して必要な予算の確保と適切な執行に努めてまいります。 |
| 9 | 負担が大きいのでPTAをなくしてもらいたい | その他 | PTAにつきましては、保護者と教員をつなぎ、こどものために学校だけではできない取組等を担っていただいている重要な組織と考えておりますが、時代とともにその役割の見直しも必要かと考えられます。過度の負担とならないよう保護者の皆様とも検討してまいります。 |
| 10 | 子供貧困対策は良いとは思うが貧困という言葉を使うネーミングは良くないと思う。周りに知られたくない子供が知られてそこからいじめや孤立に発展する可能性もある。学習支援はこれからの子供や未来のためには必要であるとは思うので、誰でも意欲ある子供達に差別なく受けさせられる環境があれば良いかと思う。例に挙げると子供食堂に通いたくても、そこに通っていることが周りに知られたくなく、通いたくても通わない子供達や家族は現実にいる。 | 参考 | こども計画の記載では、国の法律「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」から「貧困」という名称を使っておりますが、実際の学習支援事業では、「スタサポ(スタディサポート)」「キララ教室」といったネーミングで学習支援事業を実施しております。学習意欲があるものの、経済的な理由で学習が困難なこどもが、学習支援事業からいじめや孤立につながるようなことのないよう、配慮して参りたいと考えております。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 11 | 計画倒れにならないよう、具体的に何をどうするのかを明確にわかるようにしてほしい。 | 参考 | 貴重なご意見をありがとうございます。こども計画では、第4章「施策の展開」から具体的に実施する事業を記載しておりますが、それぞれの事業の詳細につきましては、根拠法令や部門別の計画、実施要項等に基づき実施してまいります。 |
| 12 | 現時点で留守家庭児童会に入れず、子どもの下校先の段取り、1人で留守番をすることに奮闘しています。未来への計画ではなく、私たちにとっては今困っていることです。必要以上にお金をかけて自分で何とかするしかない現状、子どもに負担を強いる現状、市役所ではすみませんしか言ってもらえない現状を、もう少し考えてください。 | 趣旨記載 | 留守家庭児童会の充実につきましては、市としても課題として認識しており、今回の計画でも重点事業として取り上げているところです。ニーズに応えられるよう、整備を進めてまいります。 |
| 13 | 井手やまぶき支援学校に通学する児童の留守家庭の利用を認める、もしくは支援学校と連携して場所を提供しないと希望者が留守家庭に入れないと思う。放課後等デイサービスも預かり型はもう空きがなく、来年度の新入生のお母さんが困っていた。八幡支援学校は久御山町と八幡市が委託して、日中一時支援の場所を学校内に設置している。<br>何年支援学校に通学する生徒が増える中で、留守家庭も使えないのは困る | 参考 | 本市留守家庭児童会は小学校内に設置しているため、来所における安心安全の観点から、また、支援学校の児童の受入体制を整えるのは困難なため、当該小学校に通学する児童以外の受入れは考えておりません。<br>いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 |
| 14 | 各小学校の近所に学童併設の児童館を作ってほしい。学校敷地内だと受け入れ人数が少なすぎる。<br>また、学童に登録していなくてもこの日だけ1時間預かってほしい、等に対応してほしい。下の子の通院、仕事と学校の時間割の都合などでどうしても1時間程度預かってほしい場面が日頃たくさんある。 | 参考 | 今後、留守家庭児童会の整備を進めてまいります。児童館等を再編整備する計画の中で、施設の整備や受入人数について検討してまいります。<br>なお、現在の留守家庭児童会は保護者の就労等により継続して保育することを前提としているため、一時預かりは考えておりません。 |
| 15 | いいね | その他 | 貴重なご意見をありがとうございます。まずは、計画を知っていただく一歩となったこと、また、フォームからご意見を入力してくださったことをありがたく思っています。今後、こども・若者の意見を聴く取組を検討してまいりますので、是非、ご参加いただければ嬉しく思います。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 16 | 保育園に入れるように子ども園を作ると書いてありますが、保育士の確保はできるのですか？保育士の給料を上げたり、保育士が働きやすい環境作りはできますか？私も元保育士ですが、給料の安さなどもあり、職に戻ることは考えられていません。<br>また、出産についてですが、出産の際の費用も助成が上がりましたが、実際のところ病院の費用も同じように上がっていて、結局負担が変わっていないのが現状です。<br>月々の児童手当も助かりますが、子供を産んだらもっと得になるようなことがないと、子どもは増えないと思います。<br><br>また、子どもの健康作り支援についてですが、給食や幼稚園などで牛乳が出ていますが、必要でしょうか？色々な意見がありますが、私は健康のために不必要と考え、子どもにも飲ませていません。しかしながら、小学校では診断書がないとやめさせられないと言われました。せめて選択制や自由制にしてほしいです。グルテンの体への影響があるため、パンが月2回に収まっているのは、許容範囲です。さらに米粉のパンなどありましたら、とても嬉しいです。日本で作られた米を使うので、地産地消にもなると思います。さらにヒノヒカリの米粉なら京田辺市の特産でもあるので良いと思います。<br>添加物や農薬の問題もありますので、子どもの健康を考えるのでしたら、こどもたちの小学校や幼稚園、保育園の給食で添加物を使わない、オーガニックにするなどしてほしいです。子どもたちの未来を壊さないでください。 | 参考<br><br>参考 | ご意見にあるように、保育士の確保は課題となっており、潜在保育士の掘り起こしなどに取り組んでいるところです。引き続き有効な方法について検討を加え、取り組んでまいります。また、保育士の確保は本市に限らず全国的な課題でもあることから、保育人材の育成・確保について国への要望活動も行っているところです。併せて、出産に関して、妊産婦の経済的負担を軽減するため、出産及び妊産婦医療に関する必要な支援を講じることを国に対して要望しているところです。<br>児童手当については制度の改正等に対応して円滑な支給に努めてまいります。子育て支援に関して、市において新たな手当等の制度を設けることは難しいところですが、子育て支援策の充実については、検討を続けてまいります。<br><br>給食の食材等については、いろいろなお考えがあることは承知しておりますが、学校給食は大量調理となりますことから、オーガニック食材を給食として使用するためには、特定の日に大量の食材の安定した確保が必要であることや、学校給食費の範囲で栄養基準を満たす食材の購入が可能であるかなど、現時点では多くの課題があるため、実施は困難であると認識しております。<br>また、牛乳の飲用でありますが、本市が実施しています学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、必要な各栄養素の基準を国が設定し、栄養バランスのとれた給食として学校給食法施行規則で主食、副食、牛乳によるものと規定されている完全給食を提供しています。<br>そのため、牛乳を含めた栄養価を算出し、児童生徒が必要な栄養が摂れるようバランス良く提供しておりますので、ご理解いただきますようお願いします。<br>今後も、こどもたちに美味しいと喜ばれる給食を提供できるように努めてまいります。いただきましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 17 | 子育て支援と書いてありますが、2人目、3人目の保育料の減免は保育園に在籍してる子だけで小学生になれば、保育園にいる子が3人目であっても2人目、もしくは1人目になるというのは支援していただいていると言えますか？誰のためのなんのための減免制度でしょうか。0～2歳の住民税非課税世帯の保育料無料、生活に苦しいのは住民税非課税世帯だけではありません。預かる場所があっても預かってもらうお金を払うために仕事をする、子供のために使うお金を稼ぐためではないという矛盾です。考えてください、小学生2人、保育園0～2歳の3人目、子供3人いても保育園に行ってる子は1人目ですよね。お金がかかるため働くのに、保育料は4万。他の市では3人目は3人目と無料な市もあります。何も考えず、京田辺市に住んだこと、失敗だったと思ってます。近くの木津川市でよかったなぁと。子育てする世代へ優しくない市だと思います。今は新しく同志社山手など新しい地区があるため子供が増えますが、今後子供が減ることは統計でもあるように明確です。子育て世帯に優しい支援とこのような計画を立てられるなら、もう少し考えていただけると京田辺市に住む一つの魅力として確立されるのではと思います。 | 参考 | きょうだいの年齢構成により、減免を受けていただけない場合があり、ご負担をお掛けしております。この制度も含め、審査時の公平性の確保や予算等の兼ね合いもございますが、減免制度の設計や制度の見直しの際には、対象の世帯をどのように設定するか、十分な議論をして決定してまいりたいと考えております。 |

| 整理番号 | ご意見（原文のまま記載） | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 18 | 小学生や中学生の不登校対策なども盛り込んでくださいね。 | 趣旨記載 | 不登校対策については、市としても課題として認識しており、本計画でも、スクールカウンセラーなどの専門職による相談体制の充実や学校と教育支援センターを中心に支援のネットワーク構築を進めることとしています。 |
| 19 | ①三山木幼稚園の教室以外が外にあるので、特に冬のトイレが吹きっ晒しになりとても寒い。子供がトイレを我慢する原因になっていて健康に良くない。家屋の見直しをしてほしい。<br>② 年少扶養控除を復活させて欲しい。<br>③ 子供が小さいうちは家で保育したり学校から帰宅した時に家にいてあげたいので、配偶者控除・扶養控除・第3号被保険者などの制度はなくさないでほしい。核家族が増えている現在、家で子供を見られるのは父親か母親がメインになる。子育てしやすい環境をこれ以上なくさないでほしい。<br>②と③に関しては市や府から国にどんどん意見をあげて欲しい。 | ①参考<br>②その他<br>③その他 | ①については、今後の施設設備の修繕計画の参考とさせていただきます。<br><br>②③については、国において児童手当の拡充に伴う税負担の在り方や配偶者の収入と将来の年金額の確保の問題などを総合的に検討されているものですが、国に対して、税制改正においては、所得税又は個人住民税における税額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように配慮するよう要望活動を行っているところです。 |
| 20 | ・年度当初の待機児童ゼロとありますが、保留児は何人いるのでしょうか。（育休延長・特定園希望など保留理由も年齢・地区別に公開しては。）年度当初に保留児も含めてゼロにすること、年度途中の待機児童ゼロをめざすことをふくめて、具体的な数値を用いて計画に盛り込んでほしいです。<br>・様々な箇所で「目指す」「目指し」と記載されていますが、公文書として「めざす」「めざし」のほうが適切ではないでしょうか。<br>・計画期間を「令和7年度～令和11年度」としていますが、子ども・子育て支援事業計画上、「令和9年度」に中間見直しが求められています。その点明示しなくてよいのでしょうか。<br>・第2期計画の成果について記載がありますが、票か検証になっていません。成果目標の達成度などアウトカム設定が必要ではないでしょうか。<br>・今回の計画全体の評価指標が設定されていません。毎年子育て世帯等にアンケートを送付し、「子育てへの満足度」「こどもの満足度」などを評価できるよう仕組み化してはどうでしょうか。 | 参考<br><br>参考<br><br>その他<br><br>参考 | ・保育所の受け入れについては、年度当初の待機児童ゼロは達成しておりますが、本市は転入等による人口増加が続いており、年度途中のゼロを達成するのは難しい状況です。入所等に関する各種の情報の提供については、今後の検討課題と認識しております。今後も、可能な限り待機児童の解消に努めてまいります。<br><br>・文章中の表記等については、国の文化審議会の「公用文作成の考え方（建議）」などを参考に工夫いたしましたが、ご意見も参考に今後も分かりやすい文章作成に努めてまいります。<br><br>・「子ども・子育て支援事業計画」の令和9年度の中間見直しの件は承知しておりますが、本計画の参考としている国の「こどもまんなか実行計画」が年次ごとの見直しになるとも伺っており、現時点で計画の見直し時期を明記することが難しかったことから、本計画で一体的に策定しました「子ども・子育て支援事業計画」部分の中間見直しも含めて「必要に応じて」と表現したところです。<br><br>・ご意見をいただきました成果目標の設定については、事業内容が定性的で定量的な目標設定が難しいものもありますが、事業の成果がより分かりやすくなるよう検討の参考にさせていただきます。また、今回の計画策定に当たってもアンケートを実施しておりましたが、アンケートに関するご意見については、今後の質問項目等の設定の参考にさせていただきます。なお、令和4年度に実施した「市民満足度調査」では、「子ども・子育て・就学前教育」については、「満足」「おおむね満足」を合わせて64.8％でした。今後も満足度の向上に努めてまいります。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 21 | まず、来年度の保育園、幼稚園希望した人全員が入れるようにするのがやるべきことじゃないんですか？<br>就活中ですが、預かり保育の予約すらとれない状況で仕事の面接ですらいけません。<br>保育園に入れない時点で就活や仕事に行くことも難しいと思います。<br>途中入所ですら現在の空き状況もわからない、役所の方に聞いても何も答えてくれない、こんな冷たい市は京田辺ぐらいやと思っています。<br>子供と親の事思うならもっと毎月保育園の空き状況がわかるようにするとか認可保育園を増やすとかしてほしいです。<br><br>もっと子育てが充実してる市がやってることを反映するとかしてほしいです。<br>子育て世代にはお米券配布するとかもあると思います。 | 参考 | 保育所の受け入れについては、年度当初の待機児童ゼロは達成しておりますが、本市は転入等による人口増加が続いており、年度途中のゼロを達成するのは難しい状況です。入所等に関する各種の情報の提供については、今後の検討課題と認識しております。今後も、可能な限り待機児童の解消に努めてまいります。<br>また、子育て支援の様々な方法等については、引き続き検討してまいります。 |
| 22 | こども計画の対象がおおむね30歳までの子育てをする親となっているのが疑問です。晩婚化が進み、出産年齢も上がっているので、子育て世代は40歳、場合によっては45歳位までが現実的だと感じます。 | 追加・修正 | こども計画の対象となる「こども・若者」は、①生まれる前から概ね18歳までのこども、②概ね18歳から概ね30歳までの若者となっています。そして、こども計画では、「こども・若者」に加えて、①と②の保護者を対象にして各種支援策などを計画していますが、ご意見を踏まえて、「計画の対象」の表現を分かりやすく工夫します。 |
| 23 | 計画案を拝見し、非常に丁寧に作成されていて市としての思い入れを感じました。<br><br>市内で子育てをする中で感じていることをお伝えします。計画にも反映してほしいです。<br><br>・京田辺市は小学校以降の子どもの居場所(子どもだけで行くことができ安心して過ごせる場所)が少ないと思います。<br>・京都市などに比べると、児童館が放課後の子どもの居場所として機能しているか疑問に感じているので、調査と必要な対応をしてほしいです。田辺小学校区は児童数は増えているが、児童館の設備や体制は見合っていないと思う。中高生が過ごせる場所かも疑問です。<br>・計画内のアンケートで、「放課後に過ごさせたい場所」の項目があるが、児童館のポイントの低さを課題視すべきでは。本来は児童館が子どもだけで行って安心して過ごせる場所であるべきだが、役割を果たせていないのでやむを得ず自宅や習い事になっている側面があると思います。<br><br>・子ども同士で遊ぶ機会が少ないので、このまま成長して社会に出て大丈夫なのか、不安を覚えています。子どもは子ども同士の関わりや遊びからたくさん学ぶと同時に、友達は大切な拠り所になります。それが健やかな成長にもつながると思うので、児童館の事など施策にも取り入れてほしいと願い、ご意見させていただきました。 | 参考 | ご意見にある小学生以降のこどもの居場所づくりにつきましては、課題として認識しており、こども計画には、学童期・青年期における〇児童館等での遊びの提供、〇大住児童館リニューアルを取り上げております。いただいたご意見は、今後の児童館等の再編整備計画・事業内容等を検討する際の参考としてまいります。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 24 | 留守家庭保育をもっと充実させて欲しい。下の子の保育園が決まったのに上の子の学童が入れないのは問題外。就労証明を2枚出すのも面倒。担当の課を一緒にして1枚にして欲しい。学童でおやつを出して欲しい。子どもがお腹を空かせてかわいそう。<br><br>子育て支援センターの施設を充実させて欲しい。八幡市のすくすくの杜や城陽市の文化パルクのプレイルームのような施設を作って欲しい。<br><br>三山木小の児童が多すぎてグランドで十分に遊べなかったり体育を外でするのはかわいそう。田辺中もグランドが狭くなりクラブ活動に支障が出ている。人数が多すぎていいことは何もなく教育活動に支障が出ているので、早急に三山木小校区に新しい小学校と中学校を作るべき。 | 参考<br><br>参考<br><br>参考 | 今後、留守家庭児童会の施設整備や受入人数について検討してまいります。就労証明書の統一が可能かどうかは、今後担当課間で検討してまいります。<br><br>留守家庭児童会におけるおやつの提供も含めたサービス向上については、民間委託の導入も含めた中で検討してまいります。<br><br>また、地域子育て支援センターの充実につきましては、令和6年度から三山木保育所内にあった施設を単独の施設として移転開所するとともに、市内の支援センターのうち、松井山手を土曜日、三山木を日曜日オープンすることで、市内の地域子育て支援センターのうちいずれかの施設が開所しているようにソフト面で充実いたしました。また、令和8年度に予定しております大住児童館リニューアルでも幅広い世代が使える施設を目指して取り組んでまいります。<br><br>ご意見をいただいたように三山木小学校や田辺中学校において生徒数に対して十分なスペースを確保できていない現状は課題として認識しております。できる限り、教育活動に影響がでないよう、活動の場を確保するよう努めてまいりたいと考えております。新設校の設置につきましては、京田辺市学校教育審議会の答申を踏まえ検討をしてまいります。 |
| 25 | 色々考えてられて良いと思うのですが、<br>もっとひとりひとりがそれぞれ周りの人達、ひとりひとりとリアルに目の前で助け合っていけるような地に足のついた取り組みがこれからより大切で必要だと思います✨<br>そういったことを話し合って実行に移していけるサークルやコミュニティみたいなグループを作って少しずつ実行に移していくことも良いのではと😊🌸✨ | 参考 | ご意見にあるように子育て支援の支え合いのネットワークが広がることが重要と考えています。本計画でも「ファミリー・サポート・センター事業の推進」や「育児サークルの支援」などを通じてネットワークづくりを支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。 |
| 26 | 京田辺は3人兄弟や4人兄弟が普通にいる地域なのに、乳児・幼児・小学生が同じ場所で一緒に遊べるが少なく遊び場に困ります。城陽市にある文化パルクのプレイルームまで遊びに行きますが、雨の日は特に混雑していて大変です。制限の多い大住児童館が、子どもが行きたいと思える様な施設になる事を期待しています。 | 参考 | 令和9年度にリニューアルオープンする大住児童館では、年齢による切れ目なく、乳幼児～青年期までのこども・若者が安心して過ごせる場所にしていきたいと計画しておりますので、その際にはご利用いただけると幸いです。 |
| 27 | 子育て中の身で、せっかくなら目を通して意見を送ろうと開いてみましたが、この量の資料を読む時間がまずありません。概要版などあれば読みやすいと思いました。 | 参考 | ご意見をいただいたように、計画書の全体版は、こども・若者関係の施策・事業を幅広く盛り込んでいることに加えて、各種調査結果の報告や、現状なども記載しているため、大部となっております。この中でも、こちらが特にお伝えしたい内容を計画書(概要版)として、またできるだけやさしい表現を用いた(やさしい版)として併せて公表させていただいく予定ですので、ご一読いただければ幸いです。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 28 | 市立保育所での一時預かりを利用しています。ネット予約が出来るようになり便利さを感じつつも、予約開始日すぐに予約枠が埋まりキャンセル待ちになることに不満を感じています。<br>現在の利用目的は緊急なので、3ヶ月前からの予約ができますが、リフレッシュ目的であれば平日の空きがないのでキャンセル待ちに回る状況です。<br>気軽に預けられる状況でないことを知って頂き、管轄の課は早急に対応をしてもらいたいです。 | 参考 | 保育所での一時保育事業については、すべてのニーズに対応する施設と人員体制を整えることが難しい状況から、キャンセル待ちが発生する状況があることは認識いたしております。施設整備を含め、代替となる他の施策の検討など進めてまいります。 |
| 29 | 令和8年度に小学校入学の子がいます。留守家庭児童会に申し込みしますが、預かり時間が保育所より短くお迎えに間に合いません。(保育所19時、学童18時半)ファミサポを利用すると平日は学童&ファミサポの両方の利用が必須で子供は一日で預かり場所が変わり心身ともに負担がかかることが目に見えています。開所時間の延長は直ぐにでも検討をお願いします。 | 趣旨記載 | 留守家庭児童会の充実につきましては、市としても課題として認識しており、今回の計画でも、ニーズを踏まえて、施設整備や民間委託等の検討のほか、開所時間の延長についても検討を進めることとしております。 |
| 30 | 読ませていただくと丁寧にいろいろなこと、いろいろなニーズを考慮されていると思いました。ただ実現できるかどうかは…？<br><br>ちなみにシュタイナー学校では子ども中心、将来も見据えた教育をされていると思うので、その考えを学んで取り入れたり、学校を市からも盛り上げていくというのも良いと思います。大人の意識が変わっていき、子どもたちも健やかに育つと思います。(うちはシュタイナー学校に通っていませんが。) | その他<br><br>参考 | 今回のこども計画は、「こどもまんなか社会」の実現を目指す国の取組に合わせて、市の取組をまとめたものですが、対象年齢が拡大されるなど、これまでの計画より質、量とも大きくなっているところです。計画の実行に当たっては、全庁的な推進体制の下、事業の実施、点検、評価、改善により着実に進めてまいりますが、基本理念「みんなで子育て　こども☆キラキラ　京田辺」で表現しているとおり、この計画は、市民、関係機関、大学など地域の皆様のご理解、ご協力がなくてはならないものです。皆様との連携、協力を進め、実現を図ってまいります。<br><br>「教育」については、いろいろな考えがあり、それを実践されている場があることは承知しております。<br>京田辺市の教育は、学力とともにそれぞれの多様な個性や能力を伸ばし、確かな見通しを持って主体的に生き抜く創造性あふれる心豊かな人づくりを、家庭や地域、学校、行政が協働して目指しており、こどもを中心に、こどもの健やかな成長、幸せな将来を見据えて取り組んでいるところです。その方向性については、それらの実践の場とも共通するものと考えます。今後も「京田辺市教育振興基本計画」の着実な実施などにより教育の振興を図ってまいります。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 31 | 本計画のコンセプトの一つに健康を掲げてられますが、そもそも市内には小児医療の基幹になる公立病院が存在しません。その役割は某医療法人が担い、それに期待されているかと思いますが、特に休日、夜間の医療体制は脆弱です。特にこの年末年始に子どもが発熱した場合には、市内の休日医療で受け入れしてもらえず、他市の病院を探し受診しました。教育環境のみならず、医療、福祉面なども含めて、子育て世代が安心して市内で子どもたちを育てられる総合的な本物の環境づくりを望みます。<br>そうした基本理念を計画にも明確に盛り込んでもらい、また実現、実行に向けた財源、予算をセットで明らかに示してください。よろしくお願いいたします。 | その他 | 医療提供体制等については、「京都府保健医療計画」に基づいていることから、京都府に対してその充実について要請しております。そのほか小児救急電話相談「#8000」の周知、地域の小児科医・歯科医・薬剤師などの協力を得て休日応急診療所の運営や児童の健康診断・健康づくりなどに取り組んでおります。今後も引き続き医療体制の充実について京都府に要望するとともに、地域の医療機関との連携を深め、環境づくりに努めてまいります。 |
| 32 | 保護者の就労状況で、就労を希望される理由を把握したい。また、就労者側から保育施設に望むことを知りたい。希望状況により、支援体制のあり方も変わってくると思う。<br><br>働いていても子どもとの関わりを深め、いい子育てができるよう、学びの場を広げて欲しい。保健師さんからのアドバイスや講演会、イベント情報をホームページの目に触れやすいところに掲載して欲しい。 | 参考<br><br>参考 | 計画策定前のアンケート調査では、保護者の就労希望等、現在の暮らしの状況、就学前施設で取り組んでほしいことなどの項目を設定し計画項目の参考としておりますが、ご意見についても今後のアンケート調査の質問項目等の設定の参考とさせていただきます。<br><br>ご意見の子育てに関する学びの場については、子育て講演会の開催や家庭教育に関する学習機会の充実などを取り組んでおりますが、専門家による相談なども含めてさらに充実を図るよう取り組んでまいります。また、情報発信について、情報が届きやすいよう工夫してまいります。 |
| 33 | こどもの健康づくりと支援心身を健やかに育む環境の充実についての意見です。<br>幼稚園でお弁当も始まり、小学校でも給食がありますが、そちらの内容についてです。今までの給食について、添加物や農薬についての記載はどこにもありませんが、子どもの健康への影響を考えると無添加のものやオーガニックのものを使ってもらえるととても安心ですし、子どもへの健康を害しないかと思います。また、小麦を使う頻度や米粉に置き換えるなどの配慮などあればとても安心いたします。我が子は幼稚園から健康のために牛乳も飲まないようにしており、最近では牛乳が体にいいと確実に言える世の中ではなくなっているのは確実です。しかし、給食では診断書を出さないと牛乳を出さないということはできないと言われ、何件も病院に問い合わせをしてようやく書いてもらあるところを見つけ、診断書を出して牛乳もやめてもらいました。みんなに出さないでほしいと言うわけではなく、せめて自由に選べる環境にしてほしいと思います。なぜ選べる自由がないのでしょうか。不思議です。<br>子どもの体を考えると家では無農薬のものを使ったり、添加物のないものを使っていますが、学校でどのようなものを食べているのかわからない、そして選べない。だからこそ、みんなに体に良いものを与えてほしいと思います。幼稚園のお弁当もぜひ失望させないでほしいです。 | 参考 | 給食の食材等については、いろいろなお考えがあることは承知しておりますが、学校給食は大量調理となりますことから、オーガニック食材を給食として使用するためには、特定の日に大量の食材の安定した確保が必要であることや、学校給食費の範囲で栄養基準を満たす食材の購入が可能であるかなど、現時点では多くの課題があるため、実施は困難であると認識しております。<br>また、牛乳の飲用でありますが、本市が実施しています学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、必要な各栄養素の基準を国が設定し、栄養バランスのとれた給食として学校給食法施行規則で主食、副食、牛乳によるものと規定されている完全給食を提供しています。<br>そのため、牛乳を含めた栄養価を算出し、児童生徒が必要な栄養が摂れるようバランス良く提供しておりますので、ご理解いただきますようお願いします。<br>今後も、こどもたちに美味しいと喜ばれる給食を提供できるように努めてまいります。また、令和7年度から実施予定の幼稚園でのお弁当給食についても、同様に考えております。いただきましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |

| 整理番号 | ご意見（原文のまま記載） | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 34 | 他の市町村のこども計画も拝読していますが、京田辺市のものは、こども大綱や市民のアンケートの集計に基づき、より具体的に柔軟に作成されていると感じました。多大な時間と労力を使って、計画案を作っていただき感謝申し上げます。<br>また、こちらのフォームはこどもたちが記入できるものになっていて、その配慮に感動しました。<br>①プレコンセプションケアの促進、性教育について<br>重点事業になっているプレコンセプションケアの推進について、主担当に教育委員会「こども・学校サポート室」の追加を提案します。<br>P103　実施事業Ⅰ(1)　学童期・思春期<br>「発達段階に応じた性に関する教育と現代的健康問題に対応する保健教育の充実」<br>　・児童生徒の実態と発達段階に応じた性に関する教育<br>「プレコンセプションケアの推進」<br>・男女を問わず、性や妊娠・出産等に関するプレコンセプションケアの目的・内容を広く周知し、健康支援を総合的に推進<br>p110　実施事業Ⅰ(3)　学童期・思春期<br>「こどもの性被害の防止」<br>・こども性暴力防止法を基に「こども性暴力防止に向けた総合的な対策」を推進<br>上記の3点は重なる部分が多く、教育委員会主導で他の担当課と協力し、系統的に子どもたちが学べる機会を提供することが求められると考えます。性教育はセンシティブな内容を含むため、教育委員会の理解と協力がなければ進めにくい部分もあります。<br>しかし、学校教育に求められる内容は多岐にわたり、教職員の皆様への負担も大きいため、対応可能な担当課と協議し、地域の助産師を活用することで、円滑に事業を進めることができると考えます。<br>何卒、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。<br>②子どもたちの心の課題へのアプローチの強化について<br>子ども子育て会議でも触れた通り、小中学生のアンケート調査において、心の問題を抱える子どもたちが多いという点が挙げさせていただきました。<br>最近話題となっているリストカットやオーバードーズは、特別な問題ではなく、京田辺市に住んでいる子どもたちにも現実に起こっていることです。実際に、アンケート結果からも心の不調を訴える子どもたちが確認されました。<br>「こどもの生活調査　問12②『あなたの最近の心の調子を教えて下さい』」における結果は以下の通りです。<br>小学生：どちらかといえば悪い、悪いを合わせた「悪い」と回答した割合は、母子家庭で10.0%、ふたり親で8.8%<br>中学生：どちらかといえば悪い、悪いを合わせた「悪い」と回答した割合は、母子家庭で22.2%、ふたり親で12.5%<br>これらの結果から、子どもの心の健康を健全に保つことが、不登校や若年層の自殺予防に繋がることがわかります。<br>そのために必要な対策として、まずスクールカウンセラーの配置充実が求められます。学校の先生からは、カウンセラーが常駐しており、いつでも相談できる環境が子どもたちにとって安心感を与えると伺っています。また、スクールソーシャルワーカーの配置強化も不可欠です。家庭環境の整備が、子どもたちの心の健康と密接に関わっていることは言うまでもありません。<br>今回の事業に関連して、以下の点を「実施強化」へと変更することをご検討いただければと思います。<br>P105 実施事業Ⅰ(2・4)、Ⅱ(2・4)教育相談体制の充実 ・スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援を実施　　何卒、よろしくお願い申し上げます。 | 追加・修正<br><br>追加・修正 | ①「プレコンセプションケアの推進」事業の主担当の担当課については、例示していただいている各事業との関係性も強いと考えられますので、「こども・学校サポート室」を追加します。<br><br>②これまでも不登校をはじめとする問題に対して、学校とスクールカウンセラー等の専門家との連携を図り対応してきたところです。本市も近年のこどもたちを取り巻く状況から、今後も継続していく必要があると認識しています。そういったことから、ご意見も考慮して、事業名が「教育相談体制の充実」であることから、事業概要の表現を合わせて「スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援を実施」を「スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実」とします。 |
| 35 | 最近京都市山科区から引っ越してきたばかりですが京田辺市は子育てしやすい町だと感じます。人も時間の流れも穏やかで居心地がとってもいいなと感じています。<br>もっとこうなったらいいなと思うことは薪学区に住んでいますが三山木や田辺中央と比べて公園や小さい子向けの施設や公園、集まりが少ないことです。松井山手や三山木の支援センターに行っても薪の方と出会ったことがなく、遠くから来られたんですねという反応をされることが多いです。てふてふもありますが、薪にはそういった集まりや場所がありません。町全体も、新しくて綺麗な公園もなく、薪地区自体には新興住宅が増えているのにバランスがいまいちだなと感じています。市内に住んでいた頃は0～2歳でも公立の幼稚園で毎週決まった曜日にクラブに参加することができたり、アットホームな児童館などもありました。薪幼稚園でもそういったクラブはありますが入園前の一年間だけ、しかも月1だけ、なんだかなという感じです。薪にもそういった施設や集まり、サービスなど充実してほしいなと思います。 | 参考 | 今回の計画では、大住児童館のリニューアル事業を始め地域子育て支援拠点の整備を進めることとしているほか、公園についてもこどもや子育て世代の視点に立った再整備を進める計画をしております。ご意見については、今後の施設整備等の参考とさせていただきます。 |

| 整理番号 | ご意見（原文のまま記載） | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 36 | このような取り組みを本当にありがとうございます。私の住んでいる同志社山手地区は京田辺市でも比較的子供が多い地域ですが小学生が宿題をしたり集まる場所がないため、三山木駅前のミライロのような施設があればとても安心になり住みやすくなります。また今後、中学校入学にあたり田辺中学校への自転車通学が危険かつ時間がかかるため、通学バスの運行など検討いただけると嬉しいです。同志社山手地区は交通面で不便のため、京田辺駅、松井山手方面へのバス運行、乗り合いバスの運行など実施していただけると大変助かります。先日、自動運転の試運転がありましたが精華町のオンデマンドバスのように予約制で更に便利な乗り物を運行してもらえると本当に助かります。また小学生以上が遊べる施設が近隣にないため、室内で遊べる施設が充実している福井県を参考に施設の開設を検討いただきたいです。<br>京田辺市は進学校がなく良い高校も遠いですし商業施設や遊べる施設が充実しておらず、今のところ住み続けるメリットが感じられず困っております。<br>どうか住みやすい街のために改善いただきたく何卒よろしくお願いいたします。 | 参考 | 今回の計画では、こどもたちが安心して遊べるよう大住児童館のリニューアル事業を始め地域子育て支援拠点の整備を進めることとしているところですが、各地域の課題を順次整理してまいります。ご意見にあります同志社山手地区から田辺中学校や主要鉄道駅への路線バスの運行については、利用者の減少による運賃収入の低下と深刻な運転士不足に直面する路線バス事業者からは増便や新たな路線を設定することは困難と伺っております。また、オンデマンドバスは、一般的に路線バスが撤退した地域に導入されるものです。本市でも利用者の増加を図るため路線バス無料の日など様々な施策に取り組んでおりますので、地域の公共交通を維持するためにも現状のダイヤと便数で積極的にご利用いただきたいと考えております。<br>その他、施設に関するご意見については、今後の施設整備等の参考とさせていただきます。 |
| 38-1 | こども基本法に基づいて、京田辺市のこども計画案を策定してくださり、日ごろから子育て世代へのサポートありがとうございます。3年前に関東の千葉県の流山市から引っ越してまいりました。流山市は今、日本で一番子育て人口の増加がある都市ですが、同じように京田辺市も非常に子供が育てやすいと感じています。また、高校生まで医療費の公的補助があるなど、市の支援も子育てに関して手厚い政策を実施いただいていると思います。<br>小学校5年生の子供が松井ケ丘小学校に通っております。その親の目線にて普段感じていることを記載させていただきます。<br>1）PTAの任意参加および、共働き世代の親が参加しやすい形へ変更の必要性があると思います<br>こども真ん中を考えるにあたって、こどもをサポートする親の支援というのが大事になると思います。こども計画案にもあるように、出産率の低下に対して、子ども1人を育てる中での親の経済的な負担のみならず、生活面での負担が、特に共働きの親にとって非常に大きいと思います。また、昨今の20～40代の女性も多くが働いており、今度ますます、共働き世代が増えていくと思います。市のこそだて支援に関しては、「共働きをする親への支援」を是非強化していただきたいです。<br>1－2）PTAの見守り活動が共働きに負担があるので、地域全体での「ながら見守り」活動へのシフトをしてほしいです<br>具体的に困難を感じているのは、小学校のPTAの活動です。まず、PTAは任意のボランティア活動かと思いますが、参加の意思確認が行われずに、小学校加入とともに自動的に強制参加させられているのが実情です。こちらまずは、強制参加ではなく任意参加の形にするべきと思います。PTAがもともと任意団体であるため行政の加入が難しいのかもしれませんが、こちらは公立小学校の運営をサポートする親の団体ということで、実質的な公的な役割を担っていると思いますので、市が主導してPTAを強制参加ではなく、任意参加のあるべき姿にしていくように指導してほしいです。<br>また、松井ケ丘小学校地区では、児童の登下校のみまもり活動をPTAの全校児童の親が主体的に行っております。そのため、1年間に4～5回、学童に行かない1，2年生の児童の下校時間（13時～14時頃）に見守りポイントに立つ必要があります。これは、共働きの親の家庭には、自分の子どもは学童に行かせているのに、他のこどものために仕事を有休をとって休んで見守り活動をするか、シルバー人材センターなどに自己負担（1回1500円程度）で代理人を雇う必要があり、非常に重たい負担となっています。<br>2年前までは地域の高齢者ボランティアの方が見守りポイントに立っていただいておりましたが、ボランティアの高齢化のため活動が厳しいということで、親主体の活動にここ1，2年で変更になりました。ますます共働き世代が増えていく中、逆行していると思います。市からの派遣の見守りボランティアは朝の時間帯に立っているため、下校時刻には費用面で難しいとのことでした。<br>おそらく、学童に行かない1，2年生だけの下校の見守り活動を行っていること自体に問題があると思いますが、「こどもの安全のためだから」と強制的に親の労働力を搾取するような今の体制は長く続けるのは難しいと思います。それに、「こどものため」と言っていますが、学童に行く1，2年生が50％程度おり、そちらの下校時刻にはPTA見守り活動は実施されておらず、また、3～6年生の下校時間にもPTA見守り活動は実施されておらずに、こちらも「すべての子供たちに平等に安全に」守る活動というのができていない状況です。下校時間の見守り活動をPTAの担当制（ほぼ毎日立つように配分されている）からやめて、国や市が推奨している「ながら見守り」活動等、地域全体でのこどもの見守り活動を強化していってほしいです。<br>自分のこどもは今年6年生になるため、在学中にはおそらく変えていくのは難しいと思いますが、今度の働くお母さん、お父さんたちが、安心して公立の小学校、中学校に子供を預けられるように、PTAはまずは任意参加の形にし、活動自体も共働き全体の形の活動の形へ変えていくことを、市が指導する形で進めていってほしいと思います。 | その他 | PTAにつきましては、保護者と教員をつなぎ、こどものために学校だけではできない取組等を担っていただいている重要な組織と考えておりますが、時代とともにその役割の見直しも必要かと考えられます。過度の負担とならないよう保護者の皆様とも検討してまいります。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 38-2 | 3)子供の遊び場が、学区内で少ない<br>学区内の公園等で、子どもが遊んでいる姿が少ないと感じています。公園などでも、ボール遊び禁止、〇〇禁止、少し子ども達のにぎやかな声が出るとすぐに騒音として学校にクレームを入れる方たちが多く、小学生の子供たちが、「思いっきり自由に遊べる場所」というのが、あまりないのではないかというのが印象です。タナクロなどの大型公園施設も大事ですが、平日の放課後に子供たちが自分たちの徒歩圏内で、毎日思いっきり外遊びができる場所がもっとあるとよいと思います。例えば、小学校の校庭などを解放するなど、資産があると思いますので、ご検討いただければと思います。 | 参考<br><br>参考 | 街区公園等については、緑の基本計画等に基づき、地域住民の皆さんやこども・子育て当事者のご意見を聞きながら、地域にふさわしい街区公園等の再整備を検討してまいります。<br><br>学校施設の開放につきましては、学校施設の管理や安全上の問題もございますので、すべてのご要望に対応することは難しいところです。この点については、ご理解を賜りたいと存じます。 |
| 38-3 | 4)職業体験や京田辺市に住んで働くことを教育の場につなげてはどうか<br>市の税制として、市民数が多くなる、また市内で働く人が増えることというのも大事と思います。<br>京田辺市は、大阪、京都、奈良へ30分で通勤できる好立地だと思いますが、子ども達が大学卒業後、就職した際に市から出ていってしまうことも多いのではないでしょうか。子供の教育の中で、職業体験や、京田辺市で働くことのイメージができるような体験機会をもっと多く増やしていくのは、既に実施されていることもあるようですが、もっと増やしていければと思いました。<br>私自身は、WEB広告代理店の会社を起業して8期目です。足が悪くなってしまったので、外資系IT起業から起業という道を選びましたが、全て在宅で仕事をしている状態です。今はこういった働き方もありますので、京田辺市で起業するなどの選択肢もあることを、子どもたちにも伝えていき、京田辺で起業する子供たちが沢山増えてくれるといいなと思いました。 | 参考 | 今回の計画でも、こどもたちの視野を広げ、能力や可能性を最大限に伸ばし、将来、社会で輝く力を培うため、地元の企業等と連携した職業体験等の事業も計画しております。今後も、事業内容に検証を加えながら、ニーズに応じた取組を実施してまいります。 |
| 38-4 | 5)小児科・耳鼻科が少ない<br>松井山手地区ですが、駅前に小児科が少なく感じます。<br>子供が高熱の時に内科にいったら、中学生以下はみていないと断られて、とても困りました。<br>子どもはよく風邪をひきますので、小児科、耳鼻科が歩いて行ける範囲の駅前もう少しあるといいなと思います。 | その他 | 医療提供体制等については、「京都府保健医療計画」に基づいていることから、京都府に対してその充実について要請しております。そのほか小児救急電話相談「#8000」の周知、地域の小児科医・歯科医・薬剤師などの協力を得て休日応急診療所の運営や児童の健康診断・健康づくりなどに取り組んでおります。今後も引き続き医療体制の充実について京都府に要望するとともに、地域の医療機関との連携を深め、環境づくりに努めてまいります。 |
| 39 | もっと、認定こども園という制度を増やしてほしい。<br>それとバスをもう少し増やしてほしいです。 | 趣旨記載<br><br>その他 | 認定こども園につきましては、京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づいて整備してまいります。<br><br>ご意見にあります路線バスの増便については、利用者の減少による運賃収入の低下と深刻な運転士不足に直面する路線バス事業者からは実現困難と伺っております。本市でも利用者の増加を図るため路線バス無料の日など様々な施策に取り組んでおりますので、地域の公共交通を維持するためにも現状のダイヤと便数で積極的にご利用いただきたいと考えております。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 40 | 勉強とか長期滞在できるようなカフェや居場所を作って欲しい！ | 参考 | こども・若者の居場所づくりについては、ご意見にあるような点も含めて検討の必要性を認識しており、今回の計画でも大住児童館のリニューアル事業で、こども・若者を含む幅広い世代が安心して過ごせる場所となるよう検討する予定です。今後もこども・若者の居場所づくりに当たっては、利用する皆さんの意見を参考としてまいります。 |
| 41 | 大学もあるのでもう少し飲食店が増えたら良いなと思った。スタバやファストフード店など気軽に立ち寄れるような飲食店が欲しいです。 | その他 | 飲食店等につきましては、出店される事業者の判断もあろうかと思いますが、ご意見のような点は、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりを進める上で大事な視点だと考えます。今後のまちづくり施策の参考とさせていただきます。 |
| 42 | 松井山手まで行かないと周りに娯楽施設がほとんど無いためもう少しショッピングモールや施設を作った方が良いと思う。 | その他 | ショッピングモール等につきましては、出店される事業者の判断もあろうかと思いますが、ご意見のような点は、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりを進める上で大事な視点だと考えます。今後のまちづくり施策の参考とさせていただきます。 |
| 43 | 同志社との提携が行われているが繋がりを感じる機会が少ない。 | 参考 | 同志社大学等との連携は包括協定を締結し、各種事業を実施しておりますが、市民のみなさんにより知っていただくためには、どのように周知すれば効果的か、引き続き検討してまいります。 |
| 44 | 大学生への食事支援や、体調不良時の支援があると助かるなと思います。大学から一人暮らしをしている人が多いので、生活面や精神面をサポートしてくださると、暮らしやすいなと感じます。 | 参考 | 暮らしでお困りのことがある方には、市役所に、仕事と暮らしの相談室「ぷらす」を設置しているほか、社会福祉協議会でも相談窓口を設置しているなど各種支援につながるよう努めているところです。引き続き、相談窓口の周知に取り組んでまいります。 |
| 45 | 同志社大学から興戸駅への指定通学路である歩道橋の階段を降りて田んぼに囲まれてる道の街灯が少ないと感じます。冬になるとすぐ暗くなるので授業終わりなど怖いです。 | 参考 | 防犯灯の新設につきましては、予算等の兼ね合いもございますが、区・自治会からの要望等に基づき、順次設置しているところです。引き続き、ご意見も参考に防犯対策を進めてまいります。 |
| 46 | 大学生向けのカフェや食堂といった、落ち着いて自由に過ごせる憩いの場を作ってほしい。また、京田辺市内のアルバイト情報を発信してほしい。 | その他<br><br>参考 | 飲食店等につきましては、出店される事業者の判断もあろうかと思いますが、ご意見のような点は、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりを進める上で大事な視点だと考えます。今後のまちづくり施策の参考とさせていただきます。<br><br>職業紹介について、本市からは市の任用に係る職の募集のほかは直接企業等の求人等の発信を行う予定はございませんが、ハローワークと連携し、相談、就労支援などを行っており、今後も困窮世帯の生活・就労支援に努めてまいります。 |

| 整理番号 | ご意見（原文のまま記載） | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 47 | 青年期の世代での制度が少ないことから、大学生向けの設備などを整えてほしい。<br>おしゃれな建物、写真を撮りたいと思う箇所が少ない。インスタで有名な場所などひとつ話題性になるものを確立できれば強いのではないかと思った。<br>まず、大学生が遊べるような施設が少なくカラオケ店が欲しい。<br>大学近くにスタバの設置やカフェの設置、もっと学生の街化にしてほしい。大学生が多いが、興戸駅では急行が止まらない。学生が社会人になる移り変わりでこの市は良かったと思える、卒業してからも住みたいと思えるような街にして行くことが大事であると思った。 | 参考<br><br>その他<br><br>その他 | ご意見にあるような点については、現代の魅力あるまちの一つの特徴であると思います。まだお気づきいただけていない「映える」スポットも市内にはたくさんあろうかと思いますので、市の魅力発信には努めてまいります。<br><br>飲食店等につきましては、出店される事業者の判断もあろうかと思いますが、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりを進める上で大事な視点だと考えます。「住みたいと思える町」になるよう今後のまちづくり施策の参考とさせていただきます。<br><br>興戸駅の利便性向上については、これまでも鉄道事業者に輸送力の増強等の要望を重ねておりますが、現在の乗降客数では急行の停車などは厳しいと伺っております。 |
| 48 | もう少しバスを増やして通園などを便利にするといいと思った<br>もう少し飲食店なども増やすのがいいと思った<br>高校生や大学生があそべるような施設もあるといいと思った | 参考<br><br>その他 | ご意見にあります路線バスの増便については、利用者の減少による運賃収入の低下と深刻な運転士不足に直面する路線バス事業者からは実現困難と伺っております。本市でも利用者の増加を図るため路線バス無料の日など様々な施策に取り組んでおりますので、地域の公共交通を維持するためにも現状のダイヤと便数で積極的にご利用いただきたいと考えております。<br><br>飲食店等につきましては、出店される事業者の判断もあろうかと思いますが、ご意見のような点は、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりを進める上で大事な視点だと考えます。今後のまちづくり施策の参考とさせていただきます。 |
| 49 | 街の整備が昔に比べると進んでいると感じますが、未だ通学で利用する際に歩道がなく危ない道があると思います。小さい子や大学生などのこどものみならず、誰もが安心して通ることができる歩道の整備をして欲しいです。 | 参考 | 交通安全対策は重要と考えており、今回の計画でも交通安全施設の整備、充実を進めていきたく考えております。啓発事業も含め、引き続き交通安全対策の充実を進めてまいります。 |
| 50 | 初めての子育てに不安な親向けに、親同士のコミュニケーションを取れる場所の発信をすることで、子ども同士,親同士のコミュニティーを作ってもらう。 | 参考 | ご意見にあるように子育て支援の支え合いのネットワークが広がることが重要と考えています。本計画でも「ファミリー・サポート・センター事業の推進」や「育児サークルの支援」などを通じてネットワークづくりを支援してまいります。<br>また、地域子育て支援拠点事業についての情報発信も引き続き積極的に実施してまいります。 |
| 51 | 青年期の子どもへの支援政策を充実させることを提案します。学習塾へ通うことが困難な子どもや、夢を叶えるのが経済的に難しい子どもへの支援(学習サポートボランティア、学習フリースペースの開設、キャリア教育プログラムなど)をするのはどうでしょうか？家庭の経済状況や両親の考えが子どもの将来へ影響しやすいので、子どもが自分の進路は自分で自由に選択し、夢を実現できる支援を京田辺市で充実していけたらと考えます。 | 趣旨記載 | ご意見については、市としても取組が必要と考えてきたことから、学習環境が整えにくいこどもを対象に「こども生活・学習支援事業」を実施してきましたが、今後も、引き続き取り組んでまいります。 |

| 整理番号 | ご意見（原文のまま記載） | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 52 | 祝日休日の保育園、幼稚園、学童などの開放を取り入れたら休日や祝日関係なく働いている親にとってもありがたい政策なので取り入れたらもっといい街になると思います。 | 参考 | 休日、祝日の保育ニーズについては、これまでのところ大きいものと把握しておりませんが、今後の動向については留意してまいりたいと考えております。 |
| 53 | 大学の周りに飲食店が少ないため、友達と気軽に入れるようなお店を増やして欲しい。<br>夜帰る時に道が暗く、1人で歩くには少し怖いなと感じることがあるため、街灯を増やして欲しい。<br>一人暮らしの友達から話を聞いていると、病気になった時に病院に行くのがお金の面でも、立地の面でも大変そうだという印象があったため、一人暮らしの大学生に対する医療支援の制度を拡大して欲しい。<br>大学や進路についての悩みの相談にのってくれる案内などが小中高生に比べて圧倒的に少ないと感じる。1人で悩み大学に行けなくなってしまう学生などを減らすためにも、学生に対する精神的な支援制度を拡大して欲しい。 | その他<br><br>参考<br><br>参考 | 飲食店等につきましては、出店される事業者の判断もあろうかと思いますが、ご意見のような点は、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりを進める上で大事な視点だと考えます。今後のまちづくり施策の参考とさせていただきます。<br><br>防犯灯の新設につきましては、予算等の兼ね合いもございますが、区・自治会からの要望等に基づき、順次設置しているところです。引き続き、ご意見も参考に防犯対策を進めてまいります。<br><br>現在のところ、大学生に対する医療費助成等の医療支援の拡大の予定はありませんが、暮らしなどでお困りのことがあれば、本市で設置している仕事と暮らしの相談室「ぷらす」にご相談いただければ、各種支援につないでいけるかと考えております。幅広く情報が届くよう相談窓口の周知に取り組んでまいります。 |
| 54 | 京田辺の大学に通っていますが、さまざまな政策があるのを初めて知りました。もっと情報を広げるためにポスター掲示を増やしたり、チラシ配布などをしたり、若者にはSNSでの発信を強めていくと良いと思いました。 | 趣旨記載 | こども計画策定後の周知に当たっては、いただいたご意見を参考にしてまいります。 |
| 55 | 京田辺市の魅力をもっと発信すれば、大学に学生を呼び込めるのではないかと思います。空き時間や帰りに立ち寄れるカフェやお店の紹介をSNSを使ってすれば良いと思います。また、大学周辺に、地域の人との交流を深められるカフェや、大学生向けの勉強スペースを作ると、京田辺に来たいと思う人が出てくるのではないかと考えます。特に、同志社女子大学にはこども学科があり、実際に地域のこどもと触れ合う機会があることで、経験を積むことができると思います。 | 参考<br><br>その他<br><br>参考 | 市の魅力発信については、充実していく必要があると認識しており、いただいたご意見も参考に検討を深めてまいります。<br><br>飲食店等につきましては、出店される事業者の判断もあろうかと思いますが、ご意見のような点は、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりを進める上で大事な視点だと考えます。今後のまちづくり施策の参考とさせていただきます。<br><br>こども・若者の居場所づくりについては、ご意見にあるような点も含めて検討の必要性を認識しており、今回の計画でも大住児童館のリニューアル事業で、幅広い世代のこども・若者が安心して過ごせる場となるよう検討する予定です。今後もこども・若者の居場所づくりに当たっては、利用するこども・若者の皆さんの意見を参考としてまいります。 |

| 整理番号 | ご意見（原文のまま記載） | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 56 | 大学の周りにカフェやご飯屋さん、コンビニなどがなく、大学後に京田辺で過ごそう、空きコマに近くでご飯食べようとはならないので、若者向けのお店を作ってほしいです。<br>また、興戸に普通電車しか止まらないのも非常に不便なので改善して欲しいです。 | その他<br><br>その他 | 飲食店等につきましては、出店される事業者の判断もあろうかと思いますが、ご意見のような点は、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりを進める上で大事な視点だと考えます。今後のまちづくり施策の参考とさせていただきます。<br><br>興戸駅の利便性向上については、これまでも鉄道事業者に輸送力の増強等の要望を重ねておりますが、現在の乗降客数では急行の停車などは厳しいと伺っております。 |
| 57 | 歩道や信号機がない道が多いと感じるので、歩道や信号機を増やしてほしいです。また、高齢者マークを貼ったドライバーが多く、特に歩道のない道を歩いていて怖いなと思うことが多いので、タクシーチケットなどを配布したり、道路を広くしたりして事故が減るような取り組みがあるといいなと思います。またボールが使える公園が増えると子どもたちものびのびと遊べると思います。 | 参考<br><br>参考<br><br>参考 | 交通安全対策はこども・子育て支援においても重要と考えております。交通信号機の設置につきましては、所管の京都府田辺警察署に要望しており、今後も必要な個所について要望をしてまいります。また、歩道を始め交通安全施設の整備については、本計画にも計上しておりますが、啓発事業も含め、引き続き交通安全対策の充実を図ってまいります。<br><br>高齢者へのタクシーチケット等の配布事業につきましては、高齢者支援に関する部門の計画等を策定する際に参考とさせていただきます。<br><br>ボールが使える公園につきましては、今後のこどもの居場所づくりや公園のリ・デザインを計画する際に、参考とさせていただきます。 |
| 58 | 同志社行きのバスを(同志社生や同女生は無償化)にしてほしい。<br>防犯対策をしてほしい。（同志社女子大の寮やその付近で不審者の発見などが多く少し不安である。）<br>学生専用のカフェなど場所を作ってほしい。（夜遅くまで空いてる、Wi-Fiがある、充電できるなどの勉強をすることに見合った場所を作ってほしい）<br>大学の営業時間をもう少し長くしてほしい。（同志社と同じくらい） | その他<br><br>その他<br><br>その他 | 大学生のみの運賃補助などは予定しておりませんので、大学への通学に関する項目については、通っておられる大学へご要望いただくようお願いします。<br><br>防犯灯の新設につきましては、区・自治会からの要望等に基づき、順次設置し防犯対策を進めておりますが、市と同志社大学等は連携協定を結び、協議の場を持っておりますので、大学周辺等の防犯対策についてのご要望は、大学等を通じて要望いただければ、協議させていただきます。<br><br>学生専用のカフェや大学の運営に関する項目については、通っておられる大学へご要望いただくようお願いします。 |
| 59 | 中学～大学生までが通学で利用するため、近くの施設にプリクラ機をおいたりカフェ、洋服屋など娯楽の施設を増やしたりする。 | その他 | 飲食店等につきましては、出店される事業者の判断もあろうかと思いますが、ご意見のような点は、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりを進める上で大事な視点だと考えます。今後のまちづくり施策の参考とさせていただきます。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 60 | 青年期の学生への支援として、駅周辺の街灯設置の強化、学生とこどもたちとの連携協力を大学側のプログラムに組み込んでより盛んにしていくことを提案します。 | 参考<br><br>参考 | 防犯灯の新設につきましては、予算等の兼ね合いもございますが、区・自治会からの要望等に基づき、順次設置しているところです。引き続き、ご意見も参考に防犯対策を進めてまいります。<br><br>同志社大学等とは連携協定を結び、これまでもこどもたちへの指導や体験活動など多くの成果を挙げてきました。今後も継続して実施していく計画ですので、ご意見も参考とさせていただきます。 |
| 61 | 10代、20代の若い世代は、LINEやXよりも、インスタの使用時間が長いです。私の身の回りの方もそうです。良い子育て政策があっても、知る機会がなければ、そのまま使わずに子育てを終えてしまうと思います。インスタなどをもっともっと活用して情報を若い世代の方々にも届けていくべきだと思います。<br><br>また、私は京田辺市の大学に通っていますが、周りに学生が集まれるような場所が少ないと感じています。他の大学に通っている方は、近くに飲食店やショッピングモール、など、学生同士、または、地域の方々とコミュニケーションを取れる場が充実していると感じます。京田辺市にもそんな場所がもう少しあればいいなと思います。 | 参考<br><br>その他 | 市の子育て支援の情報発信に当たっては、いただいたご意見を参考に充実してまいります。<br><br>飲食店等につきましては、出店される事業者の判断もあろうかと思いますが、ご意見のような点は、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりを進める上で大事な視点だと考えます。今後のまちづくり施策の参考とさせていただきます。 |
| 62 | 道路が狭くて歩くのが危険だと感じる。<br>勉強や休憩のためにカフェを利用したいが少ない。 | 参考<br><br>その他 | 道路の拡幅、歩道の設置については、可能な場所から順次進めております。今後も、道路を始め交通安全施設の整備を進めてまいります。<br><br>飲食店等につきましては、出店される事業者の判断もあろうかと思いますが、ご意見のような点は、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりを進める上で大事な視点だと考えます。今後のまちづくり施策の参考とさせていただきます。 |
| 63 | 田辺中学校に行くまでの道が狭く、交通量も比較的多いため危ない。 | 参考 | 道路の拡幅、歩道の設置については、可能な場所から順次進めております。今後も、道路を始め交通安全施設の整備を進めてまいります。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 64 | おやつのねだんをもっと安くしてほしいです。<br><br>図書館に実験対けつのマンがとかをもっとふやしてほしいです。<br><br>電車にのる料金を中学生になっても小学生と同じ料金にしてほしいです。<br><br>学校の夏休みが1週間短くてもいいので、毎日5時間授業にしてほしいです。 | その他<br><br>その他<br><br>その他<br><br>その他 | お店でのおやつのねだんは、市役所では対応できないことなのですが、お店で働く人のお給料や、お店を続けていくために必要な金額を考えて決められていることも知ってもらえたらうれしいです。<br><br>図書館にふやしてほしい本は、リクエストすることができます。ぜひ、ご利用ください。<br><br>電車にのる料金は、鉄道会社が決めるので、市役所では決められないことですが、皆さんが払ってくれた電車賃によって電車の安全な運行が保たれたり、鉄道会社で働く人達の暮らしを支えたりしているということも考えて、決められていることを知ってもらえたらうれしいです。<br><br>学校の授業時間数については、1年間で行う基準があり、各学校では、その基準に基づいて計画を立てているので、毎日5時間授業にすることは難しいと考えます。しかし、基準は守りながらも、どうすれば、よりよい時間割になるか考えていきます。 |
| 65 | 計画案のページが長過ぎて最後までしっかり読み切れる人は限られた人だと思う。半分以下にまとめられたと思う。小中学校で不登校、不登校気味の生徒がどのクラスもひとりふたりいるようだ。その子ども達に対するフォローは出来ているのかとても気になる。京田辺は多いと聞いているがそのことについても対策や対応が書かれていない。野外イベントや広報の記者もいいが、それは外に出て来れる子どもや前向きな感情を持っている子どもに限られるので、見た目にはいいかもしれないが本質の解決にはいたらないと思う。高校卒業から30歳までが対象の事業が無いと思う。将来の市の税収にも関わり急務の対応が必要。<br>市立中学、学校に来れなくても授業が受けられる、テストが学外でも受けられる、単位が取れる仕組みはありますか？ | 参考<br><br>趣旨記載 | ご意見をいただいたように、計画書の全体版は、こども・若者関係の施策・事業を幅広く盛り込んでいることに加えて、各種調査結果の報告や、現状なども記載しているため、大部となっております。この中でも、こちらが特にお伝えしたい内容を計画書(概要版)として、またできるだけやさしい表現を用いた(やさしい版)として併せて公表させていただいく予定ですので、ご一読いただければ幸いです。<br><br>児童・生徒の不登校については、教育支援センターを中心に学校・関係機関との連携を図りながら、社会的自立、学校復帰を目指して、個別最適な学び、多様な学びの場を確保するとともに相談事業を実施し、学校においても教員のほかスクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー等による教育相談体制の充実を図り、不登校支援に努めております。ご意見も参考に今後も支援に努めてまいります。 |
| 66 | 57～61枚目の質問の答えの真ん中、「普通」とはどの様な定義でしょうか？<br>普通という答えはとても曖昧でアンケートの答えとしては合っていない様に思います。<br>「普通」が無いほうが良い様に感じました。 | 参考 | ご意見をいただいたように、「普通」というのは明確に定義ができない表現ですので、今後のアンケート調査における選択肢を設ける際には、本当にその選択肢が適切かどうか、改めて検討いたします。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 67 | ・一時保育の時間拡大(現在17時までとなっていますが、仕事が17時までで迎えに行けない。そのため、預けることができない。仕事ができない。という、悪循環です。ファミサポ利用を勧められましたが、費用面や時間面で大変だったり、ファミサポさんが希望時間に見つからないといった問題もあり、一時保育の時間拡大を希望します。)<br><br>・公立幼稚園の駐車場確保(現在、駐車場が無いとの理由で徒歩または自転車での送迎のみですが、下の子が小さかったり雨の日など、特別な場合は使えるという駐車場が必要。とても困っています。)<br><br>・0,1,2歳児の保育料無償化(四人目以降でも、世帯収入によっては高額な保育料が必要で、保育施設に預けることができない。ボーダーラインの世帯が苦しむ。市の補助で世帯収入によるラインをなくしてほしい)<br><br>・市登録の子育てサークル施設費無償化(来年度より、市登録の子育てサークルでも施設費が全額かかるとのことで、現在は助成金などを駆使して参加者の負担をできるだけ軽減し、サークルリーダーはボランティアで活動している。そこに施設費がかかってくるとなると、リーダーの負担や参加者の負担も増える。施設費だけでなく冷暖房費もかかり、活動自体が危ぶまれています。) | 参考<br><br>参考<br><br>参考<br><br>参考 | 一時保育事業については、事業を開始した頃と比べて利用される理由が変化してきたことは認識しており、利用時間の延長のご要望があることは認識しておりますが、人員の確保など課題も多く現状では難しい状況となっています。今後も引き続き検討してまいります。【参考】<br><br>幼稚園の通園範囲については、小学校区と共通していることから、徒歩通園を原則としているところです。いただいたご意見については、これまでもご要望があるところですが、利用条件の設定や近隣での用地の確保など難しい課題も多く、今後の課題と考えています。【参考】<br><br>保育所保育料に関して、3歳児からの幼児教育の無償化に伴い、3歳未満の負担の在り方については子育て支援の方法の中で議論のあるところです。本市としては、予算上の制約がある中で、どういった子育て支援策を充実させていけるのか、ご意見も含めて検討を続けてまいります。【参考】<br><br>施設利用料については、持続的な施設運営のため減免基準等の見直しが行われたもので、この点については市民の皆様のご理解を賜りたく考えておりますが、子育てサークルの支援については、どういった方法で充実していけるのか引き続き検討してまいります。【参考】 |
| 68 | ○兄弟皆が遊べる屋内施設のを提供して欲しい。<br>→三兄弟(小学生・幼稚園児・2歳児)が同じ施設で遊べる施設が屋外の公園位しかない為、非常に家以外での遊び場に困っています。気軽に遊びに行ける屋内施設を増やして欲しい。支援センター等も3歳までにせず、最低でも未就学児はOKにしないと兄弟組の家族は遊びに行く場所に困ってるのが現状かと思います。本当なら小学校2年生まではOKにして欲しいくらいです。<br><br>○託児施設の増加&充足<br>→働いていない親でも、兄弟持ちの親は日々子育てに追われていて休む間が本当にないので、月に2回位は小学生までの子どもを預けれるシステムを導入して欲しい。最低でも4時間は預けれないと、なんのリフレッシュにもならないと思います。<br>兄弟の学校や幼稚園、保育園行事の関係で、下の子や上の子を預けたい時に、気軽に預ける託児施設があれば、兄弟を連れて行事に参加した事によって、集中して我が子の発表の場や参観の姿を見ることが出来なくて、周りにも迷惑をかけずに済むかと思いす。<br><br>一人っ子ならなんとかなる子育てや、働いている親に対する対策も大切ですが、働いていなくて4人兄弟等兄弟組を持つ親の子育てのしやすい環境作りもしっかりと検討して対策していって貰わないと子育てしにくくて大変です。 | 参考<br><br>参考 | こどもたちの屋内型利用施設については、児童館の整備について検討を進めており、その一環として大住児童館のリニューアル事業を予定しております。今後も整備について検討してまいります。【参考】<br>子育て支援センターの利用年齢等については、施設機能や体制の課題がありますが、ご意見については今後の検討の参考とさせていただきます。【参考】<br><br>現在、一時保育事業については、就学前の児童を対象に保育所内で実施しているところです。現在のところ、ご意見のとおり小学生(特に低学年)を対象にした一時預かり事業はなく、現状の施策体系では難しく今後の検討課題と考えております。<br>この点も含め、保護者の就労状況にかかわらず、多子世帯の子育て支援策についても検討を深めてまいります。【参考】 |

| 整理番号 | ご意見（原文のまま記載） | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 69 | 通学路の歩道の線や色が消えかかっている所が多いです。少しでも子どもの安全が確保できるよう、道が狭い所など特にはっきりわかるよう塗り直してほしい。 | 参考 | 引き続き、通学・通園路の危険箇所の把握と改善対策を実施してまいります。 |
| 70 | こども計画案とは関係ないかもしれませんが、最近思うことを記入させてもらいます。2人目子育て中です。2人目を育てていると、だんだん女性でいることが不利なのかなと感じることが多くなりました。子供を3人産んだら学費は無料。女性の管理職を増やせ。でもあまり賃金は上がらない。出産、育児、仕事の両立は当たり前。その中で家事もこなさないといけない。忙しすぎます。子育てしているからこその幸せはあると思いますが、忙しい未来、格差が広がっていく未来を想像してしまいます。私だけなのか多数の女性が感じていることか分かりませんが意見として書かせていただきました。 | 参考 | 子育て支援の充実に当たっては、家庭と仕事における男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進が重要と考えておりますので、引き続き啓発事業等に取り組んでまいります。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 71 | 今回の子ども計画(案)について、第5章－4　児童福祉法改正による新規三事業の量の見込みと確保方策についてのご意見です。<br>今回の児童福祉法の法改正のもと、今回の京田辺市こども計画(案)を作成されていますが、」子育て世帯への家事、育児支援が法的に整備されたというのも大きな進歩と思います。<br>京田辺市は「こんにちは赤ちゃん訪問」、助産師のアウトリーチが7回と充実していますが、今回の子ども計画でさらに子育て環境を充実していくのに肝となるのは現行の母子保健法の下、行われてきた助産師による相談事業に加えて、児童福祉法が改正され定められた『子育て世帯訪問支援事業』なのではないでしょうか。<br>こちらの「子育て世帯訪問支援事業」には生活や子育て等を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、傾聴に加えて、家事、養育の援助等を実施することで、家庭環境を整え、児童虐待未然防止に努めるとあります。<br>核家族化で、実両親、義両親が仕事をしている、介護をしている、遠方にいるなど様々な理由で出産後から誰も頼るところがない母親・ご夫婦も増えています。また、ここ数年のコロナの流行もこれに拍車をかけました。私は産後のご家庭への支援事業【産後ドゥーラ】をしておりますが孤立しているお母さんが増えてきていることを肌で感じています。家事をするだけならば、家事支援ヘルパー、育児支援だけならば、ベビーシッターでも対応できますが、産後の悩みをじっくりお聴きして、産後の母親に寄り添い支援する事業として、有償のボランティアに頼るのではなく、産前産後の母親、家族への支援について専門性を身につけた支援員による新規事業になるよう大いに期待しております。<br>誰にも頼るところがないけれど、「皆がやっていることだから」と待ったなしの育児や押し寄せてくる家事に必死で頑張る母親は、誰もが産後うつ、そして鬱の症状が出るとネグレクトなど虐待のリスクも上がってきます。虐待の芽は産後すぐから生まれるといわれています。産後家庭への訪問支援事業は産後うつ、幼児虐待を予防するためにも必須の支援といえると思います。訪問支援員はスキルを持っていないとできない事業です。<br><br>p.141の(1)子育て世帯訪問支援事業の量の見込みについてですが、こども家庭庁から出ている算出方法で出されたとされるこちらの数値には、ヤングケアラー及び虐待への対応に関する数字とお聞きしております。今までの母子保健法の下で行っていた事業が法改正に伴い、「子育て世帯訪問支援事業」の中に妊産婦への支援が含まれているにもかかわらず妊娠中、産後の家庭への支援に対する数字が反映されていないということについて疑問を持ちました。再検討をお願いしたいと思います。 | 参考 | 子育て世帯訪問支援事業については、生活や子育て等に不安を抱える子育て世帯・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭へ訪問し、不安や悩みの傾聴に加え、子育てに関する情報提供や家事・養育の援助等を実施することで、家庭環境を整え、児童虐待未然防止を図る目的で実施いたしますが、令和7年度以降なるべく早い段階で事業の開始を検討しているところです。実施に当たっては、ご意見にあるように支援内容の充実を目指してまいります。<br>ニーズ量の算定については、今回の計画書では国への報告義務の関係から国のマニュアルに沿って、本市におけるニーズ量を見込みましたが、事業開始後の実績等に応じて随時見直す予定としておりますので、今回いただいたご意見は、制度の詳細設計の際の参考とさせていただきます。 |

| 整理番号 | ご意見（原文のまま記載） | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 72 | 子育て支援に関して、妊婦の時期から子どもが成人するまで切れ目ない支援が本当に必要だと感じています。具体的には、妊婦の時期からの精神的ケアです。初産のかたに限らず、妊娠や出産、その後の生活身体だけでなく精神面の負担もかなり大きいと思います。近くに頼れる親戚がいない方も沢山います。そういった中で、他人だけど他人じゃない、妊婦の時から落ち着くまで同じ方にいつでも頼れる状態を作って欲しいと思います。そういった支援が多くの人に知られ、具体的に使うことができないと意味がないと思います。もう少し母親の精神面にクローズアップした支援内容を策定していただきたいです。<br><br>もう1点は、学童の問題です。入所希望者を受け入れるだけの施設が無いことはもちろん問題ですが、入所申し込みの要件についても問題があると思います。例えば下の子が保育園で上の子が小学生になる場合。4月に保育所入所だと、しばらくは慣らし保育で半日しか預かってもらえない、その為就労の調整が必要、そうなったときに4月1日から復帰とはなかなか難しいので、4月後半からの復帰。そうすると学童の申し込みができない場合があります。この部分をもう少し問題として柔軟に対応していただきたいと思います。<br>資料の通り、復職したい方は沢山いても、できない、遅らせざるを得ない現状をもう少し考慮していただきたいと思います。 | 参考<br><br>参考 | 助産師による訪問等を行う「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」や、初めての赤ちゃんと母親が対象のベビープログラム・2人目以降のきょうだいと母親が対象のベビープログラム2などを通じた妊娠期から切れ目のない支援、また、地区担当保健師による寄り添った支援に引き続き取り組むとともに、地域子育て支援拠点や児童館等での相談事業を充実してまいります。<br>また、必要な人に届くよう、情報発信を強化してまいります。<br><br>いただいたご意見は、今後、留守家庭児童会の施設の整備や受入人数、入所申込要件等について検討する際に参考としてまいります。 |
| 73 | （読み落としているならすみませんが）<br>子どもが安全に登下校できる環境整備も進めてほしい　舗道もなくかなり危ない箇所があります<br><br>あと、学童保育の時間延長は検討事項にはありませんでしょうか<br>就学すると、働き方を変えないといけない保護者が多いです<br><br>病児保育は利用させていただいたことあり、大変ありがたかったですが、利用できる施設がもう少しアクセスいい場所にできるとありがたいです（駅近） | 参考<br><br>参考<br><br>参考 | 引き続き、通学・通園路の危険箇所の把握と改善対策を実施してまいります。<br><br>留守家庭児童会の充実につきましては、市としても課題として認識しており、今回の計画でも、ニーズを踏まえて、施設整備や民間委託等の検討のほか、開所時間の延長についても検討を進めることとしております。<br><br>病児・病後児保育事業については、当面新規の開設予定はありませんが、ご意見につきましては今後の参考させていただきます。 |
| 74 | 保育所へ1人目の子どもを預けています。数字的には保育所の需要数より供給数が上回っている計算ですが、利便性や2人目の子どもが必ずしも1人目の子どもと同じ場所に預けられるのか不安です。仕事へ行く時や悪天候の日のことを考えると、なるべく希望の保育所に入れるようにしてもらいたいです。<br>2人目の子どもの妊娠を検討しているところです。 | 参考 | 保育所の入所に当たっては、可能な限りごきょうだいで同じ施設をご利用いただけるよう調整をしておりますが、今後も不安なくご利用いただけるよう、ご意見については、京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画の中でも、各施設の定員を検討する際の参考とさせていただきます。 |

| 整理番号 | ご意見（原文のまま記載） | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 75 | ①やさしい版Ⅰ―(2) 心身を健やかに育む環境の充実<br>→『保育や教育の内容の充実』とあるが、教育＝小学校の先取りをすることと捉える方が多い現状があります。市が目指すものが「こども大綱」にある通り、”こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障(p.26)”なのであれば、やさしい版にも遊びを通した学びと分かるように明記する必要があると思います。<br>同じく「こども大綱」には、”こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。(p.24)”とあります。人格形成の基礎を築く幼児期の教育に力を入れて頂くことに期待しています。<br>公立幼稚園・保育所の再編計画がありますが、質の高い保育の提供に公立幼稚園の果たす役割はとても大きいと感じています。<br><br>②やさしい版Ⅲ―(1)地域における子育て支援の推進<br>→全体を通して遊びの重要性を読み取ることができませんでした。子育てをする立場として、公園を自由に使えない場面があり残念に思うことがあります。利用するこちらのマナーに問題があることもありますが、公園にいるだけで否定されるようなこともあります。<br>「こどもの育ちにとって遊びが大切である」と市が発信する必要もあるのではないでしょうか？子育て当事者、地域住民、双方に働きかけることが必要と思います。こどもの遊びの保障がされることを期待します。<br><br>③素案p.126 施策の方向(1) 地域における子育て支援の推進<br>→「幼稚園や保育所（園）も地域の子育ての場となるよう、園庭開放や育児講座などを開催」とありますが、p.128の実施事業には「保育所（園）地域活動事業」となり幼稚園の記載がありません。幼稚園においても積極的に園庭開放や育児講座の実施があると嬉しいです。特に公立幼稚園は校区に1つという特色から、地域の子育て仲間作りの場としてありがたく利用させてもらいました。<br><br>④素案p.126 施策の方向(1) 地域における子育て支援の推進<br>→「育児サークルの活動を支援」とあり、実施事業にも「活動場所の提供」とありますが、4月より文化施設減免が今までの10割から5割になると聞きました。育児サークルは市に登録しており、まさに地域における子育てに関わっているので、見直しの対象となったことに驚きました。<br>リニューアル後の大住ふれあいセンターでも同じ運用となるのでしょうか？<br>また、自治会の公民館を利用する際にも利用料の補助がなく残念に思っています。<br>大住ふれあいセンターができたとしても、松井山手の人は徒歩範囲に借りることのできる公共施設がありません。 | 参考<br><br>参考<br><br>参考<br><br>参考 | ①ご指摘の幼児教育の趣旨については、幼稚園教育要領や保育指針にも明記され、本市でも各施設でそれを基本に教育・保育を進めているところですので、今後もその取組を深めてまいります。やさしい版へのご指摘については、改定の際に検討してまいります。<br><br>②公園の再整備に当たっては、地域の住民やこども・子育て当事者の意見を取り入れて進めてまいりますが、本計画では、こども・若者が権利の主体であることの普及啓発事業や地域社会全体でこどもを見守り、成長を支える事業などを計画し、それにより市民がつながり、地域社会全体の幸福につながることを目指しています。公園整備を始めこの計画に込めた思いがすべての人に伝わるように周知に努めてまいります。<br><br>③本計画では、認定こども園も含めて各就学前施設において、地域における子育て支援を進めていく計画をしております。ご意見については、その実施の際に参考にさせていただきます。<br><br>④施設利用料については、持続的な施設運営のため減免基準等の見直しが行われたもので、この点については市民の皆様のご理解を賜りたく考えておりますが、子育てサークルの支援については、どういった方法で充実していけるのか引き続き検討してまいります。子育て支援関係の施設整備については、利用圏域に関することも含め引き続き検討してまいります。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 76 | 内容自体に特に異論はございませんが、体育やスポーツの面の計画を実現するために必要なインフラが整っていないと思われるので、その部分について踏み込んだ議論をしてほしいです、特に田辺中学校は教室の確保のために、元々広いとはいえないぐらいグラウンドが、ますますは狭くなっている状態、薪小学校についても、元々広いグラウンドがせまくなっている状態と、自身が子どもの頃と比較して、環境は非常に悪くなっていると思っています。それ以外の部分は私の子どもの頃と比較して環境が年々良くなっていると思う一方で、なぜや体育やスポーツの面がここまでひどい状態になっているのか非常に残念に感じています。今通っている生徒や児童がかわいそうで仕方ありません。子供人口増加する一方で、ピークを過ぎてからのことを考えると小学校や中学校を新設はできないという判断であったかもしれませんが、ピーク後の施設活用方法まで見据えた出口戦略まで考えていれば、このようなことは行っていなかったと考えています。今、娘が7歳と4歳でいずれは田辺中学校に入学すると考えると、正直なところ不安です。あとは広い公園が少ないというなんとかならないかと思っています。<br>悪い部分ばかり記載しましたが、全体的に良くなっているとは思っています。今年は新しい動きとしてプールの授業をKSC田辺に委託する等、将来に向けたトライアルや新しい公園を新設するなど良い動きがあると思っていますので、本計画が着実に実行できるため環境づくりに期待しています。 | 参考 | 現在のところ、各中学校の運動場の面積は中学校設置基準を上回っておりますが、教育活動や部活動において必要がある場合には、周辺のグランド等を利用できるよう調整しているところです。<br>ご意見の「広い公園」の整備については、用地の確保等課題が多くありますが、整備計画の参考とさせていただきます。<br>評価をいただいた水泳の授業や新しい公園等を始め、スポーツに継続して親しむ環境を整備するための取組には引き続き取り組んでまいります。 |
| 77 | ①こどもの居場所づくり事業について、新田辺駅周辺にもミライロのような場所が必要だと思う。<br>静かに勉強できる自習室が設置されていることが理想で、静かに勉強できるスペースと、雑談したりできるスペースがゾーニングされていると良い。ミライロのように夜10時まで開いていてほしい。<br>②中学校の図書室をいつでも使えるように開けていてもらいたい。本を借りたくても開いていないことが多い。人気のある本や話題の本を入れたりするなど内容も充実させる必要があると思う。本を読むことは人生を豊かにするので、生徒全体の幸せにもつながる。そこで放課後に勉強もできたら京田辺の生徒全体の学力向上につながると思う。<br>③小学校の体育館や図書室を放課後に開放して生徒たちがみんなで宿題をできるようにしてほしい。<br>④中央図書館の2階の部屋を自習スペースとして開放して欲しい。図書館で勉強できるようにして欲しい。 | 参考<br>参考<br>参考<br>参考 | ①こどもの居場所づくりに関しては、児童館等の整備を進める中で各室の用途などを検討してまいりますが、ご意見の自習室やゾーニングなども参考とさせていただきます。なお、開館時間については、施設を管理する人員体制や利用者の対象年齢との関係も含めて検討してまいります。<br>②中学校の図書室をいつでも利用できるようにすることは、施設の管理上難しいですが、図書の充実については、計画的に進めてまいりますので、各中学校にご要望をお寄せください。<br>③小学校の体育館等の放課後の開放については、施設の管理上難しいところです。<br>④図書館2階の会議室につきましては、会議や図書館での事業等に活用しております。図書館の書籍等を活用しての自習は、1階のレファレンスコーナーをご利用いただければと思います。なお、自習スペース等については、①にもありますように、今後のこどもの居場所づくりの検討の際の参考とさせていただきます。 |

| 整理番号 | ご意見(原文のまま記載) | 対応 | ご意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| 78 | ①小学校の学童の条件が厳しく入れない方が多いと聞く。枚方市はきちんとした学童と、軽めの学童が選べて、軽めの学童は多人数に対して見守りの大人が少なく、子どもたちが自由に過ごせるので楽しいと聞く。京田辺でもぜひ取り入れてはどうか。<br><br>②市政に子どもや若者の意見を取り入れる意見聴取の方法について、積極的に意見聴取し反映させていくことが重要だと感じているが、アンケートやパブリックコメントだけでなく、直接話を聞くこども会議等を定期的に開催することが必要だと思う。その場合、安心して活発な意見を出せるように、こども若者への配慮ができるファシリテーターがきちんと進めることが重要だと思う。<br><br>③親としては、地域に子どもが安心して遊びにいける場所があると有難い。学校や公民館等、雨の日でも宿題を持ち寄って遊べる場所をたくさん設けて欲しい。 | 参考<br><br>趣旨記載・参考<br><br>参考 | ①留守家庭児童会の充実につきましては、市としても課題として認識しており、今回の計画でも、ニーズを踏まえて、施設整備や民間委託等の検討を進めることとしております。いただいたご意見も検討の中で参考とさせていただきます。<br><br>②ご意見については、本計画でも重要と考えており、第6章1で取り上げております。ファシリテーターの存在も重要と考えますので、こども・若者の意見を聴く場を設ける場合には、適切に対応してまいります。<br><br>③こどもの居場所づくりについては、小学校で放課後子ども教室を実施しているほか、児童館の整備、地域の公民館開放など各方面での実施方策を検討しています。各施設の管理運営上の課題もあろうかと思いますが、ご意見も参考に検討を深めてまいります。 |

資料２
教育委員会
R7.2.19

# 京田辺市こども計画

## （案）

## パブリックコメント結果反映版

パブリックコメント前の計画案から修正のあった箇所を抜粋

令和７年３月

# ごあいさつ

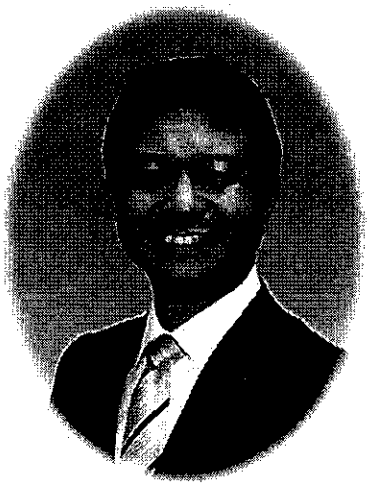

現在、我が国では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかからない中、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもたちを取り巻く状況は、年々深刻になっています。

こういった状況を打開するため、国では、こどもの最善の利益を第一に、こどもに関する政策を社会の真ん中に据えて進めるため、令和 5 年(2023年)に「こども基本法」を施行、「こども家庭庁」を設置し、「こどもまんなか社会」の実現に向け「こども大綱」を定めました。令和６年(2024年)には、各種こども・子育て支援策を網羅した「こどもまんなか実行計画」を決定し、こどもや保護者の視点、意見を尊重し、ともに考え、こども・子育て支援策を各ライフステージにわたって切れ目なくつなぎ、支援していくことを目指しています。

本市でも、この動きに合わせ、こども・子育て支援を次のステップに進めようと、令和 6 年(2024年)2 月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、このたび、宣言を実行するプランとなる「京田辺市こども計画」を策定いたしました。

今回の計画では、大切に引き継いできた基本理念「みんなで子育て　こども☆キラキラ　京田辺～こどもの輝きが、すべての市民を結ぶ～」を念頭に置きながら、国や京都府の動向を考慮するとともに、市民ニーズの把握に努めました。

これらを反映させ、こどもたちが、健康で、豊かな人間性を育み、可能性を広げ、未来に挑戦する力を蓄えられるよう応援するとともに、保護者のみなさんが不安なくその成長を支える取組を盛り込み、より一層のこども・子育て支援を進めてまいります。

こどもたちがこのまちで幸せに育ち、思い描く未来に夢と希望があふれるまち、また、京田辺で生み育てて良かったと思えるまちを実現するには、市民・地域・企業・市民活動団体・行政などが、それぞれの役割を担うとともに、互いの垣根をこえて連携・協力し、社会全体で取り組むことが大切です。引き続き、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

最後になりましたが、こども計画がより良い計画となるよう、熱心にご議論をいただきました「京田辺市子ども・子育て会議」の委員のみなさんをはじめ、調査等にご協力をいただいた多くの市民のみなさん、ワークショップやパブリックコメントでご意見を届けてくださったみなさん、他にもご意見やご提言をいただきました関係機関・団体のみなさんに心から感謝申し上げます。

令和７年３月

京田辺市長　上村　崇

### ⑤ 子ども・子育て支援法

平成24年(2012年)8 月、日本の急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として制定されました。

近年では、令和 3 年(2021年)12月、子ども・子育て支援法及び児童手当法が改正され、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充と、こども誰でも通園制度の創設が位置づけられています。

令和 4 年(2022年)6 月に成立した改正児童福祉法では、家庭支援事業の新規 3 事業の創設や、こども家庭センター及び地域子育て相談機関の整備の努力義務化、子どもの権利擁護・意見聴取についての取組を推進することが定められています。

令和 6 年(2024年)6 月には子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設することが盛り込まれています。

## (3) 計画の位置づけ

本計画は、第 4 次京田辺市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

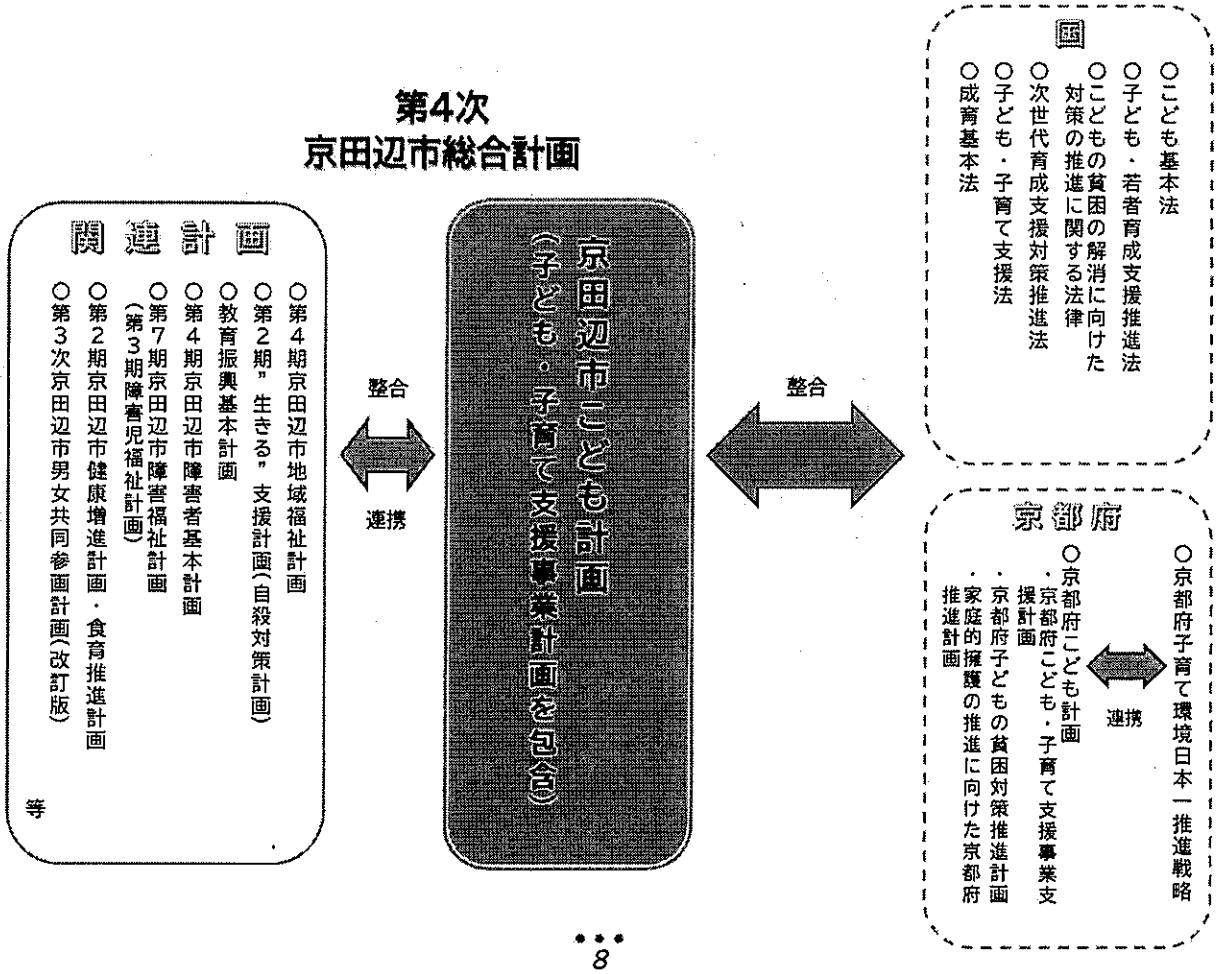

## 4 本計画における「こども・若者」の定義

「子ども・子育て支援法」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、本計画における「こども」は概ね18歳まで、「若者」は概ね18歳から概ね30歳までと定義します。

【子ども・子育て支援法(第６条)】

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

【子供・若者育成支援推進大綱】

若者：思春期、青年期(概ね18歳から概ね30歳未満まで)の者。施策によっては、ポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者)も対象とする。

### 計画の対象

本計画では、「こども・若者」と「親、保護者など、その家族」を対象とします。また、子育て支援を本市と連携・協力して行う、地域、認定こども園、幼稚園及び保育所(園)と学校、NPOや市民活動団体、企業等も対象とします。

## 5 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は５年間を１期とした事業計画を定めるものとしていますので、本計画は、令和 7 年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までを計画期間とします。

また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていきます。

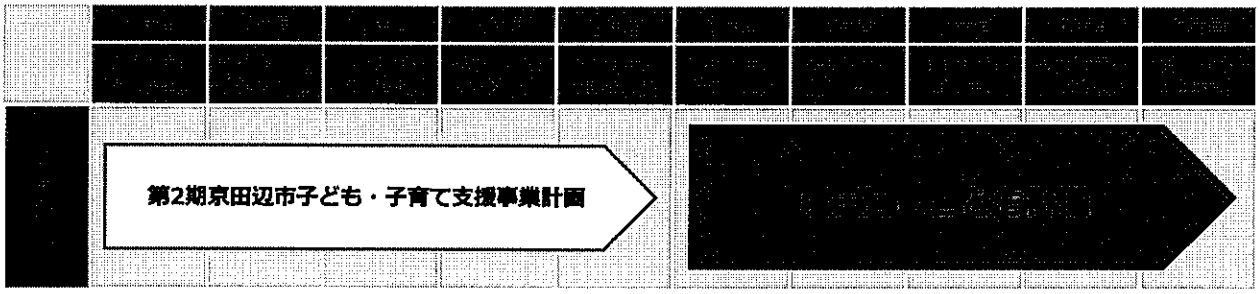

| こどもの誕生前から幼児期 | | | 学童期・思春期 | | | 青年期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 | 事業名 | 事業概要 | 主担当課 | 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
| ○医療体制の整備・充実のための働きかけ事業 | ○小児救急電話相談「#8000」の周知<br>○小児救急医療体制の整備<br>○休日応急診療所事業(本市・八幡市)<br>○関係機関との連携強化<br>・京都府保健医療計画における医療体制などの充実要請など | 子育て支援課<br>健康推進課 | ○医療体制の整備・充実のための働きかけ事業 | ○小児救急電話相談「#8000」の周知<br>○小児救急医療体制の整備<br>○休日応急診療所事業(本市・八幡市)<br>○関係機関との連携強化<br>・京都府保健医療計画における医療体制などの充実要請など | 子育て支援課<br>健康推進課 | ○医療体制の整備・充実のための働きかけ事業 | ○休日応急診療所事業(本市・八幡市)<br>○関係機関との連携強化<br>・京都府保健医療計画における医療体制などの充実要請など | 健康推進課 |
| ○ひとり親家庭医療費の助成<br>(再掲Ⅰ(5)、Ⅱ(4)) | ○ひとり親家庭への医療費(保険適用分)の自己負担額助成 | 国保医療課 | ○ひとり親家庭医療費の助成<br>(高校生年代まで)<br>(再掲Ⅰ(5)、Ⅱ(4)) | ○ひとり親家庭への医療費(保険適用分)の自己負担額助成 | 国保医療課 | | | |
| ○こどもの医療費の助成<br>(再掲Ⅰ(2)) | ○こどもの医療費(保険適用分)助成を行い、子育て家庭への経済的支援 | 子育て支援課 | ○こどもの医療費の助成<br>(高校生年代まで)<br>(再掲Ⅰ(2)) | ○こどもの医療費(保険適用分)助成を行い、子育て家庭への経済的支援 | 子育て支援課 | | | |
| ○養育医療給付事業(再掲Ⅰ(2)) | ○身体の発育が未熟なまま出生した乳児の養育医療の給付 | 子育て支援課 | | | | | | |
| ○こどもの事故防止、救急対応などの教育事業<br>(再掲Ⅱ(2)) | ○こどもの事故防止に関する保護者への情報提供<br>○救命講習の開催 | 子育て支援課<br>警防課 | ○こどもの事故防止、救急対応などの教育事業<br>(再掲Ⅱ(2)) | ○こどもの事故防止に関する保護者への情報提供<br>○救命講習の開催<br>○健康安全教育 | 子育て支援課<br>こども・学校サポート室<br>警防課 | ○こどもの事故防止、救急対応などの教育事業<br>(再掲Ⅱ(2)) | ○救命講習の開催 | 警防課 |
| ○専門的支援が必要な児童への支援の強化<br>(再掲Ⅰ(3)、Ⅱ(4)) | ○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受入れに当たって、こどもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って学校に看護師を配置<br>○加配保育士等の配置<br>○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置(保健・医療・保育・教育・福祉等) | 保育幼稚園課<br>子育て支援課<br>障がい福祉課 | ○専門的支援が必要な児童への支援の強化<br>(再掲Ⅰ(3)、Ⅱ(4)) | ○一定の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受入れに当たって、こどもの健康管理等のため、京田辺市医療的ケア児ガイドラインに沿って学校に看護師を配置<br>○支援員等の配置<br>○医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場を設置(保健・医療・保育・教育・福祉等) | 学校教育課<br>こども・学校サポート室<br>子育て支援課<br>障がい福祉課 | | | |
| ○病児・病後児保育事業<br>(再掲Ⅱ(3)) | ○病気中や病気の回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施 | 保育幼稚園課 | ○病児・病後児保育事業<br>(小学6年生まで対象)<br>(再掲Ⅱ(3)) | ○病気中や病気の回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児などについて、看護師・保育士などを配置した医療機関において保育を実施 | 保育幼稚園課 | | | |
| ○病児保育事業(体調不良児対応型)<br>(再掲Ⅱ(3)) | ○保育中に体調不良となった場合に保育所等において緊急的な対応 | 保育幼稚園課 | | | | | | |
| ○「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 | ○こどもの生活習慣づくり | 健康推進課<br>子育て支援課 | ○「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 | ○こどもの生活習慣づくり | 健康推進課<br>学校給食課 | | | |
| ○食育の推進 | ○市第2期健康増進計画・食育推進計画の推進 | 健康推進課 | ○食育の推進 | ○市第2期健康増進計画・食育推進計画の推進 | 健康推進課 | ○食育の推進 | ○市第2期健康増進計画・食育推進計画の推進 | 健康推進課 |
| | | | ○発達段階に応じた性に関する教育と現代的健康問題に対応する保健教育の充実 | ○児童生徒の実態と発達段階に応じた性に関する教育<br>○飲酒・喫煙・薬物乱用、心の健康等、多様化・深刻化する現代的健康課題に対応する保健教育の充実 | こども・学校サポート室 | | | |
| | | | ○プレコンセプションケアの推進 | ○男女を問わず、性や妊娠、出産等に関するプレコンセプションケアの目的・内容を広く周知し、健康支援を総合的に推進 | 子育て支援課<br>健康推進課<br>こども・学校サポート室 | ○プレコンセプションケアの推進<br>(再掲Ⅱ(1)) | ○男女を問わず、性や妊娠、出産等に関するプレコンセプションケアの目的・内容を広く周知し、健康支援を総合的に推進 | 子育て支援課<br>健康推進課 |

| こどもの誕生前から幼児期 | | | 学童期・思春期 | | | 青年期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 | 事業名 | 事業概要 | 主担当課 | 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
| | | | ○安全教育の推進 | ○児童生徒への安全教育の徹底<br>○交通安全教育や防災教育等の安全教育を計画的・継続的に実施し、危機対応能力(自ら判断し、自ら行動する力)を高める | こども・学校サポート室 | | | |
| | | | ○国際交流の推進 | ○海外都市などとの友好交流<br>・海外のこどもや留学生などとの交流 | 市民参画課 | ○国際交流の推進 | ○多文化交流の機会づくり・情報提供<br>○国際交流体験の支援<br>・ホームステイ受入れや海外での留学体験などの支援 | 市民参画課 |
| | | | ○京田辺市地域福祉計画に基づく事業の推進 | ○福祉に関する学びの場の提供<br>・福祉に関わる機会を提供し、次代の福祉活動の担い手の育成を図る | 社会福祉課 | ○京田辺市地域福祉計画に基づく事業の推進 | ○福祉に関する学びの場の提供<br>・福祉に関わる機会を提供し、次代の福祉活動の担い手の育成を図る | 社会福祉課 |
| | | | ○シゴトミライプロジェクト事業 | ○シゴトニア☆京田辺の開催<br>・京田辺にゆかりのある企業・団体と交流しながら「京田辺のシゴト」を体験する機会の提供<br>○樽本チェイン夏休み親子工場見学<br>○田辺高校連携事業<br>・工場見学、職場体験、出張講演、交流会など | 産業振興課 | ○シゴトミライプロジェクト事業 | ○企業の魅力発見事業<br>・地域の大学生と市内企業とのマッチング促進<br>○市内企業インタビュー<br>○創業支援事業 | 産業振興課 |
| ○保育所(園)・幼稚園・こども園・児童館・子育て支援拠点での相談事業<br>(再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2)) | ○保育所等における相談支援<br>○児童館、地域子育て支援拠点における交流促進・相談事業<br>・指導員等とこどもとのふれあいの中での相談、手助け<br>・地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化 | 子育て支援課<br>各児童館<br>各地域子育て支援拠点 | ○児童館等での相談事業<br>(再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2))<br>○教育相談体制の充実<br>(再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2-4)) | ○児童館指導員とこどもとのふれあいの中での相談、手助け<br>○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化<br>○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実<br>○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施 | 各児童館<br>こども・学校サポート室 | | | |
| ○民生委員・児童委員・主任児童委員への活動支援<br>(再掲Ⅰ(3)) | ○京田辺市民生委員・児童委員協議会への支援<br>・区域担当委員、主任児童委員への活動費の助成 | 社会福祉課 | ○民生委員・児童委員・主任児童委員への活動支援<br>(再掲Ⅰ(3)) | ○京田辺市民生委員・児童委員協議会への支援<br>・区域担当委員、主任児童委員への活動費の助成 | 社会福祉課 | | | |
| ○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談<br>(再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2)) | ○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援 | 社会福祉課 | ○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談<br>(再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2)) | ○民生委員・児童委員・主任児童委員による相談支援 | 社会福祉課 | | | |
| ○家庭児童相談室での相談<br>(再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(4)) | ○家庭児童相談室における相談事業 | 子育て支援課 | ○家庭児童相談室での相談<br>(再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(4)) | ○家庭児童相談室における相談事業 | 子育て支援課 | | | |

## 実施事業Ⅰ(4)

| こどもの誕生前から幼児期 | | | 学童期・思春期 | | | 青年期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 | 事業名 | 事業概要 | 主担当課 | 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
| ○要保護児童対策地域協議会の機能強化 | ○児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援 | 子育て支援課 | ○要保護児童対策地域協議会の機能強化 | ○児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援 | 子育て支援課 | ○要保護児童対策地域協議会の機能強化 | ○児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、関係機関が連携して組織的に対応し、適切な支援 | 子育て支援課 |
| ○家庭児童相談室での相談<br>(再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(4)) | ○家庭児童相談室における相談事業 | 子育て支援課 | ○家庭児童相談室での相談<br>(再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(4)) | ○家庭児童相談室における相談事業 | 子育て支援課 | ○家庭児童相談室での相談<br>(再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(4)) | ○家庭児童相談室における相談事業 | 子育て支援課 |
| ○乳幼児期の健康診査事業<br>(再掲Ⅰ(1)) | ○1か月児健康診査<br>○3か月児健康診査<br>○1歳6か月児健康診査<br>○3歳6か月児健康診査<br>○5歳児の健康診査 | 子育て支援課 | | | | | | |
| ○乳幼児期の相談事業<br>(再掲Ⅰ(1)) | ○妊婦・乳幼児相談・赤ちゃんサロン<br>○10か月児発達相談<br>○2歳児発達相談<br>○発達相談員による発達相談<br>○転入時アンケート | 子育て支援課 | | | | | | |
| ○乳幼児期の訪問事業<br>(再掲Ⅰ(1・3)) | ○こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問)<br>○妊産婦訪問<br>○未熟児訪問<br>○乳幼児訪問<br>○障がいのある児童の訪問<br>○養育支援訪問事業 | 子育て支援課 | | | | | | |
| ○乳幼児健診未受診者、未就園児等の状況確認の実施 | ○乳幼児健診未受診者、未就園児の状況確認、指導<br>(再掲Ⅱ(4)) | 子育て支援課 | ○不就学児等の状況確認の実施 | ○不就学児等の状況確認、指導 | 子育て支援課<br>学校教育課 | | | |
| ○保育所(園)・幼稚園・こども園・児童館・子育て支援拠点での相談事業<br>(再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(2)) | ○保育所等における相談支援<br>○児童館、地域子育て支援拠点における交流促進・相談事業<br>・指導員等とこどもとのふれあいの中での相談、手助け<br>・地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化 | 子育て支援課<br>各児童館<br>各地域子育て支援拠点 | ○児童館等での相談事業<br>(再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(2))<br>○教育相談体制の充実<br>(再掲Ⅰ(2)、Ⅱ(2-4)) | ○児童館指導員とこどもとのふれあいの中での相談、手助け<br>○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化<br>○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実<br>○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施 | 各児童館<br>こども・学校サポート室 | | | |

## 実施事業Ⅱ(2)

| こどもの誕生前から幼児期 | | | 学童期・思春期 | | | 青年期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 | 事業名 | 事業概要 | 主担当課 | 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
| ○京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進<br>(再掲Ⅱ(3)) | ○ワーク・ライフ・バランスの啓発<br>○無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定的な性別役割分担にとらわれない働き方の推進<br>○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実<br>・ふれあい夢フェスタなど<br>○学習機会の充実<br>・女性交流支援ルーム情報、ライブラリーでの関連図書の貸出しなど | 人権啓発推進課<br>女性交流支援ルーム | ○教育を通じた男女共同参画の推進<br>(再掲Ⅱ(3)) | ○児童・生徒に対する男女共同参画の意識啓発 | こども・学校サポート室 | ○京田辺市男女共同参画計画に係る事業の推進<br>(再掲Ⅱ(3)) | ○ワーク・ライフ・バランスの啓発<br>○無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定的な性別役割分担にとらわれない働き方の推進<br>○各種広報、啓発、イベント、研修などの充実<br>・ふれあい夢フェスタなど<br>○学習機会の充実<br>・女性交流支援ルーム情報、ライブラリーでの関連図書の貸出しなど | 人権啓発推進課<br>女性交流支援ルーム |
| ○事業所への啓発事業<br>(再掲Ⅱ(3)) | ○事業所への啓発の推進<br>・母性保護についての啓発<br>・父親の子育て参加など<br>・労働時間短縮などのリーフレットなどによる啓発 | 人権啓発推進課<br>社会福祉課 | | | | | | |
| ○情報発信強化事業 | ○広報紙における子育て関係記事の集約と市ホームページにおける子育て特設ページの開設<br>○SNSを活用した情報発信の強化<br>○子育て応援ガイドブックの発行 | 秘書広報課<br>子育て支援課 | ○情報発信強化事業 | ○広報紙における子育て関係記事の集約と市ホームページにおける子育て特設ページの開設<br>○SNSを活用した情報発信の強化<br>○子育て応援ガイドブックの発行 | 秘書広報課<br>子育て支援課 | | | |
| ○子育てに係る情報提供体制の充実 | ○パパママセミナーの実施<br>○ベビープログラム(BP1:初めての赤ちゃんと母親、BP2:2人目以降のきょうだいと母親が参加するプログラム)の実施 | 子育て支援課 | | | | | | |
| ○地域子育て支援事業<br>(再掲Ⅲ(1)) | ○市立幼稚園における地域子育て井戸端会議の開催支援<br>○家庭教育支援<br>・家庭教育に関する学習機会の充実 | 社会教育課 | ○地域子育てセミナーの開催支援<br>(再掲Ⅲ(1)) | ○地域子育てセミナーの開催支援<br>○家庭教育支援<br>・家庭教育に関する学習機会の充実 | 社会教育課 | | | |
| | | | ○明日の親となるための子育て理解講座 | ○中学生を対象とした子育て理解講座<br>○乳幼児ふれあい体験事業 | 子育て支援課<br>社会教育課 | | | |
| ○こどもの事故防止、救急対応などの教育事業<br>(再掲Ⅰ(1)) | ○こどもの事故防止に関する保護者への情報提供<br>○救命講習の開催 | 子育て支援課<br>警防課 | ○こどもの事故防止、救急対応などの教育事業<br>(再掲Ⅰ(1)) | ○こどもの事故防止に関する保護者への情報提供<br>○救命講習の開催<br>○健康安全教育 | 子育て支援課<br>こども・学校サポート室<br>警防課 | ○こどもの事故防止、救急対応などの教育事業<br>(再掲Ⅰ(1)) | ○救命講習の開催 | 警防課 |
| ○保育所(園)、幼稚園、こども園、児童館、子育て支援拠点での相談事業<br>(再掲Ⅰ(2・4)) | ○保育所等における相談支援<br>○児童館、地域子育て支援拠点における交流促進・相談事業<br>・指導員等とこどもとのふれあいの中での相談、手助け<br>・地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化 | 子育て支援課<br>各児童館<br>各地域子育て支援拠点 | ○児童館等での相談事業<br>(再掲Ⅰ(2・4))<br>○教育相談体制の充実<br>(再掲Ⅰ(2・4)、Ⅱ(4)) | ○児童館指導員とこどもとのふれあいの中での相談、手助け<br>○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化<br>○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実<br>○教育支援センター(アイリス)における教育相談を実施 | 各児童館<br>こども・学校サポート室 | | | |

| こどもの誕生前から幼児期 | | | 学童期・思春期 | | | 青年期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | 事業概要 | 主担当課 | 事業名 | 事業概要 | 主担当課 | 事業名 | 事業概要 | 主担当課 |
| ○京田辺市障害福祉計画に基づく事業の推進 | ○地域生活支援事業<br>・相談支援事業<br>・移動支援事業<br>・日中一時支援事業<br>・日常生活用具給付等 | 障がい福祉課 | ○京田辺市障害福祉計画に基づく事業の推進 | ○地域生活支援事業<br>・相談支援事業<br>・移動支援事業<br>・日中一時支援事業<br>・日常生活用具給付等 | 障がい福祉課 | ○京田辺市障害福祉計画に基づく事業の推進 | ○地域生活支援事業<br>・相談支援事業<br>・移動支援事業<br>・日中一時支援事業<br>・日常生活用具給付等 | 障がい福祉課 |
| ○障がいのある児童等に対する経済的支援 | ○特別児童扶養手当等の支給<br>（再掲Ⅰ(2)）<br>○身体に障害のある方の補装具費の補助に係る所得制限の撤廃の円滑な運用 | 障がい福祉課<br>子育て支援課 | ○障がいのある児童等に対する経済的支援 | ○特別児童扶養手当等の支給<br>（再掲Ⅰ(2)）<br>○身体に障害のある方の補装具費の補助に係る所得制限の撤廃の円滑な運用 | 障がい福祉課<br>子育て支援課 | ○障がいのある児童等に対する経済的支援 | ○特別児童扶養手当等の支給<br>（20歳まで）<br>（再掲Ⅰ(2)）<br>○身体に障害のある方の補装具費の補助に係る所得制限の撤廃の円滑な運用 | 障がい福祉課<br>子育て支援課 |
| ○産後うつ啓発事業 | ○産後うつの啓発やスクリーニングを実施することで、産後うつ病の客観的評価と早期・継続的支援 | 子育て支援課 | | | | | | |
| ○各種健診・発達相談などにおける相談事業 | ○継続的な相談・訪問支援の実施<br>○健診・相談事業の未受診者の把握<br>（再掲Ⅰ(4)） | 子育て支援課 | | | | | | |
| ○家庭児童相談室での相談<br>（再掲Ⅰ(2･4)） | ○家庭児童相談室における相談事業 | 子育て支援課 | ○家庭児童相談室での相談<br>（再掲Ⅰ(2･4)） | ○家庭児童相談室における相談事業 | 子育て支援課 | | | |
| | | | ○こども生活・学習支援事業<br>（再掲Ⅰ(2･5)） | ○家庭で学習環境が整えにくいこどもを対象に実施 | 社会福祉課 | | | |
| | | | ○教育相談体制の充実<br>（再掲Ⅰ(2･4)、Ⅱ(2)） | ○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実<br>○教育支援センター（アイリス）における教育相談を実施 | こども・学校サポート室 | | | |
| | | | ○児童館等での相談事業<br>（再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2)）<br>○教育相談体制の充実<br>（再掲Ⅰ(4)、Ⅱ(2･4)） | ○児童館指導員とこどもとのふれあいの中での相談、手助け<br>○地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターとの連携強化<br>○スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等が連携して児童生徒の支援の充実<br>○教育支援センター（アイリス）における教育相談を実施 | 各児童館<br>こども・学校サポート室 | | | |
| ○ひとり親家庭に対する生活支援や就労支援<br>（再掲Ⅰ(5)） | ○ひとり親家庭に対する相談体制の充実<br>○母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、就業支援の取組実施<br>・高等職業訓練促進給付金等事業<br>・自立支援教育訓練給付金事業<br>○ひとり親家庭の日常生活支援<br>（再掲Ⅱ(4)） | 子育て支援課 | ○ひとり親家庭に対する生活支援や就労支援<br>（再掲Ⅰ(5)） | ○ひとり親家庭に対する相談体制の充実<br>○母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、就業支援の取組実施<br>・高等職業訓練促進給付金等事業<br>・自立支援教育訓練給付金事業<br>○ひとり親家庭の日常生活支援<br>（再掲Ⅱ(4)） | 子育て支援課 | | | |
| ○経済的支援<br>（再掲Ⅰ(5)） | ○生活保護の実施<br>○児童扶養手当<br>○ひとり親家庭医療費助成事業<br>（再掲Ⅰ(1･5)）<br>○ひとり親家庭の各種手当の支給による支援、各種費用の負担軽減制度の案内<br>（再掲Ⅰ(2･5)） | 社会福祉課<br>子育て支援課<br>国保医療課 | ○経済的支援 | ○生活保護の実施<br>○児童扶養手当<br>○高校生給付型奨学金（府制度）<br>○ひとり親家庭医療費助成事業<br>（再掲Ⅰ(1･5)）<br>○ひとり親家庭の各種手当の支給による支援、各種費用の負担軽減制度の案内<br>（再掲Ⅰ(2･5)） | 社会福祉課<br>子育て支援課<br>国保医療課 | ○経済的支援 | ○進学・就職準備給付金の支給も含め、生活保護の実施<br>（再掲Ⅰ(5)） | 社会福祉課 |

# 第7章　参考資料

## 1　京田辺市子ども・子育て会議委員名簿

計画策定期間（令和5年度～令和6年度）中の委員

| 役職 | 氏名 | 団体名等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 会 長 | 塘 利枝子 | 同志社女子大学（教授）<br>現代社会学部現代こども学科 | |
| 副会長 | 近江園 善一 | 京田辺医師会 | |
| 委 員 | 伊藤 枝里子 | 学校法人京都南カトリック学園 聖愛幼稚園 | |
| | 島谷 千織 | 京田辺市民生児童委員協議会 | |
| | 五月女 智美 | 特定非営利活動法人そよかぜ子育てサポート | |
| | 谷口 貴子 | 京都府助産師会 | |
| | 土井 浩之 | 京都府山城北保健所 福祉課 | |
| | 岡本 敦 | 京都府田辺警察署 生活安全課 | 令和6年6月 9日まで |
| | 岡 和宏 | | 令和6年6月10日から |
| | 岡崎 礼乃 | 京田辺市民間こども・保育園長会 | 令和6年6月28日まで |
| | 川戸 洋子 | | 令和6年6月29日から |
| | 古家後 裕子 | 公募委員 | 令和6年6月28日まで |
| | 北尾 茂則 | | 令和6年6月29日から |
| | 伊家 京子 | 京田辺市小・中学校校長会 | 令和6年6月 9日まで |
| | 佐々木 みゆき | | 令和6年6月10日から |
| | 小森 三千恵 | 京田辺市小規模保育事業者 | 令和6年6月28日まで |
| | 澤田 敦子 | | 令和6年6月29日から |
| | 大西 智子 | 京田辺市PTA連絡協議会（小学校） | 令和6年6月 9日まで |
| | 塩田 源志 | | 令和6年6月10日から |
| | 米澤 隆治 | 京田辺市立保育所保護者会 | 令和6年6月 9日まで |
| | 中野 華奈 | | 令和6年6月10日から |
| | 土淵 春菜 | 同志社女子大学（学生）<br>現代社会学部現代こども学科 | 令和6年6月 9日まで |
| | 西川 緑 | | 令和6年6月10日から |
| | 小川 由梨恵 | 京田辺市養護教員部会 | 令和6年6月 9日まで |
| | 前田 恵美 | | 令和6年6月10日から |
| | 佐藤 りん | 京田辺市PTA連絡協議会（中学校） | 令和6年6月 9日まで |
| | 村上 洋一 | | 令和6年6月10日から |
| | 山本 陽子 | 京田辺市PTA連絡協議会（幼稚園） | 令和6年6月 9日まで |
| | 山下 恵子 | | 令和6年6月10日から |

資料３
教育委員会
R7.2.19

# 京田辺市
# こども計画
## 概要版

「こども計画」は”こども・若者”と
”こども・若者を育てるみなさん”のための計画です

令和７年（2025年）３月
京田辺市

資料４
教育委員会
R7.2.19

# 京田辺市
# こども計画

## やさしい版

「こども計画」は”こども・若者”と
”こども・若者を育てるみなさん”のための計画です

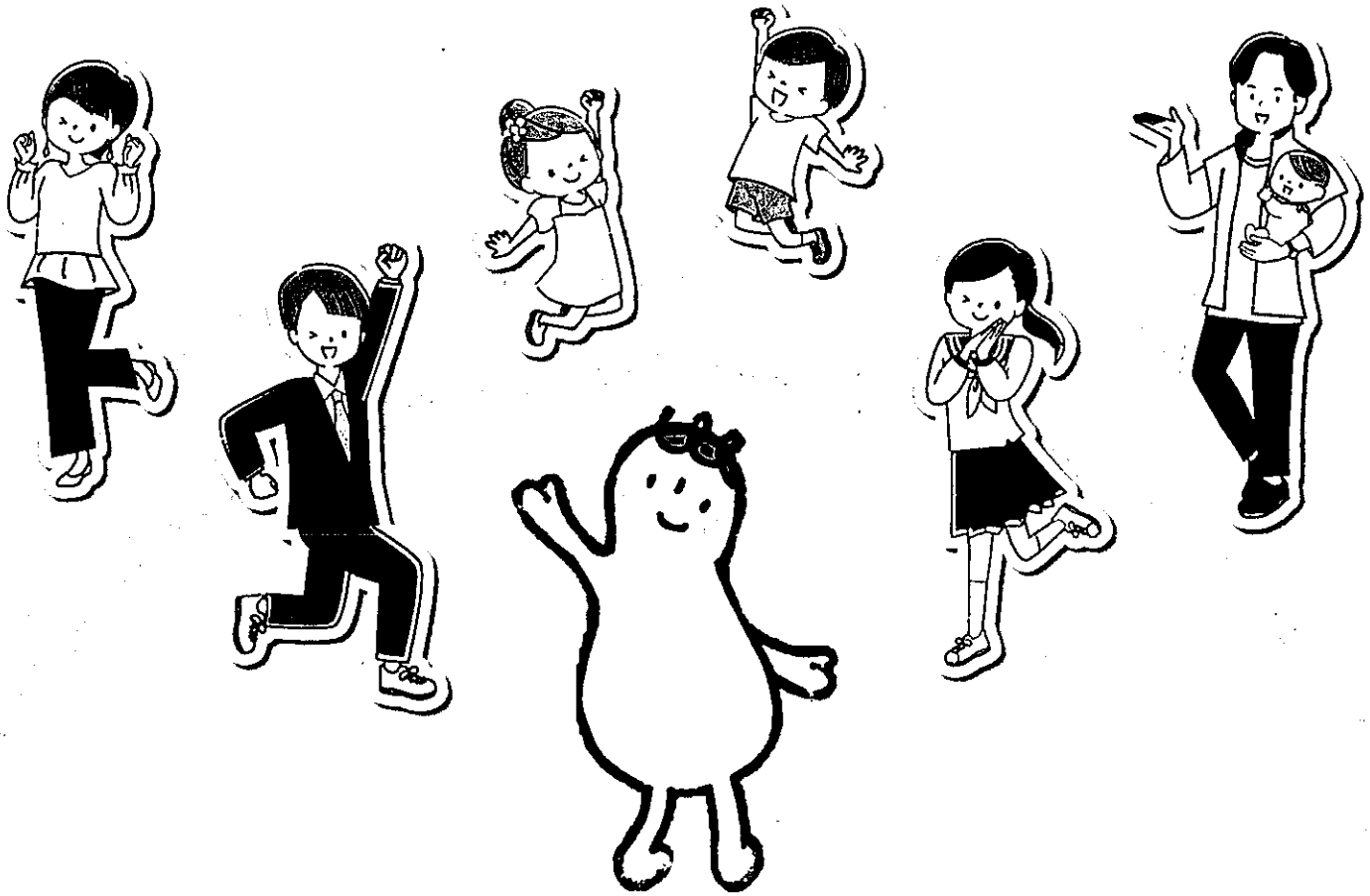

令和７年（2025年）３月
京田辺市

報告第８号

令和７年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数について

令和７年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数（見込み）について、別紙のとおり報告する。

令和７年２月１９日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　　弘　高

（報告理由）

本件は、令和７年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数（見込み）について、報告するものである。

# 令和7年度京田辺市立幼稚園・保育所等の園児数（見込み）

| 種別 | 施設名 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市立幼稚園・こども園（幼稚園部分） | 田辺幼稚園 | | | | | | 21 | 21 | −14 |
| | 草内幼稚園 | | | | 19 | 15 | 24 | 58 | −1 |
| | 三山木幼稚園 | | | | 23 | 33 | 35 | 91 | 1 |
| | 松井ケ丘幼稚園 | | | | 1 | 8 | 6 | 15 | −8 |
| | 薪幼稚園 | | | | 12 | 10 | 25 | 47 | −5 |
| | 普賢寺幼稚園 | | | | 6 | 7 | 9 | 22 | −3 |
| | 大住こども園（1号） | | | | 28 | 21 | 23 | 72 | 18 |
| | 河原こども園（1号） | | | | 5 | 5 | 5 | 15 | 1 |
| 合計 | | | | | 94 | 99 | 148 | 341 | −11 |

| 種別 | 保育所名 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市立保育所・こども園（保育所部分） | 草内保育所 | 5 | 12 | 14 | 20 | 24 | 21 | 96 | −3 |
| | 三山木保育所 | 8 | 33 | 38 | 71 | 47 | 50 | 247 | −10 |
| | 大住こども園（2・3号） | 6 | 12 | 14 | 17 | 21 | 16 | 86 | 13 |
| | 河原こども園（2・3号） | 9 | 27 | 40 | 45 | 47 | 45 | 213 | −13 |
| | 小計 | 28 | 84 | 106 | 153 | 139 | 132 | 642 | −13 |
| 民間保育園等 | 大住保育園 | 3 | 13 | 25 | 25 | 12 | 24 | 102 | −8 |
| | みみづく保育園 | 6 | 30 | 30 | 38 | 39 | 43 | 186 | −14 |
| | ウェルネス保育園京田辺 | 2 | 6 | 18 | | | | 26 | −8 |
| | 松井ヶ丘保育園 | 11 | 40 | 49 | 49 | 45 | 43 | 237 | 10 |
| | こもれび | 10 | 24 | 24 | 26 | 26 | 26 | 136 | −2 |
| | みんなのき三山木こども園 | 10 | 18 | 22 | 23 | 23 | 23 | 119 | 3 |
| | ニチイキッズたなべ保育園 | 2 | 6 | 6 | | | | 14 | −5 |
| | ほほえみ保育園京田辺園 | 0 | 7 | 9 | | | | 16 | −1 |
| | まゆあいのおうち保育園 | 3 | 9 | 8 | | | | 20 | −1 |
| | 小計 | 47 | 153 | 191 | 161 | 145 | 159 | 856 | −26 |
| 合計 | | 75 | 237 | 297 | 314 | 284 | 291 | 1,498 | −39 |

※令和7年1月31日現在の見込み数。

※前年比について、市立幼稚園は令和6年5月1日現在、市立保育所及び民間保育園等は令和6年4月1日現在の園児数との比較。

報告第９号

令和７年度給食費（主食費・副食費）の見直しについて

市立保育所・こども園における給食費（主食費・副食費）の見直しについて、別紙のとおり報告する。

令和７年２月１９日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　　弘　高

（報告理由）

本件は、令和７年度からの市立保育所・こども園における給食費（主食費・副食費）の見直しについて、報告するものである。

# 令和7年度給食費（主食費・副食費）の見直しについて

## 1　金額設定について

令和元年１０月からスタートした幼児教育・保育無償化制度の実施に伴い、市立保育所・こども園における副食費の金額設定については、これまで国の公定価格[1]（副食費免除加算）を基準とし、令和６年度は月額４，７００円（市立こども園の幼稚園枠については、月額３，９００円）としておりました。

しかし、令和６年度途中に国の公定価格（副食費免除加算）の引き上げが行われ、月額４，７００円から月額４，８００円に引き上げられることとなりました。

また、主食費においても昨今の精米の価格高騰に伴い、主食費の金額を見直す必要が生じております。

これを受けまして、質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要することはやむを得ないと考えられることから、市立保育所・こども園における給食費（主食費・副食費）の金額設定についても、令和７年度から見直しを行います。

## 2　給食費（主食費・副食費）の徴収金額について

○主食費

【市立】　（月額）

| 区　分 | 現行 | 変更後 |
|---|---|---|
| 保育所・こども園（保育所枠） | ７００円 | １，０００円 |
| こども園（幼稚園枠） | ５５０円 | ８００円 |

○副食費

【市立】　（月額）

| 区　分 | 現行 | 変更後 |
|---|---|---|
| 保育所・こども園（保育所枠） | ４，７００円 | ４，８００円 |
| こども園（幼稚園枠） | ３，９００円 | ４，０００円 |

1　小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。

## ３　給食費（主食費・副食費）の見直しに係るスケジュール（予定）

令和７年　２月　　・保護者向けお知らせ文書の配布等
　　・重要事項説明書への給食費の徴収金額の変更に係る記載及びこれに対する保護者の同意書の取得
　　４月　　・変更後の金額での徴収開始

報告第１０号

京田辺市立こども園における警報等発表時等の対応要綱の一部改正について

京田辺市立こども園における警報等発表時等の対応要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり報告する。

令和７年２月１９日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　　弘　高

（報告理由）

本件は、市立こども園における警報等発表時の措置につき、所要の見直しを行うため、報告するものである。

# 京田辺市立こども園における警報等発表時等の対応要綱の一部改正について

## 1　趣旨

市立こども園における警報等発表時の措置につき、所要の見直しを行うもの

## 2　改正概要

・「災害」の定義の明確化（第２条関係）
　地震についても例示として規定

・各措置の見直し（第３条関係）
　１号子ども　　：登園を可とする時間の変更（午前１０時→午前９時）
　２号･３号子ども：大雪警報発表時における登園停止を規定
　　給食実施に係る判断時間の変更（午前１０時→午前９時）
　共通　　：災害の発生が予想される場合の措置に関する規定の整理

## 3　施行日

令和７年４月１日

京田辺市告示第　　号

京田辺市立こども園における警報等発表時等の対応要綱の一部を改正する告示（案）

京田辺市立こども園における警報等発表時等の対応要綱（令和５年京田辺市告示第４０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「洪水」の次に「、地震」を加える。

第３条第１項第１号イ中「午前１０時」を「午前９時」に改め、同項第２号ア中「気象警報（」の次に「大雪警報、」を加え、同号イただし書中「午前１０時」を「午前９時」に改め、同条第２項中「発表されたとき」の次に「又は災害の発生が予想されるとき」を加える。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

# 京田辺市立こども園における警報等発表時等の対応要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

| 改正案 | 現　行 | 改正理由 |
|---|---|---|
| （定義）<br>第２条　この告示において「災害」とは、暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生じる災害をいう。 | （定義）<br>第２条　この告示において「災害」とは、暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他の異常な自然現象により生じる災害をいう。 | 「災害」の定義の明確化 |
| ２　（略） | ２　（略） | |
| （措置）<br>第３条　各こども園にあっては、京田辺市に警報等が発表されたときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる措置を講じる。 | （措置）<br>第３条　各こども園にあっては、京田辺市に警報等が発表されたときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる措置を講じる。 | |
| （１）　１号認定子ども | （１）　１号認定子ども | |
| ア　（略） | ア　（略） | |
| イ　午前９時までに警報等が解除されたときは、登園可とする。 | イ　午前１０時までに警報等が解除されたときは、登園可とする。 | 登園可とする時間の変更 |
| （２）　２号認定子ども及び３号認定子ども | （２）　２号認定子ども及び３号認定子ども | |
| ア　午前７時現在に警報等（気象特別警報及び気象警報（大雪警報、暴風警報及び暴風雪警報に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が発表されているとき又は午前７時以降に警報等が発表されたときは、登園を停止する。 | ア　午前７時現在に警報等（気象特別警報及び気象警報（暴風警報及び暴風雪警報に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が発表されているとき又は午前７時以降に警報等が発表されたときは、登園を停止する。 | 大雪警報発表時における登園停止を規定 |
| イ　警報等が解除された場合において、やむを得ず保育を必要とするときは、登園可とする。ただし、午前９時を過ぎて警報等が解除された場合においては、給食は実施しない。 | イ　警報等が解除された場合において、やむを得ず保育を必要とするときは、登園可とする。ただし、午前１０時を過ぎて警報等が解除された場合においては、給食は実施しない。 | 給食実施に係る判断の時間の変更 |
| ２　前項の規定にかかわらず、登園後に警報等が発表されたとき又は災害の発生が予想されるときは、園児の安全確保、災害の発生防止等のため、園長の判断により必要な措置を講じる。 | ２　前項の規定にかかわらず、登園後に警報等が発表されたときは、園児の安全確保、災害の発生防止等のため、園長の判断により必要な措置を講じる。 | 措置に関する規定の整理 |

承認第１号

令和６年度京田辺市一般会計補正予算（第７号）（案）に対する意見について

令和６年度京田辺市一般会計補正予算（第７号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、別紙のとおり回答したので報告するとともに承認を求める。

令和７年２月１９日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　　弘　高

（提案理由）

本件は、令和６年度京田辺市一般会計補正予算（第７号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第５条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに承認を求めるものである。

写

令和７年（2025 年）２月　６日

京田辺市長　　上　村　　崇　様

京田辺市教育委員会
［公　印　省　略］

令和６年度京田辺市一般会計補正予算（第７号）（案）（教育費関係）に対する意見聴取について（回答）

令和７年２月６日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見等はありません。

京田辺市教育委員会
教育総務室
7.2.06
収

令和７年２月６日

京田辺市教育委員会　様

京田辺市長　　上村　崇
＜公印省略＞

令和６年度京田辺市一般会計補正予算（第７号）（教育費関係）
に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

１０款　教育費
　１項　教育総務費

| 目 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 教育委員会費 | 3,652 | △78 | 3,574 | 0 | 0 | 0 | △78 |
| 2 事務局費 | 422,718 | △3,054 | 419,664 | 3,431 | 0 | 0 | △6,485 |
| 3 情報教育推進費 | 195,650 | △12,060 | 183,590 | △259 | 0 | 0 | △11,801 |
| 計 | 727,020 | △15,192 | 711,828 | 3,172 | 0 | 0 | △18,364 |

１０款　教育費
　２項　小学校費

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 学校管理費 | 879,145 | △11,897 | 867,248 | △22,170 | △20,900 | 0 | 31,173 |

| 節 区分 | 金額 | 説明 | |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | 千円 |
| 7 報償費 | △40 | 1 教育委員会運営費 | △78 |
| | | 教育文化功労者表彰記念品減 | △40 |
| 11 役務費 | △38 | 筆耕翻訳料減 | △38 |
| 7 報償費 | △2,533 | 2 事務局運営費 | △408 |
| | | 謝礼減 | △33 |
| 8 旅費 | △97 | 普通旅費減 | △15 |
| | | 特別旅費減 | △82 |
| 10 需用費 | △198 | 燃料費減 | △126 |
| | | 手数料減 | △44 |
| 11 役務費 | △131 | 保険料減 | △15 |
| | | 特殊健康診断料減 | △22 |
| 12 委託料 | △47 | 職員採用試験委託料減 | △25 |
| | | 講習会負担金減 | △32 |
| 18 負担金補助及び交付金 | △48 | 教育長等研修会分担金減 | △14 |
| | | 3 学校教育支援費 | △2,574 |
| | | 教育相談事業謝礼 | |
| | | 教育支援センター事業謝礼減 | △2,000 |
| | | 手数料減 | △72 |
| | | 山城地方市町村合同結核審査会分担金減 | △2 |
| | | 4 外国青年招致事業費 | △72 |
| | | 消耗品費減 | △72 |
| 10 需用費 | △140 | 1 情報教育推進費 | △12,060 |
| | | 消耗品費減 | △140 |
| 11 役務費 | △825 | 通信運搬費減 | △825 |
| | | 情報システム等使用料減 | △38 |
| 13 使用料及び賃借料 | △95 | 授業目的公衆送信使用料減 | △57 |
| | | 情報教育備品減 | △11,000 |
| 17 備品購入費 | △11,000 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 7 報償費 | △2 | 2 小学校管理運営費 | △315 |
| | | 草刈委託料減 | △250 |
| 12 委託料 | △9,065 | テレビ受信料減 | △63 |
| | | 用地賃借料減 | △2 |
| 13 使用料及び賃借料 | △65 | 3 学校給食費 | △3,396 |
| | | 講師謝礼減 | △2 |
| | | システム導入委託料減 | △618 |
| 17 備品購入費 | △782 | 学校給食調理業務委託料減 | △11 |

１０款　教育費
　２項　小学校費

| 目 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 教育振興費 | 124,621 | △4,411 | 120,210 | △412 | 0 | 0 | △3,999 |
| 計 | 1,500,992 | △16,308 | 1,484,684 | △22,582 | △20,900 | 0 | 27,174 |

１０款　教育費
　３項　中学校費

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 学校管理費 | 544,833 | △15,651 | 529,182 | △1,705 | △3,000 | △12,000 | 1,054 |
| 2 教育振興費 | 75,900 | △1,112 | 74,788 | △372 | 0 | 0 | △740 |
| 計 | 620,733 | △16,763 | 603,970 | △2,077 | △3,000 | △12,000 | 314 |

| 節 区分 | 金額 | 説明 | |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | 千円 |
| 18 負担金補助及び交付金 | △1,983 | 一般備品減 | △782 |
| | | まるごときょうとの日事業補助金減 | △73 |
| | | 小学校給食費物価高騰緊急支援補助金減 | △1,183 |
| | | 特別栽培米普及促進補助金減 | △727 |
| | | 5 小学校施設整備費 | △8,186 |
| | | 設計等委託料減 | △8,186 |
| 18 負担金補助及び交付金 | △103 | 1 小学校特別支援教育費 | △708 |
| | | 特別支援教育就学奨励費減 | △708 |
| 19 扶助費 | △4,308 | 2 要準要保護児童援助費 | △3,600 |
| | | 要保護及び準要保護児童就学援助費減 | △3,600 |
| | | 3 小学校教育助成費 | △103 |
| | | 京田辺市教育研究会補助金減 | △103 |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 報酬 | △6,254 | 1 職員給与費 | △9,298 |
| | | 会計年度任用職員報酬減 | △6,254 |
| 3 職員手当等 | △1,542 | 期末手当減 | △838 |
| | | 勤勉手当減 | △704 |
| 4 共済費 | △1,322 | 共済組合負担金減 | △512 |
| | | 社会保険等負担金減 | △810 |
| 7 報償費 | △800 | 費用弁償減 | △180 |
| | | 5 学校特色化事業費 | △1,345 |
| 8 旅費 | △186 | 講師等謝礼減 | △800 |
| | | バス借上料減 | △545 |
| 10 需用費 | △5,000 | 6 学校給食費 | △5,008 |
| | | 費用弁償減 | △6 |
| 11 役務費 | △2 | 賄材料費減 | △5,000 |
| | | 保険料減 | △2 |
| 13 使用料及び賃借料 | △545 | | |
| 19 扶助費 | △1,112 | 1 中学校特別支援教育費 | △750 |
| | | 特別支援教育就学奨励費減 | △750 |
| | | 2 要準要保護生徒援助費 | △362 |
| | | 要準要保護生徒就学援助費減 | △362 |
| | | | |

１０款　教育費
　４項　幼稚園費

| 目 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 幼稚園管理費 | 549,663 | △17,780 | 531,883 | 0 | 2,800 | 0 | △20,580 |
| 2 教育振興費 | 373,797 | 25,147 | 398,944 | 0 | 0 | 0 | 25,147 |
| 計 | 923,460 | 7,367 | 930,827 | 0 | 2,800 | 0 | 4,567 |

１０款　教育費
　５項　社会教育費

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 社会教育総務費 | 431,333 | △1,417 | 429,916 | 14 | 0 | 0 | △1,431 |
| 2 公民館費 | 27,466 | △20 | 27,446 | 0 | 0 | 0 | △20 |
| 3 図書館費 | 98,000 | △9,762 | 88,238 | 0 | 0 | 550 | △10,312 |

| 節 | | 説明 | |
|---|---|---|---|
| 区分 | 金額 | | |
| | 千円 | | 千円 |
| 1 報酬 | △2,000 | 1 職員給与費 | △17,780 |
| | | 会計年度任用職員報酬減 | △2,000 |
| 2 給料 | △7,000 | 職員給料減 | △7,000 |
| | | 地域手当減 | △300 |
| 3 職員手当等 | △4,180 | 期末手当減 | △1,880 |
| | | 勤勉手当減 | △2,000 |
| 4 共済費 | △3,900 | 共済組合負担金減 | △1,500 |
| | | 社会保険等負担金減 | △2,400 |
| 8 旅費 | △700 | 費用弁償減 | △700 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 25,147 | 1 幼稚園教育助成費 | 25,147 |
| | | 認定こども園施設型給付費増 | 25,147 |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 報酬 | △320 | 2 社会教育委員費 | △506 |
| | | 社会教育委員報酬減 | △270 |
| 7 報償費 | △315 | バス借上料減 | △236 |
| | | 3 社会教育活動費 | △46 |
| 8 旅費 | △46 | 特別旅費減 | △46 |
| | | 4 社会教育関係団体等支援事業費 | △25 |
| 13 使用料及び賃借料 | △291 | ＰＴＡ連絡協議会補助金減 | △25 |
| | | 5 生涯学習推進・支援事業費 | △330 |
| | | 委員等報酬減 | △50 |
| 18 負担金補助及び交付金 | △445 | 生涯学習推進事業補助金減 | △280 |
| | | 6 青少年健全育成事業費 | △285 |
| | | 講師等謝礼減 | △90 |
| | | バス借上料減 | △55 |
| | | 地域学校パートナーシップ事業補助金減 | △140 |
| | | 7 家庭教育推進事業費 | △225 |
| | | 講師等謝礼減 | △225 |
| 12 委託料 | △20 | 2 講座開設費 | △20 |
| | | 保育業務委託料減 | △20 |
| 7 報償費 | △60 | 1 図書館活動費 | △9,762 |
| | | 講師等謝礼減 | △60 |
| 10 需用費 | △50 | 燃料費減 | △50 |
| | | 通信運搬費減 | △150 |
| 11 役務費 | △150 | 施設管理委託料減 | △198 |
| | | 派遣委託料減 | △9,000 |
| 12 委託料 | △9,198 | 電算機器等借上料減 | △304 |

１０款　教育費
　５項　社会教育費

| 目 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 4 留守家庭児童会育成事業費 | 91,094 | △9,315 | 81,779 | 614 | 500 | 0 | △10,429 |
| 計 | 647,893 | △20,514 | 627,379 | 628 | 500 | 550 | △22,192 |

| 節 | | 説　　明 |
|---|---|---|
| 区　　分 | 金　額 | |
| | 千円 | 千円 |
| 13 使用料及び賃借料 | △304 | |
| 7 報償費 | △135 | 1　留守家庭児童会育成費　△9,315<br>謝礼減　△135<br>派遣委託料減　△5,000<br>駐車場借上料減　△180<br>放課後児童クラブ運営補助金減　△4,000 |
| 12 委託料 | △5,000 | |
| 13 使用料及び賃借料 | △180 | |
| 18 負担金補助及び交付金 | △4,000 | |
| | | |

# 令和６年度一般会計補正予算（第７号）
# 歳入歳出予算事項別明細（総括）

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 総　括

（歳　入）

| 款 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1　市税 | 12,086,558 | △5,200 | 12,081,358 |
| 4　配当割交付金 | 97,000 | 14,000 | 111,000 |
| 5　株式等譲渡所得割交付金 | 111,000 | 60,000 | 171,000 |
| 6　法人事業税交付金 | 136,000 | 25,000 | 161,000 |
| 7　地方消費税交付金 | 1,651,000 | 77,000 | 1,728,000 |
| 11　地方特例交付金 | 431,295 | 2,164 | 433,459 |
| 14　分担金及び負担金 | 203,525 | △5,359 | 198,166 |
| 15　使用料及び手数料 | 414,804 | 6,313 | 421,117 |
| 16　国庫支出金 | 6,150,070 | △91,807 | 6,058,263 |
| 17　府支出金 | 2,548,671 | △61,741 | 2,486,930 |
| 18　財産収入 | 51,251 | 1,129 | 52,380 |
| 19　寄附金 | 351,400 | 80,000 | 431,400 |
| 20　繰入金 | 1,990,178 | △422,541 | 1,567,637 |
| 22　諸収入 | 1,003,455 | △22,758 | 980,697 |
| 23　市債 | 2,619,000 | △111,700 | 2,507,300 |
| 歳　入　合　計 | 34,059,800 | △455,500 | 33,604,300 |

（歳　出）

| 款 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 議会費 | 258,648 | △8,344 | 250,304 |
| 2 総務費 | 3,524,875 | 102,968 | 3,627,843 |
| 3 民生費 | 14,552,523 | △240 | 14,552,283 |
| 4 衛生費 | 2,443,847 | △92,290 | 2,351,557 |
| 5 労働費 | 13,276 | △1,213 | 12,063 |
| 6 農林水産業費 | 585,837 | △99,170 | 486,667 |
| 7 商工費 | 268,313 | △29,147 | 239,166 |
| 8 土木費 | 3,442,312 | △160,160 | 3,282,152 |
| 9 消防費 | 2,21 | | 1 |
| 10 教育費 | 4,420,098 | △61,410 | 4,358,688 |
| 11 公債費 | 2,295,496 | △35,917 | 2,259,579 |
| 12 諸支出金 | 63 | 54 | 117 |
| 歳　出　合　計 | 34,059,800 | △455,500 | 33,604,300 |

| 補正額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|
| 特定財源 | | | 一般財源 |
| 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 0 | 0 | 50 | △8,394 |
| △14,509 | △500 | 1,305 | 116,672 |
| 41,160 | 31,500 | △39,892 | △33,008 |
| 5,198 | 1,300 | △116,354 | 17,566 |
| 0 | △800 | △100 | △313 |
| △3,447 | △44,300 | △1,903 | △49,520 |
| 0 | △600 | 0 | △28,547 |
| △177,313 | △108,700 | △2,217 | 128,070 |
| △66,284 | 31,500 | 4,865 | △40,712 |
| △20,859 | △21,100 | △11,450 | △8,001 |
| 0 | 0 | 1,118 | △37,035 |
| 0 | 0 | 0 | 54 |
| △236,054 | △111,700 | △164,578 | 56,832 |

参考例規抜粋

○京田辺市教育委員会教育長事務委任規則（抄）

平成１２年２月１５日

教育委員会規則第２号

（事務の委任）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（略）

（６）　法第２７条及び第２９条に規定する意見の申出に関すること。

（略）

（臨時代理）

第５条　教育長は、緊急やむを得ない場合において、委員会を招集する暇がないときは、第２条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合において、教育長は、次の会議にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第２９条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

承認第２号

令和７年度京田辺市一般会計予算(案)に対する意見について

令和７年度京田辺市一般会計予算(案)のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、別紙のとおり回答したので報告するとともに承認を求める。

令和７年２月１９日　提出

京田辺市教育委員会教育長　　山　岡　　弘　高

(提案理由)

本件は、令和７年度京田辺市一般会計予算(案)のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第５条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに承認を求めるものである。

写

令和７年（2025 年）２月　６日

京田辺市長　　上　村　　崇　様

京田辺市教育委員会
［公　印　省　略］

令和７年度京田辺市一般会計予算（案）（教育費関係）に対する意見聴取について（回答）

令和７年２月６日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見等はありません。

京田辺市教育委員会
教育総務室
7.2.06
収

令和７年２月６日

京田辺市教育委員会　様

京田辺市長　　上村　崇
＜公印省略＞

令和７年度京田辺市一般会計予算（教育費関係）に対する
意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

１０款　教育費
　１項　教育総務費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 教育委員会費 | 3,801 | 3,652 | 149 | 0 | 0 | 0 | 3,801 |
| 2 事務局費 | 377,474 | 400,399 | △22,925 | 160 | 1,700 | 1,608 | 374,006 |

| 節 区分 | 金額 | 説明 | |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | 千円 |
| 1 報酬 | 3,356 | 1 教育委員会運営費 | 3,801 |
| | | 教育委員報酬 | 3,356 |
| 7 報償費 | 80 | 教育文化功労者表彰記念品 | 80 |
| | | 費用弁償 | 30 |
| 8 旅費 | 30 | 委員会交際費 | 165 |
| | | 消耗品費 | 20 |
| 9 交際費 | 165 | 筆耕翻訳料 | 100 |
| | | 一般備品 | 50 |
| 10 需用費 | 20 | | |
| 11 役務費 | 100 | | |
| 17 備品購入費 | 50 | | |
| 1 報酬 | 63,429 | 1 職員給与費 | 324,490 |
| | | 会計年度任用職員報酬 | 45,327 |
| 2 給料 | 108,771 | 職員給料 | 100,611 |
| | | 特別職給 | 8,160 |
| 3 職員手当等 | 101,592 | 特別職地域手当 | 816 |
| | | 特別職通勤手当 | 222 |
| 4 共済費 | 56,181 | 特別職期末手当 | 3,269 |
| | | 扶養手当 | 2,418 |
| 5 災害補償費 | 12 | 地域手当 | 10,306 |
| | | 管理職手当 | 4,584 |
| 7 報償費 | 133 | 住居手当 | 2,016 |
| | | 時間外勤務手当 | 12,500 |
| 8 旅費 | 1,433 | 休日勤務手当 | 100 |
| | | 通勤手当 | 1,553 |
| 10 需用費 | 4,800 | 期末手当 | 32,233 |
| | | 勤勉手当 | 29,895 |
| 11 役務費 | 1,223 | 児童手当 | 1,680 |
| | | 特別職共済組合負担金 | 2,274 |
| 12 委託料 | 19,552 | 共済組合負担金 | 41,381 |
| | | 厚生会負担金 | 659 |
| 13 使用料及び賃借料 | 1,984 | 社会保険等負担金 | 6,691 |
| | | 公務災害補償基金負担金 | 759 |
| | | 労災保険料 | 1,681 |
| 17 備品購入費 | 2,641 | 費用弁償 | 1,178 |
| | | 退職手当組合負担金 | 14,177 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 15,684 | 2 事務局運営費 | 14,799 |
| | | 委員等報酬 | 815 |
| | | 災害補償費 | 12 |
| 26 公課費 | 39 | 謝礼 | 133 |
| | | 費用弁償 | 61 |
| | | 普通旅費 | 111 |
| | | 特別旅費 | 50 |

１０款　教育費
　１項　教育総務費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 学校教育支援費 | 820, 227 | 195, 650 | 624, 577 | 256, 805 | 330, 200 | 929 | 232, 293 |

| 節 区分 | 節 金額 | 説明 | |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | 千円 |
| | | 消耗品費 | 3,840 |
| | | 燃料費 | 410 |
| | | 食糧費 | 24 |
| | | 印刷製本費 | 307 |
| | | 修繕料 | 150 |
| | | 通信運搬費 | 551 |
| | | 広告料 | 425 |
| | | 手数料 | 59 |
| | | 保険料 | 145 |
| | | 職員定期健康診断料 | 1,500 |
| | | 特殊健康診断料 | 27 |
| | | 職員採用試験委託料 | 25 |
| | | 自動車借上料 | 1,623 |
| | | 自動車通行料 | 10 |
| | | 事務機器賃借料 | 334 |
| | | 公用車 | 2,485 |
| | | 一般備品 | 156 |
| | | 講習会負担金 | 48 |
| | | 特定健康診査等負担金 | 19 |
| | | 山城地方教育委員会連絡協議会分担金等 | 152 |
| | | 教育長等研修会分担金 | 62 |
| | | 子ども子育て拠出金 | 1,226 |
| | | 自動車重量税 | 39 |
| | | 3 教育企画費 | 18,850 |
| | | 委員等報酬 | 688 |
| | | 費用弁償 | 30 |
| | | 普通旅費 | 3 |
| | | 消耗品費 | 57 |
| | | 食糧費 | 12 |
| | | 通信運搬費 | 23 |
| | | 手数料 | 20 |
| | | 計画策定委託料 | 18,000 |
| | | 自動車通行料 | 12 |
| | | 駐車場使用料 | 5 |
| | | 4 外国青年招致事業費 | 19,335 |
| | | 会計年度任用職員報酬 | 16,599 |
| | | 共済組合負担金 | 1,053 |
| | | 社会保険等負担金 | 1,683 |
| 7 報償費 | 23,526 | 1 学校教育支援一般経費 | 9,462 |
| | | 講師等謝礼 | 1,591 |
| 8 旅費 | 959 | 消耗品費 | 150 |
| | | 印刷製本費 | 350 |
| 10 需用費 | 4,532 | 通信運搬費 | 442 |
| | | 保険料 | 675 |
| 11 役務費 | 18,777 | 派遣委託料 | 5,734 |

１０款　教育費
　１項　教育総務費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

| 節 | | 説明 | |
|---|---|---|---|
| 区分 | 金額 | | |
| | 千円 | | 千円 |
| 12 委託料 | 72,066 | 自動車等借上料 | 400 |
| | | 全国適応指導教室連絡協議会負担金 | 5 |
| 13 使用料及び賃借料 | 74,009 | 山城地方市町村合同結核審査会分担金 | 5 |
| | | 山城地区教科用図書採択委員会負担金 | 55 |
| | | 府公立学校施設整備期成会分担金 | 5 |
| 17 備品購入費 | 622,605 | 京田辺市人権教育研究会補助金 | 50 |
| | | 2 情報教育推進費 | 756,917 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 3,728 | 消耗品費 | 360 |
| | | 修繕料 | 625 |
| | | 通信運搬費 | 17,155 |
| 26 公課費 | 25 | 情報教育推進委託料 | 51,000 |
| | | パソコン等賃借料 | 57,087 |
| | | 情報システム等使用料 | 7,715 |
| | | 授業目的公衆送信使用料 | 970 |
| | | 情報教育備品 | 622,005 |
| | | 3 国際理解教育事業費 | 8,424 |
| | | 費用弁償 | 941 |
| | | 消耗品費 | 134 |
| | | 修繕料 | 40 |
| | | 手数料 | 99 |
| | | 保険料 | 32 |
| | | 派遣委託料 | 4,686 |
| | | 施設等賃借料 | 801 |
| | | 一般備品 | 100 |
| | | 財）自治体国際化協会負担金 | 1,591 |
| | | 4 教育支援センター事業費 | 29,770 |
| | | 教育支援センター事業謝礼 | 16,935 |
| | | 教育相談事業謝礼 | 5,000 |
| | | 特別旅費 | 18 |
| | | 消耗品費 | 300 |
| | | 光熱水費 | 200 |
| | | 通信運搬費 | 134 |
| | | 手数料 | 45 |
| | | 保険料 | 13 |
| | | 電算機器等借上料 | 713 |
| | | 施設等使用料 | 3,680 |
| | | コピー等借上料 | 60 |
| | | 施設等賃借料 | 2,172 |
| | | 一般備品 | 500 |
| | | 5 通学安全対策事業費 | 15,654 |
| | | 消耗品費 | 1,699 |
| | | 燃料費 | 346 |
| | | 修繕料 | 328 |
| | | 保険料 | 182 |
| | | 通学バス運行業務委託料 | 3,532 |
| | | 通学安全整理員業務委託料 | 7,114 |

１０款　教育費
　１項　教育総務費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 4 教育施設管理費 | 104,984 | 105,000 | △16 | 0 | 0 | 0 | 104,984 |
| 計 | 1,306,486 | 704,701 | 601,785 | 256,965 | 331,900 | 2,537 | 715,084 |

１０款　教育費
　２項　小学校費

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 学校管理費 | 1,776,905 | 862,993 | 913,912 | 17,688 | 803,500 | 281,661 | 674,056 |

| 節 区分 | 金額 | 説明 | |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | 千円 |
| | | 自動車等借上料 | 411 |
| | | バス通学費等補助金 | 2,017 |
| | | 自動車重量税 | 25 |
| 12 委託料 | 104,984 | 1 教育施設管理事業費 | 104,984 |
| | | 学校施設包括管理委託料 | 104,984 |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 報酬 | 122,113 | 1 職員給与費 | 169,947 |
| | | 会計年度任用職員報酬 | 99,076 |
| 2 給料 | 4,548 | 職員給料 | 4,548 |
| | | 地域手当 | 455 |
| 3 職員手当等 | 38,509 | 住居手当 | 330 |
| | | 時間外勤務手当 | 600 |
| 4 共済費 | 24,516 | 通勤手当 | 58 |
| | | 期末手当 | 20,144 |
| 7 報償費 | 847 | 勤勉手当 | 16,922 |
| | | 共済組合負担金 | 10,211 |
| 8 旅費 | 2,901 | 厚生会負担金 | 27 |
| | | 社会保険等負担金 | 13,861 |
| 9 交際費 | 120 | 公立学校共済組合追加費用負担金 | 385 |
| | | 公立学校共済組合事務費負担金 | 32 |
| 10 需用費 | 410,356 | 費用弁償 | 2,820 |
| | | 退職手当組合負担金 | 478 |
| 11 役務費 | 27,503 | 2 小学校管理運営費 | 219,676 |
| | | 卒業記念品 | 825 |
| 12 委託料 | 286,084 | 普通旅費 | 60 |
| | | 校長交際費 | 120 |
| 13 使用料及び賃借料 | 78,627 | 消耗品費 | 15,000 |
| | | 燃料費 | 314 |
| | | 食糧費 | 238 |
| 14 工事請負費 | 766,000 | 印刷製本費 | 1,085 |
| | | 光熱水費 | 92,000 |
| 15 原材料費 | 100 | 修繕料 | 5,200 |
| | | 通信運搬費 | 4,625 |
| 17 備品購入費 | 14,203 | 手数料 | 3,500 |
| | | 調査等委託料 | 350 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 478 | 草刈委託料 | 125 |
| | | 業務委託料 | 48,841 |
| | | バス借上料 | 23,300 |
| | | 駐車場借上料 | 3,110 |

１０款　教育費
　２項　小学校費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 教育振興費 | 91,111 | 124,621 | △33,510 | 24,207 | 0 | 0 | 66,904 |

| 節 区分 | 金額 | 説明 | |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | 千円 |
| | | テレビ受信料 | 200 |
| | | 用地賃借料 | 25 |
| | | 施設等使用料 | 27 |
| | | コピー等借上料 | 10,428 |
| | | 諸材料費 | 100 |
| | | 指定備品 | 4,000 |
| | | 一般備品 | 495 |
| | | 児童用机、椅子 | 1,988 |
| | | 図書室用図書 | 3,720 |
| | | 3 学校給食費 | 506,448 |
| | | 講師謝礼 | 22 |
| | | 費用弁償 | 21 |
| | | 消耗品費 | 4,000 |
| | | 燃料費 | 13,431 |
| | | 印刷製本費 | 374 |
| | | 修繕料 | 3,000 |
| | | 賄材料費 | 274,823 |
| | | 通信運搬費 | 1,226 |
| | | 手数料 | 6,250 |
| | | 学校給食調理業務委託料 | 199,268 |
| | | 電算機器等借上料 | 33 |
| | | 一般備品 | 4,000 |
| | | 4 小学校健康管理費 | 35,830 |
| | | 校医学校薬剤師報酬 | 22,137 |
| | | 医師報酬 | 900 |
| | | 消耗品費 | 891 |
| | | 手数料 | 7,900 |
| | | 保険料 | 4,002 |
| | | 5 小学校施設整備費 | 845,004 |
| | | 監理委託料 | 37,500 |
| | | 用地賃借料 | 1,200 |
| | | 仮設建物借上料 | 40,261 |
| | | 物品借上料 | 43 |
| | | 施設整備工事 | 766,000 |
| 7 報償費 | 800 | 1 小学校就学援助費 | 50,414 |
| | | 特別支援教育就学奨励費 | 3,109 |
| 8 旅費 | 5 | 要保護及び準要保護児童就学援助費 | 47,305 |
| | | 2 小学校教育助成費 | 40,697 |
| 10 需用費 | 15,040 | 講師等謝礼 | 800 |
| | | 費用弁償 | 5 |
| 11 役務費 | 7,035 | 消耗品費 | 15,000 |
| | | 印刷製本費 | 40 |
| 13 使用料及び賃借料 | 539 | 通信運搬費 | 35 |
| | | 手数料 | 7,000 |
| | | バス借上料 | 440 |

１０款　教育費
　２項　小学校費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 学校建設費 | 25,830 | 597,226 | △571,396 | 0 | 0 | 25,800 | 30 |
| 計 | 1,893,846 | 1,584,840 | 309,006 | 41,895 | 803,500 | 307,461 | 740,990 |

１０款　教育費
　３項　中学校費

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 学校管理費 | 984,183 | 541,239 | 442,944 | 10,006 | 490,000 | 190,665 | 293,512 |

| 節 区分 | 金額 | 説明 | |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | 千円 |
| 17 備品購入費 | 13,000 | 入場料 | 99 |
| | | 教材備品 | 8,000 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 4,278 | 理科教育振興備品 | 5,000 |
| | | 校長、教頭会各教科研究会等負担金 | 800 |
| | | 京田辺市教育研究会補助金 | 50 |
| 19 扶助費 | 50,414 | 教職員研修旅費補助金 | 75 |
| | | 京田辺市小学校児童陸上運動交歓記録会等負担金 | 2,097 |
| | | 京田辺市特別支援教育研究会補助金 | 129 |
| | | 京都府小学校体育連盟負担金 | 15 |
| | | こころの教育補助金 | 900 |
| | | 振込手数料負担金 | 212 |
| 13 使用料及び賃借料 | 24,400 | 1 小学校長寿命化事業費 | 25,830 |
| | | 駐車場借上料 | 1,200 |
| | | 仮設建物借上料 | 23,200 |
| 14 工事請負費 | 1,430 | 施設整備工事 | 1,430 |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 報酬 | 30,019 | 1 職員給与費 | 32,078 |
| | | 会計年度任用職員報酬 | 20,047 |
| 3 職員手当等 | 6,933 | 期末手当 | 3,768 |
| | | 勤勉手当 | 3,165 |
| 4 共済費 | 4,521 | 共済組合負担金 | 1,752 |
| | | 社会保険等負担金 | 2,769 |
| 7 報償費 | 1,579 | 費用弁償 | 577 |
| | | 2 中学校管理運営費 | 61,452 |
| 8 旅費 | 593 | 卒業記念品 | 737 |
| | | 普通旅費 | 10 |
| 9 交際費 | 60 | 校長交際費 | 60 |
| | | 消耗品費 | 6,500 |
| 10 需用費 | 250,355 | 燃料費 | 650 |
| | | 食糧費 | 159 |
| 11 役務費 | 12,227 | 印刷製本費 | 650 |
| | | 光熱水費 | 30,000 |
| 12 委託料 | 136,485 | 修繕料 | 3,500 |
| | | 通信運搬費 | 2,160 |
| 13 使用料及び賃借料 | 63,968 | 手数料 | 1,200 |
| | | 業務委託料 | 2,011 |
| | | テレビ受信料 | 81 |
| 14 工事請負費 | 469,000 | 用地賃借料 | 2,100 |

１０款　教育費
　３項　中学校費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 教育振興費 | 114,534 | 75,900 | 38,634 | 18,962 | 0 | 0 | 95,572 |

| 節 区分 | 金額 | 説明 | |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | 千円 |
| 15 原材料費 | 30 | コピー等借上料 | 4,539 |
| | | 諸材料費 | 30 |
| 17 備品購入費 | 8,065 | 指定備品 | 3,000 |
| | | 一般備品 | 150 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 348 | 生徒用机、椅子 | 1,683 |
| | | 図書室用図書 | 2,232 |
| | | 3 中学校健康管理費 | 16,077 |
| | | 校医学校薬剤師報酬 | 9,272 |
| | | 医師報酬 | 700 |
| | | 消耗品費 | 300 |
| | | 手数料 | 3,800 |
| | | 保険料 | 2,005 |
| | | 4 中学校施設整備費 | 539,743 |
| | | 監理委託料 | 21,000 |
| | | 仮設建物借上料 | 49,263 |
| | | 施設等使用料 | 480 |
| | | 施設整備工事 | 469,000 |
| | | 5 学校特色化事業費 | 3,488 |
| | | 講師等謝礼 | 842 |
| | | 消耗品費 | 405 |
| | | 燃料費 | 20 |
| | | 保険料 | 5 |
| | | バス借上料 | 1,500 |
| | | 情報システム等使用料 | 368 |
| | | 外国語教育推進補助金 | 348 |
| | | 6 学校給食費 | 331,345 |
| | | 費用弁償 | 6 |
| | | 消耗品費 | 2,500 |
| | | 印刷製本費 | 146 |
| | | 光熱水費 | 43,560 |
| | | 修繕料 | 500 |
| | | 賄材料費 | 161,465 |
| | | 通信運搬費 | 776 |
| | | 手数料 | 2,191 |
| | | 保険料 | 90 |
| | | 施設管理委託料 | 146 |
| | | システム保守管理委託料 | 2,739 |
| | | 学校給食調理業務委託料 | 87,516 |
| | | 学校施設包括管理委託料 | 23,073 |
| | | 自動車借上料 | 5,151 |
| | | システム賃借料 | 486 |
| | | 一般備品 | 1,000 |
| 7 報償費 | 2,449 | 1 中学校就学援助費 | 46,423 |
| | | 特別支援教育就学奨励費 | 1,480 |
| 10 需用費 | 21,678 | 要保護及び準要保護児童就学援助費 | 44,943 |

１０款　教育費
　３項　中学校費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 計 | 1,098,717 | 617,139 | 481,578 | 28,968 | 490,000 | 190,665 | 389,084 |

１０款　教育費
　４項　幼稚園費

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 幼稚園管理費 | 636,577 | 548,957 | 87,620 | 9,080 | 48,300 | 20,824 | 558,373 |

| 節 区分 | 金額 | 説明 | |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | 千円 |
| 11 役務費 | 1,542 | 2 中学校教育助成費 | 32,311 |
| | | 講師等謝礼 | 300 |
| 12 委託料 | 4,415 | 消耗品費 | 20,764 |
| | | 印刷製本費 | 264 |
| 13 使用料及び賃借料 | 15,494 | 通信運搬費 | 25 |
| | | 手数料 | 1,400 |
| | | 生駒北中学校生徒委託料 | 1,787 |
| 17 備品購入費 | 7,500 | 入場料 | 33 |
| | | 情報システム等使用料 | 1,575 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 15,033 | 教材備品 | 3,000 |
| | | 理科教育振興備品 | 2,000 |
| | | 校長、教頭各教科研究会等負担金 | 750 |
| 19 扶助費 | 46,423 | 教職員研修旅費補助金 | 30 |
| | | こころの教育補助金 | 300 |
| | | 振込手数料負担金 | 83 |
| | | 3 中学校文化・スポーツ活動推進事業費 | 35,800 |
| | | 講師等報酬 | 2,149 |
| | | 印刷製本費 | 100 |
| | | 修繕料 | 550 |
| | | 手数料 | 27 |
| | | 保険料 | 90 |
| | | 運営委託料 | 2,628 |
| | | 施設等使用料 | 2,128 |
| | | 自動車等借上料 | 11,758 |
| | | 教材備品 | 2,500 |
| | | 市立中学校対外運動競技等参加補助金 | 13,870 |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 報酬 | 102,717 | 1 職員給与費 | 517,340 |
| | | 会計年度任用職員報酬 | 98,561 |
| 2 給料 | 169,365 | 職員給料 | 169,365 |
| | | 扶養手当 | 2,070 |
| 3 職員手当等 | 148,389 | 地域手当 | 17,142 |
| | | 管理職手当 | 3,192 |
| 4 共済費 | 80,001 | 住居手当 | 2,550 |
| | | 時間外勤務手当 | 7,944 |
| 7 報償費 | 882 | 休日勤務手当 | 100 |
| | | 通勤手当 | 2,836 |
| 8 旅費 | 3,493 | 期末手当 | 58,564 |
| | | 勤勉手当 | 51,771 |
| 10 需用費 | 20,119 | 児童手当 | 2,220 |

１０款　教育費
　４項　幼稚園費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 教育振興費 | 387,669 | 373,797 | 13,872 | 266,492 | 0 | 0 | 121,177 |

| 節 区分 | 金額 | 説明 | |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | 千円 |
| 11 役務費 | 3,060 | 共済組合負担金 | 60,306 |
| | | 厚生会負担金 | 1,000 |
| 12 委託料 | 34,062 | 社会保険等負担金 | 13,112 |
| | | 公立学校共済組合追加費用負担金 | 5,165 |
| 13 使用料及び賃借料 | 5,650 | 公立学校共済組合事務費負担金 | 418 |
| | | 費用弁償 | 3,240 |
| | | 退職手当組合負担金 | 17,784 |
| 16 公有財産購入費 | 48,500 | 2 幼稚園管理運営費 | 119,237 |
| | | 園医報酬 | 4,156 |
| 17 備品購入費 | 2,300 | 講師謝礼 | 882 |
| | | 普通旅費 | 150 |
| | | 特別旅費 | 30 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 18,039 | 研修旅費 | 73 |
| | | 消耗品費 | 6,768 |
| | | 燃料費 | 625 |
| | | 印刷製本費 | 150 |
| | | 光熱水費 | 7,276 |
| | | 修繕料 | 4,500 |
| | | 賄材料費 | 800 |
| | | 通信運搬費 | 935 |
| | | 手数料 | 2,000 |
| | | 保険料 | 125 |
| | | 設計等委託料 | 4,000 |
| | | 施設管理委託料 | 1,056 |
| | | 調査等委託料 | 400 |
| | | 樹木等管理委託料 | 515 |
| | | 管理委託料 | 243 |
| | | バス添乗業務委託料 | 243 |
| | | 給食弁当納入業務委託料 | 27,605 |
| | | バス借上料 | 2,521 |
| | | 駐車場借上料 | 1,764 |
| | | テレビ受信料 | 88 |
| | | 施設等使用料 | 8 |
| | | 自動車等借上料 | 30 |
| | | コピー等借上料 | 1,192 |
| | | 物品借上料 | 47 |
| | | 用地買収費 | 48,500 |
| | | 保育用備品 | 2,300 |
| | | 山城地方公立幼稚園長会負担金 | 24 |
| | | 山城地方公立幼稚園教育研究会負担金 | 58 |
| | | 府公立幼稚園長会負担金 | 66 |
| | | 府公立幼稚園教育研究会負担金 | 40 |
| | | 各種研究会負担金 | 67 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 387,669 | 1 幼稚園教育助成費 | 387,669 |
| | | 私立幼稚園健康診断補助金 | 500 |

１０款　教育費
　４項　幼稚園費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 計 | 1,024,246 | 922,754 | 101,492 | 275,572 | 48,300 | 20,824 | 679,550 |

１０款　教育費
　５項　社会教育費

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 社会教育総務費 | 386,285 | 375,381 | 10,904 | 103,497 | 0 | 38,163 | 244,625 |

| 節 | | 説　　明 | |
|---|---|---|---|
| 区　　分 | 金　額 | | |
| | 千円 | | 千円 |
| | | 一時預かり保育補助金 | 10,000 |
| | | 認定こども園施設型給付費 | 277,796 |
| | | 補足給付補助金 | 666 |
| | | 施設等利用費 | 85,000 |
| | | 幼稚園等預かり保育無償化給付費 | 10,307 |
| | | 民間幼稚園運営補助金 | 2,400 |
| | | 障がい児保育事業補助金 | 1,000 |
| | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 報酬 | 180,021 | 1　職員給与費 | 371,460 |
| | | 会計年度任用職員報酬 | 179,064 |
| 2 給料 | 56,153 | 職員給料 | 56,153 |
| | | 扶養手当 | 990 |
| 3 職員手当等 | 80,349 | 地域手当 | 5,715 |
| | | 管理職手当 | 1,152 |
| 4 共済費 | 45,285 | 住居手当 | 522 |
| | | 時間外勤務手当 | 8,690 |
| 7 報償費 | 1,205 | 休日勤務手当 | 150 |
| | | 通勤手当 | 564 |
| 8 旅費 | 5,299 | 期末手当 | 33,539 |
| | | 勤勉手当 | 28,547 |
| 10 需用費 | 4,253 | 児童手当 | 480 |
| | | 共済組合負担金 | 29,071 |
| 11 役務費 | 995 | 厚生会負担金 | 321 |
| | | 社会保険等負担金 | 15,893 |
| 12 委託料 | 3,603 | 費用弁償 | 4,995 |
| | | 退職手当組合負担金 | 5,614 |
| 13 使用料及び賃借料 | 251 | 2　社会教育委員費 | 1,101 |
| | | 社会教育委員報酬 | 700 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 8,871 | 費用弁償 | 202 |
| | | 消耗品費 | 11 |
| | | バス借上料 | 143 |
| | | 自動車通行料 | 8 |
| | | 施設等使用料 | 5 |
| | | 研修会等負担金 | 22 |
| | | 府社会教育委員連絡協議会負担金 | 10 |
| | | 3　社会教育活動費 | 335 |
| | | 普通旅費 | 40 |
| | | 特別旅費 | 62 |
| | | 消耗品費 | 150 |
| | | 通信運搬費 | 73 |

１０款　教育費
　５項　社会教育費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 公民館費 | 25,140 | 27,466 | △2,326 | 119 | 0 | 1,960 | 23,061 |

| 節 区分 | 節 金額 | 説明 | 説明 千円 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | |
| | | 研修会等負担金 | 10 |
| | | 4 社会教育関係団体等支援事業費 | 1,775 |
| | | 青年団活動補助金 | 42 |
| | | 青少年問題連絡協議会活動補助金 | 385 |
| | | 子ども会育成補助金 | 1,166 |
| | | 綴喜地区青少年問題連絡協議会負担金 | 113 |
| | | ガールスカウト活動補助金 | 22 |
| | | ボーイスカウト活動補助金 | 22 |
| | | ＰＴＡ連絡協議会補助金 | 25 |
| | | 5 生涯学習推進・支援事業費 | 5,999 |
| | | 委員等報酬 | 257 |
| | | 講師等謝礼 | 398 |
| | | 消耗品費 | 20 |
| | | 印刷製本費 | 3,830 |
| | | 通信運搬費 | 91 |
| | | 保険料 | 20 |
| | | 配布委託料 | 693 |
| | | 制作委託料 | 60 |
| | | 同志社ヒューマンカレッジ広報負担金 | 330 |
| | | 生涯学習推進事業補助金 | 300 |
| | | 6 青少年健全育成事業費 | 4,954 |
| | | 講師等謝礼 | 400 |
| | | 消耗品費 | 130 |
| | | 食糧費 | 7 |
| | | 印刷製本費 | 102 |
| | | 通信運搬費 | 250 |
| | | 手数料 | 517 |
| | | 筆耕翻訳料 | 6 |
| | | 保険料 | 27 |
| | | 会場設営委託料 | 2,610 |
| | | バス借上料 | 95 |
| | | 地域学校パートナーシップ事業補助金 | 810 |
| | | 7 家庭教育推進事業費 | 400 |
| | | 講師等謝礼 | 400 |
| | | 8 人権教育推進事業費 | 261 |
| | | 講師等謝礼 | 7 |
| | | 食糧費 | 3 |
| | | 通信運搬費 | 11 |
| | | 派遣委託料 | 240 |
| 7 報償費 | 3,000 | 1 公民館運営費 | 14,534 |
| 8 旅費 | 8 | 普通旅費 | 8 |
| | | 消耗品費 | 670 |
| | | 燃料費 | 28 |
| 10 需用費 | 6,069 | 印刷製本費 | 15 |
| | | 光熱水費 | 4,396 |

１０款　教育費
　５項　社会教育費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 図書館費 | 89,191 | 98,000 | △8,809 | 0 | 0 | 392 | 88,799 |

| 節 区分 | 金額 | 説明 | |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | 千円 |
| 11 役務費 | 2,018 | 修繕料 | 900 |
| | | 通信運搬費 | 122 |
| 12 委託料 | 5,885 | 手数料 | 1,844 |
| | | 保険料 | 16 |
| 13 使用料及び賃借料 | 744 | 施設管理委託料 | 5,785 |
| | | 自動車借上料 | 185 |
| | | マット等賃借料 | 62 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 7,416 | テレビ受信料 | 25 |
| | | コピー等借上料 | 353 |
| | | 物品借上料 | 119 |
| | | 研修会等負担金 | 6 |
| | | 2 講座開設費 | 3,196 |
| | | 講師等謝礼 | 3,000 |
| | | 消耗品費 | 30 |
| | | 修繕料 | 30 |
| | | 保険料 | 36 |
| | | 保育業務委託料 | 100 |
| | | 3 地区公民館整備費 | 7,410 |
| | | 地区公民館新改築負担金 | 7,410 |
| 1 報酬 | 167 | 1 図書館活動費 | 89,191 |
| | | 図書館協議会委員報酬 | 167 |
| 7 報償費 | 354 | 講師等謝礼 | 354 |
| | | 普通旅費 | 14 |
| 8 旅費 | 14 | 消耗品費 | 7,000 |
| | | 燃料費 | 95 |
| 10 需用費 | 14,535 | 食糧費 | 7 |
| | | 光熱水費 | 5,600 |
| 11 役務費 | 2,905 | 修繕料 | 1,833 |
| | | 通信運搬費 | 800 |
| 12 委託料 | 33,926 | 手数料 | 2,064 |
| | | 保険料 | 41 |
| 13 使用料及び賃借料 | 18,343 | 施設管理委託料 | 4,792 |
| | | 電算処理委託料 | 2,189 |
| | | 車両運行委託料 | 2,563 |
| 17 備品購入費 | 18,885 | 派遣委託料 | 24,382 |
| | | 自動車借上料 | 427 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 62 | 駐車場借上料 | 4,206 |
| | | マット等賃借料 | 80 |
| | | テレビ受信料 | 38 |
| | | 植木等賃借料 | 60 |
| | | 電算機器等借上料 | 13,421 |
| | | コピー等借上料 | 111 |
| | | 図書 | 18,000 |
| | | 図書館用備品 | 885 |
| | | 府図書館等連絡協議会負担金 | 10 |

１０款　教育費
　５項　社会教育費

| 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 4 留守家庭児童会育成事業費 | 107,509 | 85,094 | 22,415 | 57,536 | 0 | 36,241 | 13,732 |
| 計 | 608,125 | 585,941 | 22,184 | 161,152 | 0 | 76,756 | 370,217 |

| 節 区分 | 金額 | 説明 | |
|---|---|---|---|
| | 千円 | | 千円 |
| | | 府南部図書館等連絡協議会負担金 | 2 |
| | | 日本図書館協会施設会員負担金 | 50 |
| 7 報償費 | 226 | 1 留守家庭児童会育成費 | 91,735 |
| | | 謝礼 | 196 |
| 8 旅費 | 50 | 講師等謝礼 | 30 |
| | | 普通旅費 | 50 |
| 10 需用費 | 12,445 | 消耗品費 | 4,250 |
| | | 燃料費 | 78 |
| 11 役務費 | 4,700 | 食糧費 | 97 |
| | | 印刷製本費 | 50 |
| 12 委託料 | 51,308 | 光熱水費 | 7,500 |
| | | 修繕料 | 470 |
| 13 使用料及び賃借料 | 16,416 | 通信運搬費 | 3,200 |
| | | 手数料 | 1,500 |
| | | 施設管理委託料 | 1,232 |
| 17 備品購入費 | 1,902 | 運営委託料 | 30,076 |
| | | 派遣委託料 | 20,000 |
| 18 負担金補助及び交付金 | 20,412 | 駐車場借上料 | 180 |
| | | 情報システム等使用料 | 462 |
| | | 図書 | 440 |
| 22 償還金利子及び割引料 | 50 | 施設用備品 | 1,462 |
| | | 放課後児童クラブ運営補助金 | 20,412 |
| | | 過年度還付金 | 50 |
| | | 2 留守家庭児童会整備費 | 15,774 |
| | | 仮設建物借上料 | 15,774 |
| | | | |

# 債務負担行為

| 事　項 | 期　間 | 限　度　額 |
|---|---|---|
| 三山木小学校用地購入等事業 | 令和７年度から<br>令和９年度まで | 学研都市京都土地開発公社が代位弁済する三山木小学校用地購入資金総額５０，０００千円に対する元金、利子及び事務費相当額 |
| 学研都市京都土地開発公社借入に対する債務保証 | 借入日から<br>償還完了まで | 三山木小学校用地購入資金総額５０，０００千円に対する元金、利子及び事務費相当額 |
| 生涯学習だより制作等事業 | 令和７年度から<br>令和８年度まで | ９００千円 |
| 留守家庭児童会運営委託事業（大住・桃園・薪・田辺東） | 令和７年度から<br>令和１１年度まで | ４２０，０００千円 |

資 料

# 令和7年度当初予算（教育費）主な事業

（単位：千円）

| NO | 予算項目 | | 事業名 | 予算額 | 内容 | 所属 | 新規・拡充<br>臨時・継続の別 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 教育総務費 | 事務局費 | 新しい学校づくりプラン策定・学校施設長寿命化計画改定業務 | 18,000 | 京田辺市の未来を担う子ども達の学びを支える新しい時代の学校づくりを進めるため、学校環境の整備に関する基本方針を示す「（仮称）京田辺市新しい学校づくりプラン」を策定するとともに、学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する具体的方針を示す「京田辺市学校施設長寿命化計画」を改定する。 | 学校教育課 | 臨時 |
| 2 | 教育総務費 | 学校教育支援費 | 京田辺市立小・中学校GIGAスクール構想（第2期）児童生徒用タブレット端末等調達事業 | 633,561 | GIGAスクール構想（第2期）を見据え、市立小・中学校の児童・生徒が学習に供するためのタブレット端末等を予備機を含めて計画的に更新を行う。 | こども・学校サポート室<br>学校教育課 | 臨時 |
| 3 | 小学校費<br>中学校費 | 学校管理費 | 小・中学校体育館等空調設備整備事業 | 1,268,500 | 近年、夏季における猛暑が著しく、熱中症のリスクが高まっていることから、市立小・中学校の体育館等に空調設備を設置する。<br>（令和6年度は設計、令和7年度は施工） | 学校教育課 | 臨時 |
| 4 | 教育総務費 | 学校教育支援費 | 教育支援センター事業 | 29,770 | 教育支援センター「アイリス」の機能強化を図るため、発達検査体制の充実を行う。 | こども・学校サポート室 | 継続 |
| 5 | 教育総務費 | 学校教育支援費 | デジタル採点支援システム導入事業 | 377 | 教育の質の向上及び業務の効率化による教員の負担軽減を図るため、デジタル自動採点ソフトウェアの導入を行う。<br>（京田辺市立中学校3校に導入） | こども・学校サポート室<br>学校教育課 | 新規<br>（R6試行） |
| 6 | 中学校費 | 学校管理費 | 培良中学校特色化事業 | 3,488 | 培良中学校において、「生徒一人一人がいきいき活躍する学校、わくわくどきどきが止まらない学校」をコンセプトとした各種の取組を令和5年度から順次進めているもの。<br>令和7年度は、体験学習の拡充や、英語にふれ合う機会のさらなる創出を行う。 | こども・学校サポート室<br>教育総務室<br>学校教育課 | 拡充 |
| 7 | 中学校費 | 教育振興費 | 学校部活動の地域活動移行事業 | 4,416 | 学校部活動の地域移行推進を図るため、令和8年度中に土日の学校部活動を地域のクラブ活動へ移行できるよう、実証事業を行える地域クラブ活動への支援等を進める。 | こども・学校サポート室 | 拡充 |
| 8 | 小学校費 | 学校管理費 | 小学校給食費徴収公会計化事業 | 277,355 | 現在、市立小学校において徴収・管理している学校給食費について、令和7年4月から学校を通さず、京田辺市が口座振替等の方法により保護者から徴収する公会計化を実施する。<br>（歳出については賄材料費及び関係事務費を計上。歳入については保護者負担に係る予算を計上） | 学校給食課 | 新規 |
| 9 | 歳入予算関係<br>（保護者負担給食費の減額） | | 小・中学校給食物価高騰支援事業 | 38,158 | 物価高騰による学校給食費への影響が見られる中、保護者の負担を軽減するための支援（市負担）を行う。<br>1食あたり給食費　小学校は305円：現行290円<br>中学校は360円：現行340円<br>市負担額<br>小学校　30円／食×4,166人×195日＝24,371千円<br>中学校　35円／食×2,020人×195日＝13,787千円 | 学校給食課 | 臨時 |
| 10 | 社会教育費 | 留守家庭児童会育成事業費 | 留守家庭児童会運営委託事業<br>（松井ケ丘留守家庭児童会） | 30,076 | 留守家庭児童会における職員体制の安定と民間のノウハウを活かしたサービスの向上を図るため、松井ケ丘留守家庭児童会の運営を民間事業者に委託して行う。 | 社会教育課 | 新規<br>（R6契約） |
| 11 | 幼稚園費 | 幼稚園管理費 | 市立幼稚園弁当給食委託事業 | 27,605 | 保護者負担の軽減と幼児の健全な育成を図るため、全市立幼稚園において弁当給食事業を民間委託により実施する。 | 保育幼稚園課 | 新規 |
| 12 | 幼稚園費 | 幼稚園管理費 | 薪幼稚園駐車場整備事業 | 52,500 | 令和9年度の薪幼稚園のこども園化を見据え、来園者用駐車場を整備する。 | 保育幼稚園課 | 臨時 |

## 主な債務負担行為

| No | 事業名 | 限度額<br>千円 | 内　　容 | 所属 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 三山木小学校用地購入事業 | 学研都市京都土地開発公社が代位弁済する三山木小学校用地購入資金総額50，000千円に対する元金、利子及び事務費相当額 | 三山木小学校の用地拡張のため隣接地を購入するもの。<br>【債務負担行為：令和7年度～9年度】 | 学校教育課 |
| 2 | 生涯学習だより制作等事業 | 900 | 生涯学習だよりの制作について、その事務の一部を委託により実施するもの。<br>【債務負担行為：令和7年度～8年度】 | 社会教育課 |
| 3 | 留守家庭児童会運営委託事業<br>（大住・桃園・薪・田辺東<br>留守家庭児童会） | 420,000 | 大住、桃園、薪、田辺東の各留守家庭児童会について、その運営を令和8年度から民間に委託するもの。<br>【債務負担行為：令和7年度～11年度】 | 社会教育課 |

# 令和７年度一般会計予算
# 科目別事業一覧（教育費抜粋）

令和７年度　予算科目別事業

| 予算科目 | | 事　業　名 | 予算額 | 特定財源 | | | 一般財源 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 国府支出金 | 市債 | その他 | |
| 教　育　費 | | | | | | | |
| 教育総務費 | | | | | | | |
| | 教育委員会費 | 教育委員会運営費 | 3,801 | | | | 3,801 |
| | 事務局費 | 事務局運営費 | 14,799 | | 1,700 | 550 | 12,549 |
| | | 教育企画費 | 18,850 | | | | 18,850 |
| | 学校教育支援費 | 学校教育支援一般経費 | 9,462 | 1,421 | | | 8,041 |
| | | 情報教育推進費 | 756,917 | 255,384 | 330,200 | | 171,333 |
| | | 国際理解教育事業費 | 8,424 | | | 801 | 7,623 |
| | | 教育支援センター事業費 | 29,770 | | | 128 | 29,642 |
| | | 通学安全対策事業費 | 15,654 | | | | 15,654 |
| | 教育施設管理費 | 教育施設管理事業費 | 104,984 | | | | 104,984 |

（単位：千円）

| 事　業　概　要 | 担当 |
|---|---|
| | |
| | |
| ・教育委員報酬<br>・教育文化功労者表彰経費等 | 教育総務室 |
| ・教育委員会事務局運営経費、公用車管理費<br>・職員採用経費、職員健康管理費 | 教育総務室<br>学校教育課<br>学校給食課 |
| ・新しい学校づくりプラン策定・学校施設長寿命化計画改定業務<br>・学校教育審議会運営費 | 教育総務室<br>学校教育課 |
| ・学校教育支援一般経費<br>・学校における医療的ケア児支援体制整備事業<br>・コミュニティ・スクール運営事業 | 学校教育課 |
| ・ＧＩＧＡスクール構想（第２期）児童生徒用タブレット端末等整備事業<br>・デジタル採点支援システム導入事業<br>・小・中学校情報教育推進費 | こども・学校サポート室<br>学校教育課 |
| ・ＡＬＴ４名（外国語指導助手） | こども・学校サポート室<br>学校教育課 |
| ・教育支援センター運営事業 | こども・学校サポート室 |
| ・通学バス運行事業<br>・バス通学費等補助<br>・通学安全整理事業 | 学校教育課 |
| ・学校施設包括管理委託事業 | 学校教育課 |

令和７年度　予算科目別事業

| 予算科目 | | 事　業　名 | 予算額 | 特定財源 | | | 一般財源 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 国府支出金 | 市債 | その他 | |
| 小学校費 | | | | | | | |
| | 学校管理費 | 小学校管理運営費 | 219,676 | | | 115 | 219,561 |
| | | 学校給食費 | 506,448 | 17,688 | | 240,346 | 248,414 |
| | | 小学校健康管理費 | 35,830 | | | | 35,830 |
| | | 小学校施設整備費 | 845,004 | | 803,500 | 41,200 | 304 |
| | 教育振興費 | 小学校就学援助費 | 50,414 | 21,893 | | | 28,521 |
| | | 小学校教育助成費 | 40,697 | 2,314 | | | 38,383 |
| | 学校建設費 | 小学校長寿命化事業費 | 25,830 | | | 25,800 | 30 |
| 中学校費 | | | | | | | |
| | 学校管理費 | 中学校管理運営費 | 61,452 | | | 3 | 61,449 |
| | | 中学校健康管理費 | 16,077 | | | | 16,077 |
| | | 中学校施設整備費 | 539,743 | | 490,000 | 49,100 | 643 |
| | | 学校特色化事業費 | 3,488 | | | | 3,488 |
| | | 学校給食費 | 331,345 | 10,006 | | 141,562 | 179,777 |
| | 教育振興費 | 中学校就学援助費 | 46,423 | 13,419 | | | 33,004 |
| | | 中学校教育助成費 | 32,311 | 900 | | | 31,411 |
| | | 中学校文化・スポーツ活動推進事業費 | 35,800 | 4,643 | | | 31,157 |

（単位：千円）

| 事　業　概　要 | 担当 |
|---|---|
| | |
| ・小学校管理運営経費<br>・小学校水泳授業委託事業<br>・小学校一般備品、図書室用図書等 | 学校教育課 |
| ・小学校給食運営事業<br>・特別栽培米普及促進事業 | 学校給食課 |
| ・教職員健康診断手数料、児童健康診断校医報酬等 | 学校教育課 |
| ・小・中学校体育館等空調設備整備事業（小学校分）<br>・小学校施設修繕料<br>・小学校仮設校舎借上料(松井ケ丘、薪、三山木)<br>・小学校施設用備品 | 学校教育課 |
| ・特別支援教育就学奨励費<br>・要保護及び準要保護児童就学援助費 | 学校教育課 |
| ・「総合的な学習」推進費、社会人講師活用事業<br>・学力検査手数料、学級消耗品、教材備品<br>・こころの教育推進事業 | こども・学校サポート室<br>学校教育課 |
| ・田辺小学校長寿命化改修事業 | 学校教育課 |
| | |
| ・中学校管理運営経費<br>・中学校一般備品、図書室用図書 | 学校教育課 |
| ・教職員健康診断手数料、生徒健康診断校医報酬等 | 学校教育課 |
| ・小・中学校体育館等空調設備整備事業（中学校分）<br>・中学校施設修繕料<br>・中学校仮設校舎借上料（大住、田辺）<br>・中学校施設用備品 | 学校教育課 |
| ・培良中学校特色化事業 | 教育総務室<br>こども・学校サポート室<br>学校教育課 |
| ・中学校給食運営事業<br>・特別栽培米普及促進事業 | 学校給食課 |
| ・特別支援教育就学奨励費<br>・要保護及び準要保護生徒就学援助費 | 学校教育課 |
| ・「総合的な学習」推進費、社会人講師活用事業<br>・標準学力テスト手数料、学級消耗品、教材備品<br>・生駒北中学校生徒委託料<br>・こころの教育推進事業 | こども・学校サポート室<br>学校教育課 |
| ○学校部活動の地域移行事業<br>・部活動サポート事業（部活動指導員）<br>・スポーツ大会選手派遣等バス借上料<br>・中学校楽器備品<br>・中学校対外運動競技等大会参加費補助金 | こども・学校サポート室<br>学校教育課 |

令和７年度　予算科目別事業

| 予算科目 | | 事　業　名 | 予算額 | 特定財源 | | | 一般財源 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 国府支出金 | 市債 | その他 | |
| 幼稚園費 | | | | | | | |
| | 幼稚園管理費 | 幼稚園管理運営費 | 119,237 | | 48,300 | 20,824 | 50,113 |
| | 教育振興費 | 幼稚園教育助成費 | 387,669 | 266,492 | | | 121,177 |
| 社会教育費 | | | | | | | |
| | 社会教育総務費 | 社会教育委員費 | 1,101 | | | | 1,101 |
| | | 社会教育活動費 | 335 | 120 | | | 215 |
| | | 社会教育関係団体等支援事業費 | 1,775 | | | | 1,775 |
| | | 生涯学習推進・支援事業費 | 5,999 | | | 180 | 5,819 |
| | | 青少年健全育成事業費 | 4,954 | 649 | | | 4,305 |
| | | 家庭教育推進事業費 | 400 | | | | 400 |
| | | 人権教育推進事業費 | 261 | | | | 261 |
| | 公民館費 | 公民館運営費 | 14,534 | | | 1,834 | 12,700 |
| | | 講座開設費 | 3,196 | 119 | | 126 | 2,951 |
| | | 地区公民館整備費 | 7,410 | | | | 7,410 |
| | 図書館費 | 図書館活動費 | 89,191 | | | 392 | 88,799 |
| | 留守家庭児童会育成事業費 | 留守家庭児童会育成費 | 91,735 | 47,020 | | 36,241 | 8,474 |
| | | 留守家庭児童会整備費 | 15,774 | 10,516 | | | 5,258 |

（単位：千円）

| 事　業　概　要 | 担当 |
|---|---|
| | |
| ・市立幼稚園弁当給食委託事業<br>・薪幼稚園駐車場整備事業<br>・市立幼稚園・こども園保護者負担額軽減事業（教材費）<br>・市立幼稚園管理運営経費<br>・幼稚園キララ体験活動事業<br>・市立幼稚園預かり保育事業<br>・健康診断園医報酬等<br>・幼稚園施設用備品整備等 | 保育幼稚園課 |
| ・心身障がい児・医療的ケア児受入れ補助事業（民間保育所等）<br>・私立幼稚園健康診断補助金<br>・施設等利用費<br>・認定こども園施設型給付費 | 保育幼稚園課 |
| | |
| ・社会教育委員報酬<br>・社会教育委員会議経費 | 社会教育課 |
| ・社会教育活動事業 | 社会教育課 |
| ・青少年問題連絡協議会、青年団、子ども会等の各種活動補助金 | 社会教育課 |
| ・生涯学習推進補助事業<br>・「生涯学習だより」発行費<br>・「京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ」開催経費<br>・人材バンク講師派遣事業 | 社会教育課 |
| ・二十歳のつどい開催経費<br>・放課後子ども教室事業<br>・地域・学校パートナーシップ事業 | 社会教育課 |
| ・地域子育てセミナー | 社会教育課 |
| ・人権教育推進事業 | 社会教育課 |
| ・中央公民館管理運営経費 | 社会教育課 |
| ・中央市民大学、日本語教室、スマホ教室、子ども体験教室、料理教室、脳トレ健康マージャン等開設経費 | 社会教育課 |
| ・地区公民館新改築負担金 | 社会教育課 |
| ・中央図書館管理運営経費<br>・北部分室及び中部分室図書室運営経費<br>・移動図書館車巡回事業費<br>・図書、視聴覚備品等購入費<br>・点字図書制作費<br>・図書館教養講座、おはなし会等開催経費<br>・インターネットによる蔵書公開と貸出予約 | 社会教育課 |
| ・留守家庭児童会運営委託事業（松井ケ丘）<br>・放課後児童クラブ運営補助事業<br>・留守家庭児童会施設用備品等<br>・留守家庭児童会ボランティア派遣事業 | 社会教育課 |
| ・仮設建物借上料（薪） | 社会教育課 |

# 令和７年度一般会計予算
# 歳入歳出予算事項別明細（総括）

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 総　括

### （歳　入）

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比　較 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 市税 | 12,621,658 | 12,086,558 | 535,100 |
| 2 地方譲与税 | 199,000 | 196,000 | 3,000 |
| 3 利子割交付金 | 9,000 | 4,000 | 5,000 |
| 4 配当割交付金 | 115,000 | 97,000 | 18,000 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 172,000 | 111,000 | 61,000 |
| 6 法人事業税交付金 | 149,000 | 136,000 | 13,000 |
| 7 地方消費税交付金 | 1,778,000 | 1,651,000 | 127,000 |
| 8 ゴルフ場利用税交付金 | 19,000 | 19,000 | 0 |
| 9 環境性能割交付金 | 47,000 | 41,000 | 6,000 |
| 10 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 12,000 | 12,000 | 0 |
| 11 地方特例交付金 | 98,000 | 430,000 | △332,000 |
| 12 地方交付税 | 3,705,456 | 3,230,000 | 475,456 |
| 13 交通安全対策特別交付金 | 6,000 | 5,200 | 800 |
| 14 分担金及び負担金 | 180,714 | 203,525 | △22,811 |
| 15 使用料及び手数料 | 420 | 4 | 7,820 |
| 16 国庫支出金 | 5,967,925 | 5,510,944 | 456,981 |
| 17 府支出金 | 2,561,623 | 2,428,775 | 132,848 |
| 18 財産収入 | 19,512 | 10,505 | 9,007 |
| 19 寄附金 | 461,400 | 271,400 | 190,000 |
| 20 繰入金 | 1,463,796 | 1,891,538 | △427,742 |
| 21 繰越金 | 1 | 1 | 0 |
| 22 諸収入 | 1,297,191 | 897,650 | 399,541 |
| 23 市債 | 3,804,200 | 2,344,200 | 1,460,000 |
| 歳　入　合　計 | 35,108,000 | 31,990,000 | 3,118,000 |

（歳　出）

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比　較 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 議会費 | 253,708 | 245,937 | 7,771 |
| 2 総務費 | 3,449,755 | 2,986,508 | 463,247 |
| 3 民生費 | 13,926,106 | 13,214,379 | 711,727 |
| 4 衛生費 | 2,665,717 | 2,462,120 | 203,597 |
| 5 労働費 | 8,559 | 13,276 | △4,717 |
| 6 農林水産業費 | 514,662 | 585,781 | △71,119 |
| 7 商工費 | 338,265 | 256,659 | 81,606 |
| 8 土木費 | 3,324,321 | 3,282,420 | 41,901 |
| 9 消防費 | 2,445,828 | 2,192,013 | 253,815 |
| 10 教育費 | 5,931,420 | 4,415,375 | 1,516,045 |
| 11 公債費 | 2,208,829 | 2,295,496 | △86,667 |
| 12 諸支出金 | 830 | 36 | 794 |
| 13 予備費 | 40,000 | 40,000 | 0 |
| 歳　出　合　計 | 35,108,000 | 31,990,000 | 3,118,000 |

| 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|
| 特定財源 | | | 一般財源 |
| 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 0 | 0 | 174 | 253, 534 |
| 354, 961 | 83, 000 | 221, 102 | 2, 790, 692 |
| 6, 534, 881 | 51, 600 | 301, 739 | 7, 037, 886 |
| 127, 635 | 107, 500 | 427, 823 | 2, 002, 759 |
| 0 | 0 | 912 | 7, 647 |
| 63, 629 | 109, 500 | 22, 811 | 318, 722 |
| 38, 548 | 84, 100 | 0 | 215, 617 |
| 453, 246 | 819, 300 | 210, 571 | 1, 841, 204 |
| 94, 896 | 875, 500 | 438, 333 | 1, 037, 099 |
| 764, 552 | 1, 673, 700 | 598, 243 | 2, 894, 925 |
| 0 | 0 | 21, 072 | 2, 187, 757 |
| 0 | 0 | 829 | 1 |
| 0 | 0 | 0 | 40, 000 |
| 8, 432, 348 | 3, 804, 200 | 2, 243, 609 | 20, 627, 843 |

参考例規抜粋

○京田辺市教育委員会教育長事務委任規則（抄）

平成１２年２月１５日

教育委員会規則第２号

（事務の委任）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（略）

（６）　法第２７条及び第２９条に規定する意見の申出に関すること。

（略）

（[redacted]）

[redacted]

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第２９条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。